

民生福祉常任委員会記録

平成26年12月2日

【開催日】 平成26年12月2日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後5時27分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義		
----	------	--	--

【執行部出席者】

健康福祉部長	河合久雄	国保年金課長	吉岡忠司
国保年金課国保係長	大濱史久	国保年金課年金高齢医療係長	三隅貴恵
国保年金課特定健診係長	岡崎さゆり	高齢障害課長	兼本裕子
高齢障害課主査兼高齢福祉係長	坂根良太郎	高齢障害課主査兼介護保険係長	河上雄治
高齢障害課介護保険係主任	松本啓嗣	地域包括支援センター所長	尾山貴子
地域包括支援センター主任	荒川智美	市民生活部長	川上賢誠
市民生活部次長兼環境課長	佐久間昌彦	環境課主幹	渡邊育学
環境課主査兼生活衛生係長	木村清次郎	こども福祉課長	川崎浩美
こども福祉課主幹	河口修司	こども福祉課主査兼保育係長	金子悦美
健康福祉部次長兼社会福祉課長	伊藤雅裕	社会福祉課主査兼地域福祉係長	吉村匡史
企画課行革推進係長	別府隆行	企画課行革推進係	竹内広明

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	庶務調査係長	島津克則
------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 議案第83号 平成26年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について（国保）

- 2 議案第85号 平成26年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について（国保）
- 3 議案第97号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（国保）
- 4 議案第84号 平成26年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第3回）について（高齢）
- 5 議案第92号 山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について（高齢）
- 6 議案第93号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 7 議案第94号 山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の制定について（高齢）
- 8 議案第91号 山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について（環境）
- 9 議案第101号 山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について（環境）
- 10 議案第95号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（こども）
- 11 議案第96号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について（こども）
- 12 議案第102号 山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について（社会福祉）

午前10時 開会

下瀬俊夫委員長 おはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を始めたいと思います。きょうは審査番号、議案番号に沿って審査いたします。それでは第83号から審査に入りたいと思います。それでは執行側の説明を求めたいと思います。

吉岡国保年金課長 それでは、議案第83号平成26年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第2回について御説明します。今回の補正は、歳入歳出とも3億960万8,000円を増額し、総額78億4,377万4,000円とするものでございます。歳出から御説明いたします。11、12ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費につきましては、補正はなく、財源内訳の修正でございます。5目審査手数料は手数料の不足により50万6,000円を増額するものです。3款1項1目後期高齢者支援金は額の確定により29万8,000円を増額するものです。13、14ページをお開きください。4款1項1目前期高齢者納付金4万5,000円の増額、5款1項1目老人保健事務費拠出金1万6,000円の減額、6款1項1目介護納付金の33万7,000円の減額は、額の確定によるものです。15、16ページをお開きください。8款2項2目ははり・きゅう施術費は国保被保険者が市の認定するはり・きゅう施術所で市が発行した割引券を提示すれば、一定額の補助を受けて利用することができるというものですが、今年度は利用者が増加しており、18万9,000円の増額となっております。9款1項1目基金積立金は2億5,476万円増額しております。この内訳としては、預金利息が5万円、計画的な積み立てが1億5,000万円、保険料の留保分が1億471万円となっております。今回の積み立てにより基金残高は6億3,815万4,188円となります。次に10款1項3目過年度支出金が5,416万3,000円の増額となっております。内訳は、平成23年度療養給付費負担金償還金が3万7,576円、平成25年度療養給付費負担金償還金が5,408万2,325円、平成25年度高齢者医療円滑化補助金償還金が4万3,000円となっております。次に歳入について御説明いたします。7、8ページをお開きください。保険料については、9月末の保険料の調定額にそれぞれ見込みの収納率を乗じて、当初予算から差し引いて差額を補正予算として算出してしております。1款1項1目一般被保険者国民健康保険料1節医療給付費現年度分は1,313万3,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年度分は375万3,000円の増額、3節介護納付金現年度分は327万5,000円の増額となっております。2目退職被保険者等国民健康保険料1節医療給付費現

年度分は2,023万7,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年度分は580万円の減額、3節介護納付金現年度分は647万7,000円の減額となっております。当初予算と比較して変動している原因として、当初予算は平成25年度の料率で算定しております。9月調定には平成26年度の料率が適用されていますので、その差額が発生すること。そして、退職分につきましては、当初予算時の予想以上に退職被保険者が減少したことが原因と考えられます。次に、5款1項1目療養給付費交付金の現年度分の1,481万6,000円の減額、過年度分の3,613万7,000円の増額は額の確定によるものです。9、10ページをお開きください。6款1項1目前期高齢者交付金の69万2,000円の減額も額の確定によるものです。9款1項1目利子及び配当金は基金の利子で5万円となっております。11款1項1目繰越金3億2,296万1,000円は、平成25年度決算認定を受けて増額するものです。最後に12款3項1目一般被保険者第三者納付金は交通事故にかかわる返納金で、実績に基づき458万7,000円を増額しております。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 それでは11ページ、歳出から質疑を受けたいと思います。11、12ページありませんか。

岩本信子委員 今御説明いただいたんですけど、結局歳出の中で療養給付費なんかも全部減額、減額になったのではなくて財源の調整だけなんですか。それとも療養給付費が下がったという考え方でよろしいんですか。どちらですか。

吉岡国保年金課長 このたびは、補正はなく財源の内訳の調整だけでございます。

岩本信子委員 財源の内訳と言われますけど、療養給付費これがもともとどちらの財源にあったわけなんですか。その他に内訳となっておりますけど、結局療養給付費が下がったということで私は財源がこちらになったのかなと思ったんですけど、その辺を説明していただけませんか。療養給付費は下がってないという考えでよろしいんですか。

吉岡国保年金課長 このたびは、療養給付費につきましては補正をしておりません。現在、7カ月分の保険料療養給付費の支給をしているところでございますが、今後インフルエンザなどの流行も考えられますので、もう

少し動向を見ながら必要があれば3月で補正をしたいというふうに考えております。そして内訳でございますが、特定財源のその他のところでございますけれども国民健康保険料また前期高齢者交付金、療養給付費交付金などが減額になっております。こちらにつきましては、歳入のほうの補正をしておりますので、それにあわせて内訳のほうが変更になったということでございます。

岩本信子委員 率が変わったから最初の予算と変わってきたという考え方でよろしいんですか。

吉岡国保年金課長 保険料につきましては、そのとおりでございます。

下瀬俊夫委員長 ほかに。なければ13、14。なければ15、16。

三浦英統委員 基金積立金の件でございますが、ことしの予算のときも国保事業が県に統一されるんではないかというような発言がございましたが、ここで全体で6億3,800万円も基金の積立金がございます。インフルエンザその他のところで多く利用されるというようなことで、基金を積み立てていらっしゃると思うんですが、合併になると基金自体はどのような考え方になるのか。山陽小野田市に残るのか、基金全体が県のほうに行くのか、そこらあたりの御見解をお聞きしたいと思います。

吉岡国保年金課長 基金自体につきましては、各市町村に残るというふうに聞いております。

岩本信子委員 基金の残高が6億ということを知ったんですけど、大体以前から言われていたのが5億くらいが適当じゃないかということだったんですけど、この6億についてどうお考えでしょうか。もうちょっと今度保険料に影響させるとかそういうふうな考えをもっていらっしゃるかどうかお聞きします。

吉岡国保年金課長 現在補正で6億ということになっておりますが、今後今年度中にインフルエンザ等の流行があった場合にはまた基金を取り崩してということになるかと思いますが、以前より基金の積み立ての目安として給付費の10%ということで申し上げておりました。現在この10%を超えておりますが、今後の動向を見ながら超えた分につきましては、保険料の抑制等に使用していきたいというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 保険料の抑制の具体的な対応については、まだ検討していないということですね。

吉岡国保年金課長 これはまた26年度の決算を見ながらということになりますので、27年度の料率算定のときに検討していくことになるかと思っています。

下瀬俊夫委員長 ほかに。今の基金の取り崩しの件でインフルエンザ等という話がありましたよね。そのインフルエンザ等で対応する場合に、どの程度の予算を検討しているんですか。

吉岡国保年金課長 通常のインフルエンザの流行というところになりますと、大体1億くらいはかかるのではないかというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 ほかに。このはり・きゅうの施術費ですが、この割引は3割程度ということですか。割引の率です。

吉岡国保年金課長 補助額につきましては、率ではございません。まず初検料が200円、一術これははりときゅうのどちらかを1回行った場合でございますが、このときに700円、二術はり・きゅう両方を行った場合に800円という補助をしております。

下瀬俊夫委員長 値引きはいわゆる国保でいう3割分程度ですかということなんでしょうか、わからない。

吉岡国保年金課長 施術所によりまして金額は異なります。大体2,000から3,000くらいの間で聞いておりますので、3,000円としまして2割6分、26%くらいの補助と考えております。

下瀬俊夫委員長 はり・きゅうの関係で、手続的には市のほうに届出か何かをすれば対象になるということですか。

吉岡国保年金課長 まず施術所から認定の申請をしていただくことになります。そして認定を受けた施術所でこの補助券が使えるということになります。補助券につきましても、被保険者から申請を受けましてその補助券を発行するというようになります。

下瀬俊夫委員長 その基準は。認定の基準というのはあるんですか。

吉岡国保年金課長 基準は特にございません。

三浦英統委員 基金なんですけど、基金6億3,000万あるんですが、次年度の新年度予算の中で料金の値下げ、これをする考えがあるんですか。インフルエンザが仮に大流行しないときには1億要りませんもんで、そこらあたりの基本的な考え方をお聞きしておきたいんですけど。先ほど同僚議員から質問があったんですが、再度確認だけしておきたい。

下瀬俊夫委員長 確認というの是非常に厳しい確認ですか。

吉岡国保年金課長 今年度、平成26年度の当初予算につきましても、基金を1億1,600万取り崩して予算を立てております。これにつきましても保険料の抑制ということで当初より予算化をしておるところでございますが、今後ともこういう考え方につきましては、基本的にはこういう同じような考え方で予算をつくっていきたいというふうに考えております。

岩本信子委員 基金のところでは財産収入これ預金利息が入ったということで、今お聞きしました。今まで気がつかなかったんですが、預金利息が入っているという記憶がなかったもんですから。6億くらいになると利息も大きくなると思うんですけど、これを積み立てか何かに預けていらっしゃるんじゃないかと思うんですが、こういう預け方というのは一定のところでは預けていらっしゃるのか、それとも入札で利息のいいところに預けていらっしゃるとかそういうふうなことはされてないんですか、その辺をお聞きしたいと思います。

吉岡国保年金課長 基金につきましては、普通預金で預けておるところでございます。預け先につきましては、出納室で管理しておりますので、私どものほうで関知はしておりません。

岩本信子委員 普通預金ですか。少しでも運用を図るわけではない、これは別に投資するわけではないんですけど、少しでも6億くらいになると大きいもんですから普通預金じゃなくて例えば一部3億くらいでも定期にするとかそういうお考えはないんですか。資金の管理がそれだから国保のほうには一切関係ないという形で考えられるんですか。

下瀬俊夫委員長　しかしあなた答えられるの。

岩本信子委員　普通預金でも5万円でも出るくらいだったら、定期にすれば随分出ると思いますので、お願いします。

下瀬俊夫委員長　伝えてくれというわけね。（「そうです」と呼ぶ者あり）ほかにありますか。さっきの来年度の保険料どうのこうのというね、話なんだけど、この26年度若干保険料を引き下げということになったけど、基本的には例の法定減免とのかかわりで出ているわけで、行政が政策的に保険料の問題についてきちんと対応するということではなかったんではないかと思うんですが、今年度やった方向と同じような方向でと言われると、もっとやっぱり政策的な対応が要るんじゃないかと思うんですが、いかがですかね。

吉岡国保年金課長　法定減免というのはございまして、ただその市の独自の制度をつくるというのは難しかろうとは思っております。ただできるとすれば基金から繰り入れてその額の分だけを料率を下げるといようなやり方しか方法としてはそれしかないと考えておりますけども、できるだけそのときの状況によりますが、決算等の状況によりますが、できるだけ料率を下げるとい方向で考えてはいきたいというふうに思っております。

下瀬俊夫委員長　いわゆる保険料引き下げの根拠がね、料率という問題だけなんですか。当然山口県下でトップクラスというこの保険料全体についてやはりどうするかという問題はあるわけでしょう、政策的な対応がね。そういうことも含めて1億がどうのこうのと問題ではなしに政策的な対応が要るんじゃないかなど。以前から平準化という言い方をされるわけだけど、県下の保険料に少し下げていくというかそこら辺の方向性というのが要るんじゃないかと思うんですが、いかがですかね。

吉岡国保年金課長　歳出の面を見ますと、先日から御紹介しておりますデータヘルス計画というものに取り組みまして歳出自体は減らしていくということも今取り組み始めているところでございます。保険料につきましては、今後平成29年度から広域化ということが言われております。広域化になったら保険料を均一化するのということもまだ確定はしておりませんが、今国のほうで審議されている内容を見ますと分賦方式ということで、基本的には保険料は均一ではないという方向で進んでいる

ようでございます。そういった中でこの27年度から、来年度からになりますけども、全ての医療費が県共同処理ということになります。そういったことでも、保険料の平準化、県内の平準化というところには少しづつではありますがつながっていくというふうに考えております。そういうことも含めまして、これはすぐというわけにはいかないかもしれませんが、県内の平均程度には将来的には持っていきたいというふうには考えております。

下瀬俊夫委員長 ほかに。なければ歳入のほうに入りたいと思います。歳入全般について。いいですか。質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りたいと思います。議案第83号平成26年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第2回について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致。可決をされました。次に議案第85号平成26年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回について説明をお願いいたします。

吉岡国保年金課長 議案第85号平成26年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第2回について御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出とも82万4,000円を増額し、総額9億6,067万5,000円とするものでございます。歳出から御説明いたします。5、6ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を82万4,000円増額しております。歳出は以上でございます。次に歳入について御説明いたします。4款1項1目繰越金82万4,000円は平成25年度決算認定を受けて増額するものです。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

岩本信子委員 この中の決算書のほうはいいんですけど、結局この後期高齢者の医療というのがいろいろ変わるといいう話が何年か前にあったんですが、その後一体これほどの動きになっているかだけをおたくがつかんでいらっしゃる情報だけで結構ですがどうでしょうか。

吉岡国保年金課長 現在のところ変更されるという情報はつかんでおりません。

下瀬俊夫委員長 いいですか。ないようでしたら質疑を打ち切ります。議案第85号平成26年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですか。では賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致です。これほんとにどねえかならんかね、この会計は。それでは、続いて議案第97号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。では執行側の説明を求めます。

吉岡国保年金課長 議案第97号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。まず、今回改正されます出産育児一時金の現在の状況を御説明させていただきます。出産育児一時金は、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合42万円を上限として被保険者に支給されます。支払い方法として、直接支払い制度を利用すれば本人が窓口で現金を支払うことなく、市から国保連合会を通して医療機関に支払いをいたします。なお。出産費用が42万を超える場合には、その差額は本人負担となり医療機関に直接支払っていただくこととなりますが、42万に満たない場合は、本人から市への請求により差額を本人に支給することとなります。平成25年度については39件で1,550万270円の支給実績となっております。それでは、改正の内容を御説明いたします。平成26年4月21日に国の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額を見直すこととする方針が決定され、平成26年7月7日の同部会において、出産育児一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定されました。これに基づき、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月19日に交付されたことから、国民健康保険条例参考例の一部が改正され、本市の条例についても所要の改正を行うものです。お配りしております資料、山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、出産育児一時金の見直しについてをごらんください。上の棒グラフをごらんください、右側が改正前、左側が改正後になります。支給額の合計は双方とも42万円に変更はありません。変更になったのは内訳でございます。改正前は、産科医療補償制

度掛金が3万円でしたが、改正後は1万6,000円と減額されております。合計が変わりませんので、出産育児一時金が39万から40万4,000円と増額になっております。産科医療補償制度とは、その下の枠線内にもありますが、分娩機関とありますが医療機関が加入する制度で、補償対象の状況で分娩があった場合、補償金を被保険者に支払うというものです。資料の裏面をごらんください。掛金が減っても合計が変わらなかった理由として、2番目の丸のとおりで、今回の産科医療補償制度の見直しにおいては、掛金が3万円から1万6,000万円に引き下げられることとなったが、出産育児一時金の総額については、前回の改定から4年半が経過したが、その後、平均的な出産費用は増加していること。平成24年度における全国の平均的な出産費用は41万7,000円となっており、公的病院の出産費用だけを見ても40万6,000円となっていること。仮に総額を引き下げるとした場合、分娩機関から本人に対する出産費用の請求が、掛金の引き下げ幅以上に下がらない限り、本人の実質的な負担が増加すること。一方で、医療保険財政は厳しい状況にあるため、総額の引き上げは困難であること等を総合的に考慮し、今回は総額42万円を維持することとしてはどうか。という理由で、総額は据え置いたということになります。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

下瀬俊夫委員長 説明が終わりました。議員の皆さんの質疑をお願いします。

吉永美子委員 まず1点目ですね、保険料が3万円から1万6,000円に減額ということはこれまでの実績で損害保険会社が保険料がここまで下げれるということの結論になったということによろしいでしょうか。

吉岡国保年金課長 この産科医療補償制度につきましては、公益財団法人日本医療機能評価機構というところが運営をしておるところでございますが、この掛金につきましては今まで3万円で行ってございましたが、かなり剰余金が出たということをお聞きしております。このたびそのことによりまして1万6,000円まで下げると。そして実際にはこの制度を運営していくためには2万4,000円かかるそうでございますが、その差額8,000円につきましてはこの公益財団法人が今までに貯めた剰余金から支給をしていくというふうにお聞きしております。

吉永美子委員 それでは次に先ほどの厚生労働省が出した分によると公的病院の出産費用だけを見ても40万6,000円となっているということは、

改正後になっても手出しはあるということになると思うんですが、山陽小野田市の現状はどうでしょうか。平均的な費用はどのようになっているかつかんでおられますでしょうか。

吉岡国保年金課長 申しわけございません。平均費用はまだ出しておりません。

岩本信子委員 42万支給されるわけですが、これ財源というのはどちらから。交付税措置か何かされて出るんですか。財源をお知らせください。

吉岡国保年金課長 総額の3分の1が市からの繰入金というふうになっております。

吉永美子委員 先ほどわからないということは言われましたが、少なくとも改正前の出産育児一時金が39万でしたよね。それより下回った場合は本人が申請すれば御本人のところにいくわけでしょ、これまでも。その辺の手續というのはこれまでなかったということでしょうか。39万以上はかかっているということになりますですか。請求がなかったのでしょうか。

吉岡国保年金課長 限度額以下の場合は当然本人が申請で支給となりますが、それについては今までも支給をしております。申しわけございません、件数については把握しておりませんが、実績としてはございます。

下瀬俊夫委員長 休憩とろうか。5分ほど休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

下瀬俊夫委員長 いいですか。再開します。

吉岡国保年金課長 25年度の実績でいいですよと39件というふうに先ほど申し上げましたが、このうち20件が限度額に満たない方で市に申請があった方でございます。

吉永美子委員 どのくらいの戻りがあったかというところまではわからないですね。

吉岡国保年金課長 人によって金額が変わっております。申しわけございません、トータルは出しておりません。済みません、先ほどの一般会計の繰り入れの件でございますが、先ほど3分の1というふうに申し上げましたが、申しわけございません、3分の2の誤りでございます。

下瀬俊夫委員長 3分の2で一般会計。

吉岡国保年金課長 申しわけございません。

下瀬俊夫委員長 ほとんどやないか。

吉永美子委員 確認させていただくと、20件は市に申請があったということはお産みなった保護者の方の部分が改正後は一時金が上がるわけですから、経済的に助かる方がさらにふえるということになるということですね。

吉岡国保年金課長 総支給額は変わりませんので、本人への戻る額というのは結局変わらないということになります。

吉永美子委員 私の認識が間違っていたらごめんなさい。改正前は一時金が39万が一時金が40万4,000円になるということは39万でも返す人がおるんだから20件返されているので、経済的に助かる方がふえるという認識でよろしいですかとお聞きしました。

吉岡国保年金課長 おっしゃるとおりでございます。

岩本信子委員 このシステムについてお聞きしたいんですけど、結局出産は出産で病院に直と、差額が本人から申請と言われたんですけどその辺の連絡といいますか、本人が出産費用との差額がなんぼあるというのが本人が確認できるようなシステムがあるんですか。その辺をお伺い。本人が申請が漏れがないようになっているのかどうかを確かめたいんですけど、その辺どうですか。

下瀬俊夫委員長 申請主義なの。

岩本信子委員 申請って言われたから。

大濱国保年金課国保係長 現金の差額支給については申請主義になっておりますので、本人の申請をもってこちらから現金支給という形になります。その際に領収書等を添付していただいておりますので、その領収書と補償制度を利用しておれば42万との差額を支給させていただくということになります。

岩本信子委員 それは本人が皆わかっていますかね、どうなんですかね。出産した人が42万までは支給されるということで、あと差額はどうぞ申請してくださいよとか親切な対応されているかどうかということですか。

大濱国保年金課国保係長 一般的には、出産する医療機関との当初の話し合いの中で直接支払い制度を使われるかどうかの説明があると思います。その際に42万円を下回れば差額の支給もあるよというような説明をされておられると思いますけども、各保険者のほうに申請されるかどうかというのは御本人のあれにはなりますけども。申請がない方については年に一回申請勧奨通知を出したりすることはありますけど、ただこれが出産されたときにどの保険から一時金をもらわれているかどうかという、国保でなく社会保険のほうでもらわれておれば、今は国保であっても国保から支給することはないのでそういったところがあるので、確認しながら勧奨しておるところでございます。

下瀬俊夫委員長 漏れはないか、そんなことで。

岩本信子委員 漏れがないかと言われると、結局出産は病院からくるじゃないですか、42万下がってくるじゃないですか。そうするとわかるじゃないですか。この人は出産費用が少ないからどうぞ本人で申請してくださいという勧奨の仕方っていうのがされているんですか、どうなんですか。

大濱国保年金課国保係長 直接支払い制度を御利用されておられれば、医療機関に直接支払うものについてはこちらに医療機関のほうから請求がありますので、この方が国保で一時金を受け取られているのがわかりますので、そういう方については勧奨通知を出して申請していただくようしております。ただたまにあるんですけども、直接支払い制度を使われない方、例えばポイントがつくからひとまずカードで払っておきたいという方も中にはいらっしゃるんですけど、こちらでは申請に来られるまで

は把握ができないところもございますので、そういうところを把握するところを苦慮しているところでございます。

下瀬俊夫委員長 何かそういう制度、仕組みをつくれんかね。漏れが出ると困るよな。申請主義というのはちょっと疑問なんだけど。

吉永美子委員 例えば出産前の妊婦健診に来られますよね、それでいよいよ出産の直前のときがあるじゃないですか。そういうときでこういった一時金については申請をされれば、もし少なかったら戻りとかあるんですけどいう書類みたいなのをお渡しを。最初に妊娠されたときに渡してしまうと忘れるといけないので、妊婦健診の最後のときでお渡しをするというシステムができないでしょうか。

吉岡国保年金課長 それについては検討させていただきたいと思います。それと先ほど限度額に満たない方の市から直接支払う合計額でございますが、25年度につきましては20件で88万4,650円ございました。

石田清廉委員 御説明いただいたんですけど、今後のこととしてこの制度が今市が一般会計から3分の2ということですよ。おおよそ1,100万近くの予算がとおられると思いますが、将来的に今後子育ていわゆる少子化対策の一環としてもう少し市のほうで市の政策として少し補助を上げようとか、国にもっと補助金を上げるアクションとか考えていらっしゃいますか。

吉岡国保年金課長 子育て支援ということで、ただこの補助、国保特別会計の中の話でございますので、将来的に国の補助であるとか、そういうものにつきましても市長会等そのあたりを通じまして今後働きかけていきたいというふうには考えております。

下瀬俊夫委員長 その答弁では不十分なんですよ。この委員会にね、子育て支援策としていろんな政策的な提言も含めて検討せえと言われてるわけですよ。市民病院にあれだけ産婦人科を充実していこうという方向性も出ているし、市として国保だけではなしに出産に対するいろんな施策としてどうするんかっていうことが今問われているんじゃないかと思うんですけどね。

河合健康福祉部長 子育て支援策としてみた場合、国保の加入者に限るという

ことは不公平の感がありますので、市全体の出産のこと、年間500件程度ありますが、そのこと全てを含んで考えていかなければならないと思いますので、この場ではどうするというのはいえませんが関係課とともに研究はしてみたいと思います。

下瀬俊夫委員長 その答弁でいいですか。

石田清廉委員 大変難しい返答になったかと思いますが、しきりに少子化対策と言ってますから市独自の政策として一般会計の中から3分の2ですから、これが若干ふえたというような形の少しでも政策として少子化対策に結びつける考えはないかという質問なんですよね。

河合健康福祉部長 貴重な参考意見として伺っておきたいと思います。

下瀬俊夫委員長 ちょっと聞きますが、一番下の医療補償制度ですね、これ対象者、基本的にこういう内容なんだろうが、脳性麻痺が中心なんですか。対象になるのが。

吉岡国保年金課長 現在示されております対象については、この3つでございます。

下瀬俊夫委員長 難病は指定にならないの。事故の内容っていうのはどうかね。単なる事故かね。そうじゃないでしょ。出産にかかわる事故が対象なの。これ脳性麻痺なんて事故じゃないやろ。

吉岡国保年金課長 基本的には出産に係る事故というふうに認識しております。

下瀬俊夫委員長 脳性麻痺って事故か。（「事故があるんです」と発言する者あり）あなたに答弁求めているわけではない。だから出産にかかわる事故による脳性麻痺ということが対象ですね。いいですね、それで。ほかに。いいですか。それでは質疑を打ち切ります。議案第97号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致です。ここで入れかえですか。

(執行部入れかえ)

下瀬俊夫委員長 引き続き議案第84号平成26年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算第3回について執行側の説明を求めたいと思います。

兼本高齢障害課長 議案第84号平成26年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算について御説明いたします。介護保険特別会計の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ3,896万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億7,858万7,000円にするものです。それでは歳出から御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。1款1項1目一般管理費13節委託料1,236万6,000円の増額は、平成27年度から改正介護保険法が施行されるため、法改正に合わせた所要の介護保険電算システムを開発するための委託料でございます。介護保険システムにおける主な改正点は、一定以上の所得者の利用負担及び高額介護サービス費限度額の見直し、補足給付の見直し、低所得者に対する公費による介護保険料軽減の強化、住所地特例の対象施設の見直し等に対応するものです。改正の詳細につきましては、議案84号の補正予算全体を説明させていただいた後に、お配りしております資料により法改正の概要を説明させていただきます。議案に戻ります。次に2款1項1目介護サービス諸費は、保険給付費の決算を見込み、施設介護サービス給付費を4,000万円減額、同款4項1目高額介護サービス給付費を203万7,000円増額、12ページ、13ページをお開きください。同款5項1目高額医療合算介護サービス給付費を341万6,000円増額いたします。次に3款1項1目二次予防事業費13節委託料の202万8,000円の減額は、二次予防事業対象者把握事業にかかるものであり、従来は委託事業で対象者把握して、二次予防事業に展開していくという手法を取っておりましたが、過去2年間業務委託して対象者は把握したものの実際の二次予防事業に結びついていなかったため、委託事業の結果活用が十分ではないと考え、事業見直しを行なう中で、今年度は業者委託による対象者把握事業ではなく、昨年度までの対象者データや新たな相談者資料を活用して二次予防事業に取り組んでいます。そのため委託料を減額するものです。4款1項1目基金積立金25節積立金5,711万8,000円の増額は、平成25年度の給付費の精算に伴う剰余金を介護給付費準備基金に積み立てるものです。14ページ、15ページをお開きください。5款1項3目2

3節償還金605万7,000円の増額は、平成25年度の介護給付費の精算に伴い、国、県の超過交付金を返還するための償還金です。内訳は、介護給付費の国庫負担金が262万8,294円、地域支援事業費の国庫負担金が228万5,606円、県負担金が114万2,802円であります。歳入に入ります。6ページ、7ページをお開きください。

3款1項1目介護給付費国庫負担金は、介護保険給付費の決算見込みによる歳出の減額により、490万9,000円減額します。同じく介護保険給付費の決算見込みによる歳出の減額により、同款2項1目調整交付金を211万7,000円減額、地域支援事業の決算見込みによる歳出の減額により、同項2目地域支援事業交付金を50万7,000円減額するものです。同項4目事務費交付金については、歳出で説明いたしました法改正に伴うシステム開発に対する国庫補助金としての158万円増額しています。4款1項1目介護給付費交付金は、介護保険給付費の決算見込みによる歳出の減額により、1,001万8,000円減額、同項2目地域支援事業費交付金を地域支援事業の決算見込みによる歳出の減額により、58万8,000円減額します。5款1項1目介護給付費県負担金は、介護保険給付費の決算見込みによる歳出の減額により1節現年度分を631万8,000円減額、2節過年度分は、平成25年度の給付費の精算に伴い、県の負担金の不足分の追加交付として403万9,000円増額するものです。8ページ、9ページをお開きください。

5款2項1目地域支援事業交付金は、地域支援事業の決算見込みによる歳出の減額により、25万4,000円減額するものです。7款1項1目介護給付費繰入金は、介護保険給付費の決算見込みによる歳出の減額により431万8,000円減額、同項2目地域支援事業繰入金は地域支援事業の決算見込みによる歳出の減額により25万4,000円減額、同項3目その他一般会計繰入金は法改正に伴うシステムを開発するための委託料として一般会計からの繰入金及び平成25年度事務費繰入金の精算金として55万8,000円を増額しています。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護保険給付費の決算見込みによる歳出の減額により729万2,000円減額するものです。8款1項1目繰越金6,936万4,000円の増額は決算認定をいただきました平成25年度の繰越金になります。補正予算については以上でございますが、補足説明として介護保険システム開発に係る法改正の内容について概要を説明させていただきます。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 議案の10、11ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費のシステム開発委託料に係る平成27年度

介護保険法改正の主な内容について説明をさせていただきます。お配りをしております資料をごらんください。2枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。まず一定以上の所得者の利用負担の変更についてです。現在、介護保険制度では介護サービス料の1割を自己負担していただいておりますが、平成27年度から一定以上の所得のある方は2割を自己負担していただくようになります。基準といたしましては年金収入以外に収入のある方は若干違ってまいります。年金収入のみの方については280万円以上の年金収入がある方が2割負担の対象となってきます。したがって2割負担となる方は今までの2倍の自己負担となりますが、世帯で一定の自己負担限度額を超えた場合は高額介護サービス費としてお返しをすることとなりますので、必ずしも2倍になるわけではありません。限度額については3ページの下の方の表の基準となります。ただし、この高額介護サービス費の限度額におきましても見直しが行われ、3ページの右下にありますように現役並みの所得のある方の限度額は4万4,400円と見直されます。現役並みの所得基準としましては、4ページの下の方の②の所得基準にありますように、同一世帯内に課税所得145万円以上の1号被保険者がいる場合となります。続きまして、6ページをお開きください。現在、市民税非課税世帯を対象に施設入所等にかかる食費、居住費の補足給付を行い、負担を軽減していますが、27年度より資産を勘案する等の基準の見直しが行われます。基準の内容としましては、6ページの下の方にありますように、一定額を超える預貯金がある方は対象外、施設入所に伴い世帯分離をした場合においても配偶者が課税対象であった場合は対象外などの基準が設けられます。続きまして8ページをお開きください。第1号被保険者の介護保険料につきましては、基準額を定め、所得段階別に定められた割合を乗じた額を納付していただくようになっていますが、表にあります1段階、2段階の方の基準額を乗じる割合が0.5から0.3に見直されるなど低所得者への負担軽減が行われます。最後に11ページをお開きください。現在、介護保険制度では、一部のサービス付高齢者住宅を除外した介護施設に入所する場合は、転出する前の住所地の市町村が被保険者となる住所地特例という仕組みを設けていますが、平成27年度からは、除外規定を見直しサービス付高齢者住宅も住所地特例の対象となります。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 説明が終わりましたが、今のこの資料の説明と補正予算とのかかわりをもう少しわかりやすく。

兼本高齢障害課長 補正予算書の10ページ、11ページを見ていただきますでしょうか。1款1項1目のシステム開発委託料1,236万6,000円というのがございます。これがただいま説明いたしました介護保険法の改正によって、いろいろシステムに変更を加えないと例えば2割負担の方を抽出するですとか、住所地特例のやり方を変えるですとか、介護保険料の段階別の減額率を変えるですとか、そのあたりのことを今年度から取りかかっているかないと来年の4月からの改正に間に合わないということがございます。通常ですと法改正によるものですという程度の御説明を申し上げるところであったんですけども、このたびの改正は介護保険法、大きな改正ですので別添の資料で御説明させていただいたということです。

下瀬俊夫委員長 結局、来年度以降介護保険、保険料も含めてかなり変わってくるということをこの補正予算でとりあえず認めてくれということですね。

兼本高齢障害課長 そうです。

下瀬俊夫委員長 ということです。

岩本信子委員 システム改修はよくわかりました。この内訳なんですけれど、1,200万かかるものが158万しか国庫支出金が出ない、あと一般財源が1,000万出す。これにちょっと文句言いたいんですけれど、よそのほかの自治体なんかこのくらい1,200万くらいのシステム改修というのがかかるんですかね。その辺は把握されてるんですか、どうですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 このシステム改修につきましては、岩本議員さんおっしゃるようになり高額になっておりますので、私どもで近隣の市町村、そして今現在本市で導入してる同メーカーを入れている市町村、そして全く違うメーカーを導入している市町村にも確認をいたしましたところがございます。まず同メーカーを入れている市町村につきましては、基本的に同額で見積もりを提示しておられるようでございます。また他のメーカーを導入しておられる市町村は本市のこの金額よりも1割程度高い金額で見積もりを出しておられるようでございます。

岩本信子委員 なぜ国庫が150万しか出さないんですか。その辺はなぜ出さ

ないのかということはいえないんですか、どうなんですか。一般財源から出すっていうことが、1,000万も急に決まってね。何か納得がないと思うんですけど、どうなんですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 まず国の補助金については国が今現在案として提示している金額を要求させていただいているところでございまして、おっしゃるようになり格差が激しいような状況になっておるところでございまして。歳出の1,236万6,000円のございまして、実はまだ詳細な事務運営上のことが決まっております。したがって見積もりは出させていただいておりますが、細かなところが詰められてないということもございまして。したがってまだはつきりわかりませんが、若干の金額の変更ということもあり得るかなというふうに思っております。ただ国のほうでどうこうということでは現在考えてはおりません。

下瀬俊夫委員長 若干の予算がどうのこうのではなしに、法改正に基づくシステム改修でしょ。国の法律が変わってそれによるシステム改修であれば全額国がみるべきではないかというのが質問の趣旨ではないかと思うんですがね、いかがですか。

兼本高齢障害課長 考え方としては、そのとおりであろうと思います。ただこのたび金額の積算しまして、国の基準が基本割と人口割での積算根拠がありまして、それをもって歳入のほうに上げております。逆に歳出のほうは業者に対してこちらのほうからこういった法改正があることに対してシステムをさわるには幾らぐらいかかるだろうかというふうな積算を頼んでのマックス時での委託料計上というふうになっておりますので、このあたりを国に要望していくしか現在のところ考えられないなと思っております。でもしなければいけませんので、そのあたりは私ども大変苦慮しておるところでございまして。

下瀬俊夫委員長 これ予算組まなかったらどうなるんですか。

兼本高齢障害課長 全部職員による手作業になります。

下瀬俊夫委員長 手作業やってもらおうか。ほかに。今の参考資料も含めて、意見があれば。

岩本信子委員 介護サービス費の諸費が減額となってるわけなんですけど、見積もりが多かったという考え方でよろしいんですか。減ってきたとかいうことじゃないですよ。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 岩本委員の御推察のとおりでございます。ちょっと見積もりが多かったような状況でございます。その理由といたしましては平成24年度の決算が17億2,500万円、25年度の決算が18億300万円という格好で上がっておりまして約7,500万円程度、24年と25年度を比較いたしまして上がっておるところでございます。その推移を勘案いたしまして平成26年度の予算を組ませていただいたところでございますけれども、この幅ほど今回決算見込みを勘案する中で伸びそうにないということに至っておりますので、今回4,000万円を減額したところでございます。ただこの4,000万円を減額しても25年度の決算よりは今現在においては若干高いような数字になっております。

下瀬俊夫委員長 ほかに。12、13ページ。

矢田松夫副委員長 先ほどの説明の中で、二次予防の業務委託が減額されたんですけど、実態にそぐわないということだったんですけど、この減額することによる支障というのは発生しないんですか。

尾山地域包括支援センター所長 委託を取りやめて全く把握事業をしなくなったわけではございません。昨年度のデータが全て残っておりますので、その中から今年度は二次予防事業に該当するであろう虚弱な方を抽出させていただいて、その方をターゲットに当てて二次予防事業の御案内だとか事業を進めているという生かし方をしております。以上です。

下瀬俊夫委員長 具体的な事業に結びつかなかったという背景ですよ。何のために委託事業をやったのかということとも関連するだろうとも思うんですけど、そこら辺はきちんと目的があって委託事業されたわけでしょう。それが具体的な事業にならなかったという背景は何ですか。

尾山地域包括支援センター所長 まず事業に結びつかなかったという意味合いの説明になりますが、二次予防事業対象者というのを把握した後に、事業に結びつけるというのは二次予防事業対象者になられた方に今度介護予防の事業を受けていただくということになります。二次予防事業対象

者を把握するのは昨年度まで65歳以上で要介護認定を受けていらっしゃる方全件に対して把握ということを行い、約3,000弱くらいの対象者を抽出したんですが、その方々が次の介護予防事業につながるかどうかというのがこれ毎年こちらでも御指摘あったんですが、非常に参加率が低いという課題がございました。なぜ今の質問の2点目のなぜ結びつかなかったのかという点に関しましては、アンケート調査等を実施した時期もありますが、1点はなかなか忙しくて予防事業に行ってもらえないよという方が意外といらっしやった。いわゆる国が想定した二次予防事業対象者と本当に虚弱な方との開きがあったということ、それとあと病院だとかほかのものを利用しているので、わざわざ二次予防事業に参加する必要がないというのが多数の意見としてあったように記憶しております。ただ内容的なものに魅力がないだとかなかなか詳細がわからないというような御意見もありましたので、その辺に対しては事業の見直しだとか案内周知方法の工夫ということを行っております。以上です。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。

小野泰委員 この基金積立金については、国保と同じような考え方でよろしいんですかね。給付費の何%という。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 この介護保険の積立金につきましては、平成25年度の決算に伴うものとなりますけれども、介護給付費に対して皆さんが納めていただく介護保険料が残った場合に基金に積み立てるということとなります。積み立てたものについては逆に足りなかった場合は、ここから繰り出すという考え方で基金を運用しておるところでございます。

小野泰委員 先ほど質問したのは、いわゆる給付費に対してどの程度積み立てておくのかと。ちなみに昨年が2億8,000万くらいあったと思うんですよね。ですから足せば3億3,000万、4,000万という形になるだろうと思うんですが、どのくらい積み立てておきたいのかまずお聞きしたい。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 基金の残高といたしましては、介護給付費の市の繰入金約10%と、介護保険は3年間で計画をいたしますので3年間の伸び率を掛けたものという格好になりますので、今現在で申

し上げますと1億5,700万円程度が適正な金額であろうと思っております。それに加えて介護保険制度、年々高齢者が増加いたしまして施設の整備等も必要となってきますので、次の計画のための施設を整備した場合の介護給付費の増額分にも備えるという考え方も持っておりますので、例えば介護施設を1つ整備させていただきますと施設の種別によって若干変わってまいります、1年間3,000万から5,000万増額するという格好になります。そういった考え方から計画において3,000万円の施設を2年間使ったと勘案いたしますと1億2,000万という格好になります。それを先ほど申し上げましたものを足していきますと2億7,000万円程度になりますので、この施設をどれだけ整備していくかということによって金額は変わってまいりますけれども、大体2億7,000万から3億程度なのかなと考えておるところでございます。

小野泰委員 昨年度は2億8,000万たしかあったと思うんですよね。そうすると考え方としては現在の基金は適正であると、こういう感覚でよろしいですか。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 今年度が第5期の計画の最後の年度という格好になりますが、今年度また給付費の決算を見てみないと何とも言いがたいところがあるんですが、若干また積立額がふえるのかなというふうに思っておるところでございます。そうしますと今申し上げた金額よりも残額が少し多いような形になるのではないかと推測しておるところでございます。ただこの残った余剰金といいますか、多めに残った部分につきましては、今度第6期の介護保険の計画を策定をする際の介護保険料の皆さんの軽減のために使うような格好になりますので、それを使いながらまた適正な基金の残額に努めていきたいというふうに考えております。

岩本信子委員 さっきのに戻りたいんですけど、二次予防事業なんですけれど、先ほど言われたように把握されて結果活用が課題だということでこのたびはそういう把握をしなくて、昨年度の3,000人弱くらいのデータの方々に介護予防、二次予防ですよね、を勧めていくというかその例えば具体的な事業はどういうものがあるんですか。そういう方々に勧めていくというのは。ただパンフレットを持って行ってやってくださいじゃなくて、何か具体的な事業がないと二次予防ということにはならないんですけど、二次予防的な具体的な事業というのはどういうことをされてい

るのか、まず1つ聞きます。

尾山地域包括支援センター所長 二次予防事業につきましては、まず通所型予防事業というものがございます。これは市内のいわゆるデイサービス等の事業所に委託をして運動器の機能向上プログラムを提供していただくものになっております。それともう一つ訪問型で栄養改善の事業を行っています。これは訪問をして主に栄養改善といっても低栄養の改善ということで栄養士による訪問による指導によってこれもプログラムに応じて指導していった改善を目指すというものになっております。二次予防として行っているのはこの2つになります。

岩本信子委員 3,000人弱な虚弱な人、今からの予防が要る人がいるのに、なぜかそれができていない。なぜかというアンケートすると、忙しいとかいう結果もあるということと言われて、今聞くとどんな事業かという通所型の予防と訪問型の栄養改善。どこかで工夫せんといけんのじゃないかと思うんですけど、例えば地域サロンとかいうこともたしかあったと思うんですけど、忙しいとか私はまだ大丈夫だと思われている方々を自分の健康のための意識を持ってもらうとか、そのような事業をせんといけんのではないかと思うんですけど、その点はどうお考えですか。

尾山地域包括支援センター所長 今岩本委員さんがおっしゃられるとおりでと考えております。それでちょうど介護保険の改正と同時に総合事業というのを私たち組み込んでいかなければいけません。その中では一次予防と二次予防という垣根を越えて一般予防という形で広く高齢者に向けた事業に取り組んでいくようになっております。その中で今まで二次予防事業の利用者が少ないことも踏まえて現在計画しておりますのが、住民の方が自分で通っていけるぐらいの身近な地域で、なおかつ筋力アップだとか体の状態改善に役に立つような事業を行っていくというようなものとそういったものを地域のリーダーさんが引っ張っていけるような仕組み、こういったものを今後取り組んでいきたいというふうに計画はしております。以上です。

岩本信子委員 ぜひよろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長 ほかに。今の件なんですけどね、介護支援というのは基本的にこれから単独になりますよね。この部分はどうなんですか。介護保険が

ら外される可能性が出てきたんじゃないですか。

尾山地域包括支援センター所長 今回の質問は二次予防事業が外されるんではという質問ということで。

下瀬俊夫委員長 はい。

尾山地域包括支援センター所長 二次予防事業は現段階でも地域支援事業の中で行っております。ですので、総合事業に移行しても地域支援事業の中で行うという形に変更はございません。

下瀬俊夫委員長 介護保険の対象事業ではあるということですか。市が単独でやってるんですか。

尾山地域包括支援センター所長 あくまでも広い意味で捉えれば介護保険の費用も利用させていただいて行う事業になります。

下瀬俊夫委員長 このページいいですか。

石田清廉委員 教えてください。25年度の余剰金として5,700万ということですが、先ほどのシステム開発費に一般財源から1,000万ですかね。そういう形のものに積立金というのは流用できるのか。そういう考え方できるのか教えてください。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 基金の積立金はあくまで1号被保険者、65歳以上の方々の保険料が余った場合に積み立て、そして不足した場合にそれを繰り入れるという格好になりますので、このシステム改修等について使うことはできません。

下瀬俊夫委員長 いいですか。なければ14、15。償還金。いいですか。この資料の関係いいですか。質問がありましたら。

吉永美子委員 このサービス付き高齢者向け住宅への住所地特例ということで11ページ最後ありますけど、現実に今高齢者有料賃貸住宅がこちらには移行しないという先日来から報告があるわけですけど、そうなくなると今後このサービス付き高齢者向け住宅というのがわが山陽小野田市では充足が足りるのかどうか、そうなくなると住所地特例でよそに行

ってしまうということになるかなと思うんですが、このサービス付き高齢者向け住宅の今後の補充というのはどういうふうになっていくか、現状を把握しておられればお願いします。

下瀬俊夫委員長 これ市を通さんからわからんやろ。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 サービス付き高齢者住宅というのが実は介護保険制度の施設ではありませんで、こちらの市のほうを全く通らない格好になっております。したがって確かに高齢者の住まいの確保という観点からサービス付き高齢者住宅の推進といいますか、誘致といいますか、そういったのは必要だとは思っておりますが、数字的あるいは傾向等については申しわけございません、把握をしてない状況でございます。

下瀬俊夫委員長 建築住宅課のほうには実は届出があるんですよ、県を通じてね。そこら辺の連絡体制というのはとれないもんかね。担当課が全くわからないんですよ、今の状況が。結局民間が勝手につくるわけでしょ、市を通さんでね。ここら辺の部内での調整というのはできないもんですか。

兼本高齢障害課長 高齢者優遇、俗にいう高優賃のことでございますか。

下瀬俊夫委員長 違います。サービス付き高齢者住宅、サ高住というね。これ県に申請してそれをつくっていくわけですよ。だから担当課は何もわからないんですね。ところが市でも建築住宅課は届出があるんです。そこら辺の連絡調整ができないもんかなと。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 今委員長がおっしゃる分につきましては、申請が出た場合、供覧という格好でこちらのほうに回していただいておりますけれども、取りまとめ等については行っていない現状であります。ただ国のほうでのサービス付き高齢者住宅の取りまとめというのがホームページ上でできておりました各市町村で件数がたしか出るような仕組みがあったかのように思います、はっきり申し上げることはできないんですが。

下瀬俊夫委員長 いや今言っているのは、吉永委員の質問は担当課でサービス付き高齢者住宅の状況がね、きちんとつかむ必要があるんじゃないかと

いう質問だと思うんだけどね。

兼本高齢障害課長 市民の方から相談があったときにこういったものがあるよという御紹介という意味ではホームページ等とかの紹介もしているのが現状ではないかなと思います。一回建築住宅課に市に登録があるものを例えば一覧表にするなりそういったもののデータベースがないかという問い合わせをしたときには、そちらのホームページで把握をして情報共有をしようという話は一度したことはあります。

岩本信子委員 うちの地域にもサービス付き高齢者向け住宅というのがあるんですけど、敬老会のときには私自治会長をしておりますので、案内が来るんです。サービス付き住宅に住んでいらっしゃる方の。でも自治会とはつながりがないものですから、御案内だけは持って行きますけど、福祉課としてはつかんでいらっしゃるんじゃないかなとは思っていますよね、住んでいらっしゃる方が。

下瀬俊夫委員長 それは関係ないやろ。

岩本信子委員 だから逆にどうなのかなと思ってですね。町内とは一切関係ない、地域とは関係ない状況で、でも市としては敬老会の案内とかは来ているという形が現状です。サービス付き高齢者住宅は。今言われたように本当にどこかできちんと把握して、どこに何人いらっしゃるというところがどこかで見つかるといけんのじゃないかと思うんですけど、どうですか。その辺は福祉課で。

兼本高齢障害課長 住所地特例というのは、住民票を山陽小野田市に移しておられる方なんです。サービス給付費を転入前の保険者がみるという制度でございますので、当然このサービス付き高齢者住宅に住まわれる方は住民基本台帳上に登録があります。

下瀬俊夫委員長 質問の趣旨がよくわからん。

岩本信子委員 サービス付きの高齢者住宅にどなたが住んでるかということが地域にはわかっていないんじゃないかということを行っているわけです。だから住所はきちんと住民票として移してやってらっしゃるんですけど、地域の中では一切入っていないとか、施設の中という形でしかとれないですよということを行っているわけです。でも敬老会の案内とか

何とかは地域に来るんですよ。高齢者向け住宅に行かないで。その辺の矛盾があるということ。済みません。いいです。

下瀬俊夫委員長　だからサービス付きっていうから介護保険の対象みたいな話
けどちょっと違うよね。ほかに。いいですか。保険料が上がりますよ
という話です。歳入全般についてありましたら。いいですか。それでは
質疑を打ち切ります。議案第84号平成26年度山陽小野田市介護保険
特別会計補正予算第3回について討論のある方。「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長　全会一致。いいんですか本当に。次に行きます。議案第92
号山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の制定について。

兼本高齢障害課長　議案第92号山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員
及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。
このたびの制定は、第3次地方分権一括法による介護保険法の
改正により、現在、厚生労働省令で定められています、指定介護予防支
援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準と基準該当介護予防支援事業の人員
及び運営並びに基準該当指定介護予防支援に係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準を市の条例で定めるものであります。条例
の概要は、国の従うべき基準とされている基準については、厚生労働省
令の基準のとおり定め、参酌すべき基準についても、本市の実情を勘案
し、支障をもたらすことがないため、大部分は従来の国の基準と同じ基
準としています。内容としましては、第1章は、総則として、指定介護
予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効
果的な支援の方法に関する基準について定める旨の趣旨を定めています。
第2章では、指定介護予防支援の事業の基本方針として、利用者が可能
な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配
慮しなければならないこと、利用者の選択に基づき、自立に向けて設定
された目標を達成できるよう適切なサービスが総合的かつ効果的に提供

されるよう配慮しなければならないこと、利用者に提供されるサービスが特定の種類、事業者に不当に偏することないよう公正中立に行わなければならないこと、市や地域包括支援センターその他関係事業者等との連携に努めなければならないことを定めています。また、本章では、第2条第5項に当該事業者が、山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であってはならないことを加えております。第3章では、指定介護予防支援の事業の人員に関する基準として、指定介護予防事業者は、指定介護予防支援事業所に保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を必要数置かなければならないこと、また、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないことを定めています。なお、介護保険法第115条の24第3項により、人員基準は全て従うべき基準とされています。第4章では、指定介護予防支援の事業運営に関する基準として、サービスの提供に当たっての手續、利用料のあり方、運用規定の策定、従業者の管理、利用者等の秘密保持、事故発生時の対応、サービス提供の記録整備など、指定介護予防支援の事業を行う者がその運営に当たっての遵守すべき事項を定めています。第5章では、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として、介護予防支援の基本方針、利用者の課題把握、サービス担当者会議の開催、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービス計画の実施状況などの介護予防支援を構成する一連の業務の在り方や、当該業務を行う担当職員の責務について定めるほか、介護予防の効果をも最大限発揮するために留意すべき事項について定めています。第6章では、基準該当介護予防支援の事業基準について、第2章から第5章までに定める指定介護予防支援の基準を準用する形で定めています。以上が本条例の内容になりますが、本条例の制定に伴い、関連条例の改正の必要があるため附則において、1つ目は山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の別表、市長の部、山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会の担任する事務内容を改め、2つ目は山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第16条及び第67条第2号中、条例根拠が基準となっている箇所について本条例名に改めます。以上御審議よろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 午前中の質疑はとりあえずこれで打ち切って後は午後にした
いと思います。

岩本信子委員 どこが変わったのか、抜粋したものが出ませんか。

下瀬俊夫委員長 資料ね。今からつくるんだから。

兼本高齢障害課長 これは今まで全て厚生労働省の基準で定められたもので、このたび市独自で入れたものといいますのは、暴力団排除条例の項目を入れたのみで、そのほかは国の基準とは変えておりません。

下瀬俊夫委員長 いいですか。午後1時から再開しますので、よろしくお願ひします。

午前11時56分 休憩

午後1時	再開
------	----

下瀬俊夫委員長 それでは委員会を再開します。午前中に引き続いて議案第92号。委員の皆さんの質疑を求めます。

小野泰委員 午前中もいろいろあったんですが、結果的には、説明があったように本市の実情に省令で定める基準と異なる内容を定める特別な事情がないということで、省令で定める基準と同じ基準を定めるという感じで、中身としては特別にない。ただ、この中に改正前、改正後というのがあるって、そういう文章をちょっと直したと言いますか、その程度である。このぐらいの解釈でいいですかね。

兼本高齢障害課長 そのとおりでございます。

下瀬俊夫委員長 条例準則がね、当市に具体化するときそれをどうするかということも委員会の審査の対象ですからね。さしたる変更はありませんというだけではだめだと私は思うんですよ。この条例の中で参酌基準と従うべき基準がどれなのか教えてください。

兼本高齢障害課長 1条ずつ言ったほうがいいですか。まとめて言ったほうがいいですか。

下瀬俊夫委員長　まとめてでいいですよ。

兼本高齢障害課長　従うべき基準について、3条、4条、5条の1項、2項、6条、23条、27条、準用する33条の2条、3条、4条の1項、2項、5条、22条及び26条です。後残りは参酌すべき基準となっております。

下瀬俊夫委員長　そうすると参酌基準というのは基本的に山陽小野田市独自の分をかなり考えられると、独自性を持てるということですよ。

岩本信子委員　条例ができてわかるんですが、これに対して従うべき基準が決められております。これをチェックするという、例えば施設ですね。それはどのような形で行われていくんですか。

兼本高齢障害課長　本条例におきます指定介護予防支援事業等の事業者は、本市の場合は市が直営しております包括支援センターの中に設置しております指定介護予防事業者のみでございます。ですので、チェック体制というのは監査、自己チェックというふうに保険者の立場として、介護保険のほうでチェックをするという体制になろうと思います。

岩本信子委員　この中で一番私が心配しているのは、例えば従業員の数とか、資格を有しているのかとかいろいろあると思うんです。臨時で雇われているのか、例えば正規の社員なのかとか、そういうことなんかもチェックして調べなくてはいけない部分があるんかなとは思いますが、そういうこともきちんと調べられるんですか、ただ向こうからの基準で抜き打ちで見に行くとか、そういうことはないんですか。

兼本高齢障害課長　この指定介護予防支援事業は本市直営の1カ所のみでございます。市内にほかに事業所はございません。

石田清廉委員　3条について教えてください。従業者の員数ですね。まず、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員。先ほど必要数と言われたと思います。この3条について人数が曖昧な部分があるし、知識を有するという判断はどこ、必要数とはどういうふうに、ちょっと説明を加えてください。

尾山地域包括支援センター所長 知識を有する職員として想定されているのが、保健師、ケアマネージャー、社会福祉士、経験のある看護師、そして3年以上福祉相談業務に従事したことがある社会福祉主事というふうに想定されております。必要人数については、1以上の員数は置かないといけないというのがありますが、それ以上に関しては作成するケアプランの数に応じて何人程度というのを算出するようになると思います。ただし、包括支援センターは包括的支援業務も行いますので、ここの兼務は可能というふうになっておりますので、総合的に包括的支援事業と、これを合わせた人数で賄えればという考え方になると考えております。

三浦英統委員 介護予防サービス計画を現在つくっていらっしゃるわけですか。その中で担当者を集めて会議をするというようになってくるんですが、これは毎年計画をつくるのか、それとも何年に一度つくり変えるのか、それから現在サービスを受けている人ですね、どのくらいの人の方がいらっしゃるのかお聞きしたい。

尾山地域包括支援センター所長 サービスを受けている人員のところからお答えさせていただきます。簡単に説明させていただければ、この対象者というのは介護保険で要支援1、2を受けてらっしゃる方で、サービス利用のある方が対象となりますので、直近の数で言えば約580件の対象者がいらっしゃいます。その方に対するいわゆるケアプランと呼ばれているものが、ここで言う介護サービス計画というふうになります。この担当者会議というのは、お一人の方のケアプランを立てるに当たって、例えばヘルパー、デイサービス、福祉用具等使う場合にはその担当者一堂に会して、このプラン内容でいいかというような会議をしないといけないように定められておりますので、その会議のことが指されております。ですから年に1回とかというより、そのプランの作成時もしくはそのプランを変更、更新をするときに、この会議を行うようにというふうに位置づけられております。

下瀬俊夫委員長 結局この条例化で唯一変わったというのが、第2条の5項ですか、独自に入れたのはここだけですか。

兼本高齢障害課長 はい、そうでございます。

石田清廉委員 済みません、13条。介護予防支援事業者がさらに委託する場合、委託先の問題がここに書かれていますが、これについては、(1)の

4行目に第2条に基づき設置された機関をいうと書いてあって、その後議を経なければならないことというふうにうたわれていますが、この意味を教えてください。議を経なければならないとはどういうことをするんですか。

尾山地域包括支援センター所長 要支援1、2のプラン作成に関して委託に出す場合には13条(1)の最後にあります、山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとなっておりますので、事業計画をこの運営協議会にかける際に、この委託先に関しては市内のこれだけの事業所に委託をかけたいということをお諮りして、承諾を得ているというものです。

石田清廉委員 それが議を経なければならないという意味ですか。

尾山地域包括支援センター所長 はい。附則を見ていただいてもよろしいでしょうか。附則の2項に山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会、角で囲ってあります。この中にもうたわれておりますように、指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の一部を委託すること等について審議し、意見を述べるということで、議を経なければならないことということになっております。

下瀬俊夫委員長 審議の範囲というのは、そこで検討するということですよ。検討するだけでいいんですか。何かお墨つきがいるわけ。

尾山地域包括支援センター所長 意見をいただき、了解を得ている。

下瀬俊夫委員長 了解得るといのが条件ですね。

尾山地域包括支援センター所長 はい。

下瀬俊夫委員長 特定の生活圏域に1つの地域包括支援センターを設置するというふうになっていますが、サブセンターとのかかわりはどうなるんですか。

尾山地域包括支援センター所長 山陽小野田市の地域包括支援センターのあり方としては、市の直営で1カ所設置。ただ、各生活圏域の方の利便性を考えて、出先相談窓口的な形でサブセンターを5カ所設置させていただ

くという形態をとっております。ですから位置づけとしてはあくまでも地域包括支援センターの出先窓口的な役割を担う相談窓口。ただし、業務内容につきましては本部の職員と同等の業務を行っております。

三浦英統委員 介護予防の短期入所の問題なんですけどね。短期入所は要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないというのはどういうことを指しておるのか。

尾山地域包括支援センター所長 何条になりますでしょうか。(「31条22項」と呼ぶ者あり) 要支援認定の有効期間のというのが、まず認定がおきた際に有効期間が決められます。これは介護認定審査会が有効期間を決めるようになっておりますが、原則として6カ月から最長で12カ月の間で有効期間が決められます。ケアプランを立てる上で、短期入所いわゆるショートステイを利用する日数がおおむねその半数を超えないようにしなければいけないという意味合いになります。その決められた日数、人によっては半年かもしれませぬし、1年かもしれませぬ。その半数を超えないようにしなければいけないということです。

三浦英統委員 ここで言う半数とはどういう意味なんですか。

尾山地域包括支援センター所長 日数でございますので、例えば180日であれば、その半分の90日を越さないようにということです。

下瀬俊夫委員長 ほかにないですか。(「なし」と呼ぶ者あり) なければ質疑を打ち切ります。議案第92号山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について討論のある方。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なし。賛成の議員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。続いて議案第93号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部の説明を求めます。

兼本高齢障害課長 議案第93号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する制定について説明させていただきます。このたびの改正は、第3次地方

分権一括法により、介護保険法第115条の2第2項第1号の指定介護予防支援事業者の指定をしなければならない場合の規定が申請者が法人でないときから、申請者が市町村の条例で定めるものでないときに改正されたことにより山陽小野田市介護保険条例に議案第92号で説明させていただきました市の条例で定める指定介護予防支援事業者を加えるための改正です。条例の改正の内容は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に指定介護予防支援事業者を加える必要がありますが、対象が3種の事業者となることから指定地域密着型介護サービス事業者等とまとめまして、目次を含めた第6章の題名及び第25条の2の基準名の指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定地域密着型サービス事業者等と改めます。また、指定介護予防支援事業者は、介護保険法施行規則第140条の34の2において、基準内容を法人であることとしていますので、第25条の2第2項に指定介護予防支援事業者の規定である介護保険法第115条の2第2項第1号を加え指定地域介護予防支援事業者の法人格を規定します。以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

下瀬俊夫委員長 今の説明でわかった人。質疑を受けたいと思います。この条例によって何が変わるわけ。

河上高齢障害課主査兼介護保険係長 先ほど御審議いただきました、議案第92号山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の条例制定に伴って、この事業所を制定する以上、介護保険施行規則の中にこの事業所は法人でないといけなくなっておりますので、それを山陽小野田市介護保険条例に含めてうたわなければならないというふうになっております。したがって指定地域密着型、現在は指定地域密着型サービス事業者と指定地域密着型介護予防サービス事業者の二つになっておりますけれども、議案第92号で審議をしていただいた指定介護予防支援事業者を加えて、これらも法人格でないといけないということを定めるという趣旨でございます。

下瀬俊夫委員長 わかりやすく説明できんですかね。

兼本高齢障害課長 議案第93号の参考資料の新旧対照表を見ていただければと思います。今までは指定地域密着型サービス事業者と指定地域密着型介護予防サービス事業者という二つのものは法人でなければならないと

いう決まりがありました。それを新のほうで言いますと指定介護支援予防事業者が加わりますので、等というふうにひとくくりとして置き換えました。その3つともが法人でなければならないという法がありますので、法人格とした。その根拠法令を115条の22第2項1号を加えて改正をしたということでございます。

下瀬俊夫委員長 いいですか。質疑がなければ質疑を打ち切ります。議案第93号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について討論がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ではこの議案に賛成の議員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致です。それでは議案第94号山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の制定について、説明を求めたいと思います。

兼本高齢障害課長 議案第94号山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の制定について説明させていただきます。このたびの制定は、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められている、地域包括支援センターの設置者が、包括的支援事業を実施するために必要なものとして遵守しなければならない基準を市の条例で定めるものであります。条例の内容は、国の従うべき基準とされている基準については、厚生労働省令の基準のとおり定め、参酌すべき基準についても、本市の実情を勘案し、支障をもたらすことがないため、大部分は従来の国の基準と同じ基準としていますが、第3条第2項に当該設置者が、山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であってはならないことを加えております。参酌基準と従うべき基準ですが、この条例における従うべき基準は第4条でございます。全5条ですが、残りの1、2、3、5条は参酌すべき基準でございます。条例の内容としましては、第1条はこの条例の制定根拠及び趣旨です。第2条は条例の用語が法と同様の意義であることを明らかにするため設けています。第3条第1項は包括的支援事業の基本的な方針を規定しており、国の参酌すべき基準であります。検討した結果、特段変更する地域の実情がないため国の基準どおりとします。第3条第2項は暴力団排除について規定しております。第4条は1つの地域包括支援センターが担当する区域における人員基準

の原則を定めるもので、これは厚生労働省令で定められた従うべき基準であります。本市の人員配置については、第1号被保険者が約2万人であるため、原則は4名から7名の有資格者が必要となります。現在保健師3名、社会福祉士3名、主任介護支援専門員2名を本庁に配置し、サブセンターに主任介護支援専門員等を5名配置し、合計13名の配置をしています。第5条は適切、公正かつ中立な運営は国の参酌すべき基準であり検討した結果、特段変更する地域の実情がないため国の基準どおりとします。以上です。御審議よろしくお願いたします。

下瀬俊夫委員長 質疑のある方。

岩本信子委員 4条のところでございますが、3,000人以上6,000人未満ということで、これでいくと4人から7人であるが、うちには今13人配置しているという説明でしたよね。基準がこうであるんだけど、うちとして13人配置しなくちゃいけないというふうな基準にするべきじゃないかなと思ったんですけど、その点はそれ以上だったらいいという形でよろしいでしょうか。

兼本高齡障害課長 これは従うべき基準となっておりますので、市町村の裁量権がないものでございます。ただし議員さんがおっしゃるような何人というふうに定めるべきではないかというような気持ちは私どもも持っております。13名というふうに基準はクリアしておりますけれども、現在の地域包括支援センターの業務は介護予防支援業務、プラン作成と地域支援事業と二本立てで行っております。その中の員数の切り分けというのが、兼務で両方やっておりますので、切り分けができておりませんし、それはなかなか難しい。切り分けてするのは難しい現状だと思っておりますので、条例としてはこういうふうに定めざるを得ないのかと思っております。

下瀬俊夫委員長 気になるのは準ずる者という扱いですよね。いわゆる保健師その他これに準ずる者。準ずる者は基本的に資格がなくてもいいということでしょう。例えば研修を受けただけでいいという人たちが、これから配置される可能性がありますよね。そういう研修を受けた程度でいいのかどうなのかというね。例えば全員が準ずる者でいいとなってるんですよ。

尾山地域包括支援センター所長 今の準ずる者についてですが、決して研修を

受けてだけで準ずるに値する者ではありませんので、少し説明をさせていただければと思います。まず保健師その他これに準ずる者としたしましては、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師という免許が最低限必要になってきます。ここには准看護師は含まれません。そして次の社会福祉士その他これに準ずる者に関しては、現場の実務経験5年以上、またはケアマネ業務経験が3年以上かつ高齢相談援助業務に3年以上従事した経験者というふうになりますので、ケアマネの免許を取得している、若しくは現場経験が8年以上ある者ということになります。そして主任介護支援専門員に関しましては、所定の研修終了後に能力知識を有する者とありますが、これも最低限ケアマネージャーの資格は有しているという形になります。

三浦英統委員 この3条の関係なんですが、地域包括支援センター、今山陽小野田市は1カ所なんですが、この事業者になろうというような施設が現状ではあるのかなのか。これは前の92号でも同じようなことが書いてあったんですけどね、この問題について、こういう地域包括支援センターを立ち上げようと、簡単に立ち上がるわけですかね。利潤が当然係ってくるんであると思いますが、そこらあたりはいかがでございませうか。

尾山地域包括支援センター所長 まず地域支援センターに関しては勝手に立ち上げができる施設ではございません。市町村が設置することができるということになっていきますので、市町村が認めて設置をするということが必要になります。そして今これを手上げて、立ち上げたいと言っている事業者があるかないかについてですが、現在のところサブセンターのような業務をしてみたいがというようなお話は聞くことはございますが、地域包括支援センター自体を立ち上げたいという話は今のところ耳にしておりません。

下瀬俊夫委員長 第4条の1項ですよね。3,000人から6,000人の保険者という一定の区割りをしてるよね。これは政策的な問題としてはどういうふうに受け取ったらいいんですか。法人から立ち上げたいといういろんな意見があればいいんだけど、3,000人から6,000人の範囲で未滿ごとに置くべきとなってるんですけどね。こういうのは地域限定ということになるんですかね。それとも被保険者が3,000人から6,000人という、どこで判断するわけ。この範囲というのは。

尾山地域包括支援センター所長 私の解釈の仕方が間違っていれば申しわけございません。あくまでも1号被保険者、いわゆる65歳以上の方の人口が3,000人以上6,000人未満ごとにこれだけの職員を配置すべきという基準というふうに読んでおりますので、例えば山陽小野田市であれば、約2万と考えれば、6,000人に一人は配置しないとイケないとなると単純に割って、4人は必要という計算の仕方になると考えております。

下瀬俊夫委員長 それは支援センターを立ち上げた場合という話で、立ち上がるかどうかかわからんでしょう。それは計画的に立ち上げていくんですか。

尾山地域包括支援センター所長 現在のところ山陽小野田市では地域包括支援センターは直営で1カ所設置しております。この中でこれだけの業務を賄っていかうというふうに考えておりますので、新たな設置というのは考えておりません。

下瀬俊夫委員長 だけど条例ができたなら考えざるを得ないでしょう。手を挙げるということは。そういうのは一切受け付けないということですか。

兼本高齢障害課長 受け付けないということではございません。本市の高齢者を支える地域包括支援センターは直営型で市内を一地域として扱うという方向性のもとで事業を展開しておりますので、今後の方針等によっては変わる可能性は十分にございます。例えば一部を他市のように委託に出すとか手法的にはいろいろ考えられますけれども、現段階で山陽小野田市は市域を一地域、直営でやって行きたいと考えております。

下瀬俊夫委員長 委託は考えていないわけですね。

兼本高齢障害課長 現在のところは考えておりません。

下瀬俊夫委員長 保育所も同じなんですが、準ずる者の扱いがね、僕らは気になるんですよ。いわゆる保育士の資格がなくても研修の経験だけでいいとか、さっき言われたように8年程度の経験があったらいいとかね、果たしてそれでいいのだろうかという疑問は若干あるわけですよ。とりあえず委託という問題も考えていないということであれば、それはそれとして、議論としてはいいんですが。ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)では質疑を打ち切ります。議案第94号山陽小野田市地域包

括支援センターの人員等に関する条例の制定について、討論のある方。
（「なし」と呼ぶ者あり）討論なし。賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致ですね。50分まで10分休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時50分 再開

下瀬俊夫委員長 委員会を再開します。それでは議案第91号山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について執行側の説明を求めたいと思います。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 それでは、議案第91号山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について御説明します。新旧対照表で御説明します。今回の改正は別表第1一般廃棄物処理手数料の改正です。まず、別表の一番上の一般家庭の燃やせるごみの「持込み」、これを削除します。これは燃やせるごみを環境衛生センターに持ち込む場合にも指定袋で持ち込むことを規定しているものですが、市民の皆さんのわずらわしさや、センターの現場での混乱を防ぐためこれを廃止するものです。あわせて燃やせるごみを持ち込まれる場合は他のごみと同様に従量制とするものです。そのため、別表第1の区分の「持込み」の「燃やせるごみ以外のもの」この部分を削除し、一般家庭からの持ち込まれるごみは全て従量制とすることで、分かりやすい手数料の料金体系とするものです。次に、この「持込み」重量制の区分についてですが、これまでは、100キログラム以下は無料、100キログラム超えた場合は100キログラムでごとに加算していくものですが、これを無料の範囲を20キログラムまでとし、20から100キログラムまでを20キログラム毎の区分で、それぞれ210円、320円、430円、540円とし、100キログラムを超えた場合は50キログラムまでごとに270円を加算していくものです。これまでは100キログラム以下無料ということであったため、市民サービスの低下とも受け取られますが、燃

やせるごみはもともと、地元のステーションに出す場合も、環境衛生センターに持ち込む場合も指定袋で5円、4円、2円の手数料を徴収していたもので、この指定袋での持ち込みを廃止するということは、燃やせるごみを持ち込んだ場合、もともと有料であったものが、100キログラムまで無料ということになります。この点において若干整合が取れなくなりますので、市民の皆さんにも多少御負担をいただくということがあります。また、無料範囲の改正を検討する中で、100キログラム以下無料というのは県内でも余りないため、県内他市、隣接市と均衡をとって改正していきたいというものであります。強いては、ごみの減量化につながることも期待しています。また、100キログラムまで無料ということで、隣接市から持ち込まれているという現状も否定できない状況です。それから、20キログラムから100キログラムまでを20キログラム毎に、100キログラム以上は50キログラム毎に区分にしていますのは、細分化することで、持ち込まれた重量に応じた手数料となり、公平性をとるものであります。一例を申し上げますと、これまでは105キログラムと195キログラムは同じ1,080円ですが、改正後は、195キログラムは同額ですが、105キログラムは810円となり手数料は低くなります。なお、重量単価は改正前も改正後も、10キログラム当たりで申しますと税抜きで50円というのは変わりありません。また、燃やせるごみを持ち込む場合は、指定袋が不要となりますのでその分若干ですが市民の皆さんの負担は少なくなります。いずれにいたしましても、今回の改正は、県内他市との均衡をとり、従量制の区分を細分化することで、公平性を保つものであります。市民の皆さんには一部負担をお願いすることとはなりますが、御理解をお願いしたいと思います。参考資料をお配りしておりますが、その説明を簡単にさせていただきます。1枚目の①で家庭ごみ持ち込みの状況の実態調査。8月の25日から29日にかけて行い、一般家庭からの持ち込みの総件数が296件、そのうち20キロ未満と書いてありますが、以下と読みかえをお願いします。20キログラム以下の件数が90件の30.4%、20キロを超え100キロ以下の件数が154件の52.0%、それをあわせました合計100キログラム以下の件数は244件、82.4%、そして100キログラムを超えた件数が52件、296件の平均持ち込み重量が73キロでございます。下に円グラフを書いておりますが、改正前ですと244件、82%の方が青いところですが、それは無料だったということでありまして。それから100キログラムを超えた52件18.8%の方は有料ということになります。そして条例改正後はこのうち20キログラムから100キログラムまでの方が有料となりますので、オ

レンジ色の部分の方がこれまで無料だったものが有料ということになります。そしてその上に米印で書いておりましたが、今のことを繰り返しますが、100キログラム以下、244件のうち改正後は154件20から100キログラムの方が有料となるということであります。そして一方では100キログラムを超えた52件のうち33件の方は改正前に比べると手数料は低くなります。それから2枚目の参考資料ですが、県内他市の家庭ごみの持ち込みの手数料の状況です。表の下に米印で書いておりましたが、周南市、光市、下松市は一部事務組合の関係もありまして、ちょっと正確な確認はできておりません。それで表のほうですが今、山陽小野田市の現行と改正後ということで、料金体系を書いておきます。この中で表の右側にあります。防府市、長門市につきましては、無料の範囲が他市と比べて防府市は全て無料、長門市は100キロまで無料ということになっております。その他の市は無料規定がないか、またはあっても10キロまたは20キロという範囲でございます。それからその紙の裏側ですが、今の表の95キログラムのデータをグラフにしたもの、そして105キロのデータをグラフにしたもの195キロをデータにしたものを載せております。一番上の95キロでは本市の①というのが現行ですが、無料。で、改正後は540円になると。そして宇部市以降の各市のデータを載せております。105キロの場合は本市の①現行では1,080円が改正後810円になります。195キロの場合は本市の場合は①、②とも同じ額ということになります。ちょっと細かい説明に、わかりにくい点もあろうかと思いますので、御質問いただければと思います。説明以上です。

下瀬俊夫委員長 本会議での答弁と若干印象が違うんですが、結局100キロ以上超える33件が安くなるが、154件はいわゆる料金がふえるということですね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 20キロを超えて100キログラム以下の154件の方は有料となります。

下瀬俊夫委員長 だからふえるわけですね。だから100キロを超える33件、件数、パーセントはよくわかりませんが、33件は安くなるが154件はふえると。だから圧倒的にふえるわけですね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 100キログラムを超えた場合は、今までは100キログラムでばっさり加算をしておりましたので、それが15

0キロまでの間は、今までより安くなります。200キロを超えた場合も200から250キロの方は、今までよりも安くなります。300から350キロの方も安くなります。よろしいですか。

下瀬俊夫委員長 よろしいです。いずれにしても有料の分は52件、全体の18%ですよね。それが安くなるという話で、後は圧倒的に料金を取られるということですよ。その確認だけです。そうですね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 その点だけを見ればそうなりますが、指定袋に入れなくてもいいということは、軽トラックでよく一般の家庭のごみを持ち込まれますけど、その際に煩わしさがありません。それは大きな違いだというふうな認識を持っております。結果的にこれは袋に入っていないからだめですよとかいうことになってくると現場での対応もありますので、その辺はスリムにした形でわかりやすくしていくということになります。

下瀬俊夫委員長 以上の説明を受けて御質疑を受けたいと思います。

矢田松夫委員 新旧の対照表を見てもわかりますように、かえって細分化されて市民の方はわからないという方もおられるという予想の中で、この理解なり周知方法をどのようにされるのか。それをお尋ねしたいと思います。ただ単に市の広報だけなのかですね、その他あるのかどうなのか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 周知方法は今言われたように市広報、ホームページ、また環境衛生センターの窓口でもそういうチラシ等の配布で対応をしたいと考えています。ただわかりにくいというか、私はわかりやすくなったと思います。従量制で細分化すると、持っていった量に合う金額ということになりますので、今までのくくりが大きすぎますので、105キロも195キロも同じ金額になっています。全て従量制で細区分していくということで逆にすっきりしたというふうには思っています。

下瀬俊夫委員長 それは物の見方よね。

岩本信子委員 改正されるのはいいんですが、ここでわからないのが、何のためにされるのかという県内との、他市との均衡を保つためという理由で変えるのか、それとも例えばですね、ごみの減量化を図るためにこうやりますとか、そういうふうな目的だったらいいんだけど、その聞いて

たら他市との均衡を図るためという理由があったと思うんですが、それで変えるというのは何かこう弱いような、市民に納得してもらおうという部分については弱いような気がするんですが、その点はどうですか。何のためについていうか、その辺のこれをいつごろから検討されとって、そしてこういうふうなことでこうなったんだという、ちょっと明確なものが聞きたいんですけどいかがでしょうか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 何のためかということでもまず大きな理由は燃やせるごみを持ち込むときも指定袋で持ち込むというのがまず削除したかったというのが1つ大きな理由です。そしてそうすると説明でも言いましたけれどステーションに出しても持ち込んだ場合でも指定袋ということですので、燃やせるごみは、持ち込もうとステーションに出そうと有料という考え方です。それを削除したと。削除したい理由は、さっき言いましたが、現場での混乱と市民が煩わしい、わざわざ車で持って行くのに、なぜ袋に入れなければいけないかということが、そういう苦情も多数ありますので、これを削除したいというのがまず大きな理由です。そうすると今まで燃やせるごみは有料という考え方がありますので、それを全部100キロ以下、無料のままにしておく、今まで有料で取っていたという意味合いがありますので、無料の範囲を少し下げさせてもらう流れで進めてきています。そして無料の範囲をどこまでするかというときに県内の特に隣接市のこともありますので、その辺を見ながらベースの単価10キロ50円と言いましたが、それは変わらないようにして、無料の範囲だけを下げたということでもあります。それともう一つは、100キロまで無料であったために実数は把握できませんが隣接の市から山陽小野田市民ですということを持ち込んでいた事例がかなりあるという認識を持っています。センターのほうでは運転免許書とか確認はさせてもらいますけれど、それでもうまくやれば隣接市の方で持ち込まれていると。それは100キロまで無料だからということを持ち込む。その辺の理由でかなり前から検討しておりまして、新ごみ処理施設が完成する4月1日をもってですね、この制度にしていきたいというのは、唐突に出たようなんですけど、これまで煮詰めてきた内容でございます。

岩本信子委員 私とすればごみの減量化のためという部分もほしいなど。結局大事なのはそこだと思うんです。市民の方々に周知していただくのは。その辺はどうですか。

川上市民生活部長 議員さん言われるとおりがみの減量化にもつながると思っておりますし、実際先ほどデータでお示ししましたけれど5日間の間に家庭ごみの持ち込みが約300件。1日60件、家庭ごみの持ち込みだけであるわけですね。これでピット前が混雑するということもありました。こういう形できちんとやればですね、ごみステーションに出せるものは出そうかということにもなりますしですね、その辺のごみの処理場のほうのそういう混雑することも避けることができるということもありまして、強いてはこれが今さっき言われたようにごみの減量化にもつながるんじゃないかということで考えております。以上です。

吉永美子委員 今隣接市からかなり来ていると言われましたけど、その免許書で確認をとられていて、かつなぜその隣接市から入っているだろうという認識を持たれているんですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 だろうということで、数字は把握できないと申しましたけれど、わからない方は平然と宇部市から来て宇部市ですという方もおられます。わからないですよ。山陽小野田100キログラム無料やから山陽小野田でもいいんじゃないかという感覚のある方もおられると思います。それは当然宇部から出た一般廃棄物ですからだめですよということでお断りをすると。これもセンターの職員から聞いた話ですけど、どこまでそういう事例が本当に何十件もあるかというのは別ですけど、同じ方が私は宇部やけど山陽小野田市の友達のごみを持ってきたとかいう事例もあるという話は聞いています。だから無料だから来られるということがあったという認識は持っています。

下瀬俊夫委員長 その根拠がね、根拠がわからんじゃないですか。今みたいな事例を言われるのであれば、大体何件ぐらいね、他市から持ってきていると、持ち込みされていると、やっぱりそれなりの根拠がないと、じゃろうみたいな話ちゅうのはやっぱり。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 委員長の言うとおりです。実際にセンターのほうで確認をさせてもらいましたけれど、やはり50台に1台かねとかですね、そういう意味合いでですね、1日何台ですかねとか、把握できないのは事実です。それは明らかに市外から来ているというのはそういうことであって、うまくすり抜けて持って来られている方は当然わかりませんので、何とも委員長が言われるように根拠がないと言われれば、確かなものはありません。

下瀬俊夫委員長 いやいや例えば、さっき言われたように免許書をチェックされるわけでしょう。ね。そういうのはね、1つの根拠としてあるわけだから、それが例えば何件くらいあったのかとかやね、一定の具体的な数として示されないとやね、僕は根拠にならないと思うんですよ。今さっき言ったように他市から持ち込みがあるだろうみたいな話で、だからこういうのを値上げするんだみたいな話されると、何かそれが中心みたいな話になってしまうでしょう。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 言われるとおりですけど、他市からの持ち込みがあるからこれを改正するというのは側面的な部分です。そういう事例もありますということであって、それが理由で市民の皆さんにとってですね、負担をふやすという発想じゃなくて、そういう事例も側面もあると、そして近隣と余りにも差があるとそういう事例もありますよということを申し上げているので、それが改正の大きな理由というわけではなく、改正の一番大きな理由は持ち込みのときに指定袋に入れるということの苦情が多々ありますので、それを解消していきたいというのがまず一番大きな理由です。

吉永美子委員 それが大きな理由ということであればですね、もうちょっとこういうふうに細かくしないで結局20キロまでの人は仮に21キロ、1キロふえただけで有料なるわけでしょう。だからごみ袋に対して苦情があったということであれば、そのごみ袋の部分を解消だけをするということには行き着かないんですか。その苦情に対応するというのであれば、それはできないんでしょうか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 だからごみ袋で持ち込むことをやめるだけということですかね。そうするとそこだけを改正して今までように100キロ以下は無料と。100キロから200キロまでは1,080円ということで同じ料金体系でやるという考え方はあると思います。ただ先ほど言いましたように指定袋を買わなくていいというか、ステーションに出す場合もセンターに持ち込む場合も指定袋持ってきてくださいよということは、お金を取りますよということですから、指定袋をやめてそのままの料金体系でやったら、ちょっと整合性が取れないなど。今まで持ってきてもらっても指定袋ということで、二十何円の袋を買ってですね、10袋持ってくれば200円くらいかかっているわけですけど、それをトラックにそのまま積んできていいですよということですので、そこを考慮して100キロまでの無料というのを引き下げていきたいとい

う考え方です。

吉永美子委員 家の近くにごみステーションあるわけじゃないですか。それを持って来られるちゅうのはやっぱり事情があると思うんですよ。仕事とかでいつも行けないとか、そういった事情があって行かれるわけで、そうなってくると結局、本来市民の権利としてごみステーションのところに自治会のに出せれるものを出さないで持っていくということは、それだけガソリン代もかかるわけじゃないですか。だからそれを指定場所に出す人と持っていく人の差があっても決しておかしいと言い切れるですかね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 地元のステーションに例えばですけど、不燃ごみを持ち込むと。当然全て無料ですので指定袋がありませんから。それをガソリン使って不燃ごみを自分がトラックに積んで持ち込んだと。そしたらお金を取られるという話ですね。今の改正前でもトラックで不燃ごみを持ち込んだらステーションに持ち込んだらただですけど、センターに持ち込めば100キロ超えれば1,080円かかっているということです。今、吉永議員さん言われるようにちょっとおかしいじゃないかと。わざわざ車使って行って。ただそれは他市でもいろんな事例がありますけれど、カンもビンも不燃ごみもさまざまなものに指定袋制度を設けている市がありますが、ということは、ステーションに出す場合も持ち込んだ場合もお金を取りますよということです。今、山陽小野田市は指定袋は1つですから、指定袋はない分は無料ですけど、ごみの処理費は膨大に6億とか7億かかっています。ステーションに出す場合も本来とるべきかもしれないですけど、持ち込んだ場合は、量に見合った料金を取らせてくださいということで、今の条例があるということです。今回は、センターに持ち込む際の燃やせるごみに対する指定袋をやめますので、その条例の負担区分を少し見直していくということで、ちょっと説明が下手くそで申しわけないんですけど御理解をいただければと思いますけど。

川上市民生活部長 吉永委員さんが言われるようにごみの袋だけを入れなくていいと、今までどおり持ち込んだ場合は無料ということになるとですね、持ち込む方がこれ以上ふえるとですね、あそこのごみピットの前がこれ以上混雑したら本来の収集車が時間的にですね、今までの業務の時間内で収まらないとかいうことも出てくるかもわかりません。今でも随分混雑していますので、その辺の解消も図れるんじゃないかと。本来は、

できればごみステーションにごみは出してほしいわけでございます。そういう方向もありますので、その辺は考えていただきたいと思っています。

吉永美子委員 言われること決して否定はしませんが結局そこに来られるということは事情があるというふうに普通思うじゃないですか。出せないという。で、今言われてほかのリサイクルの関係にも指定ごみ袋を使っているところもあると言われますが、リサイクルによる収益が数千万、山陽小野田だってあるわけでしょう。だから持ってこられた中で収益も上がっているわけでしょう。だから全てに要は市の負担がかかっているわけじゃないじゃないですか、持ってこられる中で、だからその辺というのが、言われるのがちょっと余り他市を言われると、ちょっと違うのかなってという、山陽小野田の実情で言っていたきたいってすごく思いますよね。他市との均衡っていうよりも、ですので以前から申し上げている一般廃棄物の処理施設建設のための基金も今年度で終るわけで、そういった積み立てもなくなっていくってリサイクル料金はしっかり出るわけですから収益は。だから総合的にですよね、市民のいわゆる利便性、市民へのサービス、そういった総合的に考えていただいて、もうちょっと検討してほしいかなというふうに私は思いましたね。今まで新しい施設のためにためていた基金という部分も1,200万でしょう、年間。その部分は来年度から要らなくなるわけじゃないですか。だからやはり市民がリサイクルを出すことよっての収益が上がっているわけだから、その辺も考えての、いわゆる一般廃棄物に関する処理手数料はちょっと全ての面でもうちょっと考えてほしいかなというふうに私は思いましたけど、本当に先ほど言いましたように20キロと21キロといたら、ちょっとした差で100グラムふえたら有料になるわけでしょう。ですよね。20キロと100グラムやったら有料になるわけでしょう。何か100キロというある程度大きなところのくくりはそのままではほかのやり方を変えてもよかったのではないかなと、ちょっと思うところがありました。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 今回の現行でいえば、99キロは無料で101キロから、どんと1,080円になると。どっかで線引きが出るのは今、委員さんが言われるように20キロで出るのか、40キロ、50キロで出るかですね、線を引けば必ず前後で差があるということで、御理解いただきたい。それで20キログラムごとにしたのは、それは1つの理由で20キロ超えたらもう540円ということになると。19キロと

21キロの差がどんと出ますので、そこは20キロで細分化させていただいて、今この区分のやり方は、この条例の別表1でも省略されていますけど、事業系の一般廃棄物。家庭じゃなくて。事業系の一般廃棄物を持ち込まれるときの区分の仕方が今と同じ区分の仕方です。20キログラムから。（何事か発言する者あり）事業系の場合、無料がないと思いますので、（何事か発言する者あり）はい。ゼロから20、20から40で。20キログラムごとでとっています。ただ細分化することが煩雑のように見えるけど公平という考え方でいます。

下瀬俊夫委員長 いやいやだから事業系をね、僕は引き合いに出すのはまずいと思うんですよ。事業系っていうのは、いわゆる事業に応じて出てくるごみですからね。当然それはね、何かでカバーしてるわけですよ。だから一般家庭というのはそうじゃないわけだから。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 事業系と同じ20キログラムでのくくりにして、細分化することで、公平性を保っているということで、ちょっと事業系を引き合いに出しましたけど、言っている意味はそれで重量に応じた金額で。

下瀬俊夫委員長 いやいやあのね、公平性って言うんだったら18%安くなって、50%高くなるというね、この公平性はどうなんかって話になるわけですよ。だからその基本的な方向性がよくわからないのは、何でこれまでですね、他市と違う料金体系にしていたのか、なぜ他市にですね、右倣えせんやいけんのかというね、この利用がよくわからないんですよ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 説得力がなくてあれなんですけど、もともと発想は苦情も多い、持ち込みの指定袋というのを削除したいということ。それにともなってこれまでお金をいただいているものですから、今の無料の部分の部分を少し引き下げていきたいと。それで今、部長も言いましたけど、強いては減量化とかですね、さまざまなものもメリットあるんじゃないかということで、他市というよりも、そこが出发点で。他市も防府市みたいに全て無料というところもありますので、それに見習えばいいと、それは市民にとってそれが一番いいと思います。幾ら持ってきてもいいですよというんで。事業系にしても事業振興のために幾ら持ってきちゃってもいいですよって、それはあるかもしれませんが、そこは全体を見ながらほかの市も見ながらバランスをとっていきたいということ

で、こういう形としたわけです。

下瀬俊夫委員長 説得力ないでしょう。18%安くなるけどやね、50%高くなるというね、これ一般市民にどうやって説明するんですか、一体。

川上市民生活部長 私が申し上げたようにステーションに基本的に出してほしいというのがあります。細分化しますとですね、今まで100キロ未満の方は無料だから持って行ったらええわあやというふうに考えていらっしやったかもわかりませんが、まあこれくらいの量であれば持ち込んでもステーションに出しましょうかという人がふえてくれればいいということも私どもは考えておるわけです。

岩本信子委員 私は基本的にちょっと考え方が違うんですが、市民サービスというのが、安くすることが市民サービスだと思っていません。というのがですね、今からこの日本の社会もそうなんですけど、ごみの減量化っていうのは、ものすごい社会的課題だと思います。日本全体でも考えていかななくてはいけないし、山陽小野田市の市民、まあ国民一人一人がこの減量化っていう問題をすごく捉えていかなくちゃいけない。それにあって、こういうふうなことが決められたって最後にちょっと言われたけど、その先ほどの指定袋がどうじゃこうじゃ、削除するとか何とかいうよりも、まず大前提はそこに本当は持っていかなくちゃいけないのではないかと思うんですよ。お金を出すことが市民サービスが低下じゃなくて、市民の意識がですね、私らでも買い物行って、袋くれって、いやごみになるから要りませんって言うんですよ。どこに行っても皆。やっぱりそういうふうな意識が要ることによってごみが減ってくるということを植えつけていかなくちゃいけないというのが私は大前提であると思いますので。

下瀬俊夫委員長 あのねその議論の前提は崩れているんですよ、もう。

岩本信子委員 いや崩れてないと思います。

下瀬俊夫委員長 崩れているんですよ、あなた。ごみの処理場にやね、このごみの減量化についての基本的な方針はないんですよ。

岩本信子委員 だからそれをせんにゃいけんと言っているんですよ。

下瀬俊夫委員長 だったらもっとあんな、ごみのこの処理場の件でやね、言わんにゃいけんかったけどやね、そんなときにはそういう減量化の話はなかったじゃないですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 減量化に対する基本方針とか考え方がないということと言われるんですが、数値だけちょっと申し上げます。平成17年から平成25年までですが、要するに収集の燃やせるごみの分では、例えば17年を基準年としたら現平成25年で81%、19%の減になっています。ただこれは人口も減になっていますので、一概には言えないんですけど、一人当たりの排出量で言いますと平成17年が263キロ、一人当たりですね、平成25年が224キロ。一人当たりの排出量で約15%の減です。これは人口減もありますけど、人口で割ったときの排出量で言えば、そういう推移になっています。以上です。

下瀬俊夫委員長 いやいやそもそもね、ごみ処理場のいわゆる投入量についてはですね、一定の量を確保しなければならないという前提じゃなかったですか。あのごみ処理場の計画の中でごみの減量化はどうするか。いかにしてごみを減らすかという発想はね、私は基本的にはなかったと思うんですよ。

石田清廉委員 料金区分的にはプラスの部分もありますし、マイナスもあります。しかしトータルして、環境的な問題も含めて、トータルして市民に広く負担を少しでもしてもらおう部分もあってもこれはやむを得ないと思います。ただそのことがごみの減量化につながったりするプラスがあればいいし、一方では懸念材料としては不法投棄が出てくるということもお考えになられて政策的にその辺の監視も含めてですね、きちっとやっていただくことがこの改正の一番大事なことじゃないかと思います。

下瀬俊夫委員長 それ意見ですか。何を聞きたいわけ。

石田清廉委員 不法投棄の面もですね、きちっと管理をしていただけるかどうかということも一応お尋ねしたいと思います。

下瀬俊夫委員長 答えられるの。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 今御意見いただきました不法投棄の監視または予防。十分にやっていきたいと、現在もやっておりますけれど。1

00キロまでが無料がなくなったから、それを不法投棄するということが絶対起こらないように、そういう啓発も努めていかなければならないということもあります。

下瀬俊夫委員長 それは無理でしょう。人がおらんところに不法投棄するわけじゃからやね。どうやって監視するんですか、一体。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 市内の至るところを監視することは当然できません。ただ不法投棄が多い現場っていうのは環境課ではつかんでいきますので、それを含めて、ずっと監視は当然できませんので、パトロールとか地域住民にまたそういう通報をいただくとかですね、そういう体制でいきたいと考えています。

下瀬俊夫委員長 あのねまず無理なんですよ。捨てた後に処理するというのはできるんです。不法投棄をね。不法投棄を防ぐことはできんでしょう。それは私たちの家の近くはねどんどん捨てますよ、これから。こういうことされるとね。それは監視カメラでもつけてやね、対応する気があればやね、それ以外ないでしょう。そんなことはできんいね。それからごみの減量化につながるという話があるけど減量化の問題と有料化の話は違うでしょう。話として。ねえ。全然違うと思いますよ。それはね、どっかに行くんですよ。そのごみが。減量化じゃなしによそに行ってしまうんです。それは食生活そのものをどうするかという問題であってね、いわゆるスーパーなんかでも、どんどんごみ出しできるような内容にして、家庭に皆任せてしまうような状況であればですね、ごみは出てくる一方なんですよね。だから家庭だけで対応できる話じゃないんじゃないかと僕は思うんですけどね。ま、それはいいです。

岩本信子委員 委員長、意見があります。あの今委員長が言われたその減量化なんですけれど、私は有料化することによって減量化はできると。自分が主婦してますので。それで先ほど言われましたように商店の中でパックとか何とかずっと出ます。そういうのは全部今、回収してきちんと私はごみを出さないようにして皆、女性の中ではほとんど牛乳パックから何から皆まとめてそういうところに持って行ってます。だから有料化するという事は、やはりそのごみの減量化につながってくると私は当然生活の中でそう思いますので、それはそれで有料化ということは大事だと思ってます。以上です。

下瀬俊夫委員長 いやいや有料化が、そんなことねここで言う話じゃなかろうが。質問しなさいよ、質問をちゃんと。（何事か発言する者あり）いやいや僕はもう執行部に聞きよんじゃあね。有料化がなぜ減量につながるのかって。そんな根拠なんかありやせんじゃろうがって。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 平成20年に指定袋の手数料を上乗せして5円、4円、2円をしたということで、先ほど申しあげましたデータで言いますと、平成20年途中ですから21年、22年その辺が、それが有料化の影響で全てそうになっているとは言いませんが、データで言えば、かなりごみが減っているのは事実です。そして横ばいから若干少しふえてきていると。横ばいと言っていいんですけど。そういう状況もあります。あのときにごみの手数料を導入したときに、ごみの減量化っていう話をさせてもらったと思いますけれど、ある程度の成果は見えているという認識はあります。今回がそれにつながるかどうかというのは、部長も申しましたけどそういうことも考えられますけれど、ごみの減量化のための条例改正という意味合いでは若干ない部分はありますので、しいては減量化に少しでもつながっていくようにやっていきたいというところでもあります。

下瀬俊夫委員長 あの減量化ってのはね、有料化をしたから減量化になるという話じゃないんですよ。確かに一時的にはねそういう減量化に傾向はあるかもしれないけれど、こういうものはね、すぐふえていくんです。だからね、私は減量化の問題ってのはそんなものではないと。政策的な問題があるというふうに思うんですね。今言っているように公平性っていう問題でその18%安くなるけど50%高くなるというね、これをね、実は私たちはこれから市民に説明せんにゃいけんわけですよ。どうやって説明するんですか。市民は納得せんですよ、こんな話を。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 ごみ処理については、人件費入れて6億数千万かかっています。それは当然税金でやればいいじゃないかということになると思うんですが、その辺皆さんに少しでも広く負担をしていただいて薄く広くですね、今、ベースで言えば10キロ50円です。それは無料範囲があったからそこだけクローズアップされますけど、その単価を変えているわけじゃないんですから、その単価をがくっと上げるということは、当然厳しくなりますけど無料の範囲を下げるということは、今までの方はそれで負担になりますけど、その額をできるだけ抑えるように20キログラムごとで段階をつけて20キロで210円でしたかね、

そのぐらいの負担はお願いしたいと。いろんな手数料とか上がったり、消費税は別にして上がったりすることもあると思いますけど、長い間これでやってきていますので、今回はこの契機にこういう形でお願いできないかということで御説明したいというふうに思います。

川上市民生活部長 委員長さん、有料化ということで負担がふえるということでもありますけど、まあふえるだけじゃなくて、最初に佐久間のほうも説明しましたが、100キロ未満で持って行かれていた方、今まで指定袋に入れて持って行かれておりました。これが今度は持ち込みの場合は、要らなくなります。指定袋は例えば90キロの場合どれぐらいの袋を使っているのかわからないかということを考えてですね、負担がそんなにふえているとは私は思っておりません。

下瀬俊夫委員長 実態は違うよね。指定袋に入れて持っていかないと捨てるだけで、受け入れてくれたんじゃないですか、今まで。現場では。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 私が平成22年に環境課長に来たときにですね、何回も苦情を、課長を出せみたいな話があつてですね、何で持って行くのに指定袋に入れて行かんやいけんのんかと。それでいろいろトラブルがあるから現場対応でそれは見逃した事例もあると思います。入れてないけれども、もめるのがいやだったからですね、それでも次からお願いしますよとかですね。また次も入れてこないとかですね。いろいろな事例があつたと思いますけど、基本的にはそれで窓口で説明して対応しているということで、非常に苦労していたと。その辺をすっきりさせたいと、これは大きな問題と私は思つて条例の改正を上程させてもらっていると。現場で本当に大きな問題で、昔、落ち葉持ってきて、トラックで、それを入れる、入れないでもめるわけですので、そういう無益な、そこで市民とのトラブルをですね、ずっとこれを放置していく、新ごみが4月1日に供用開始になります。この機を逃すと、次がなかなか難しいという思いがあります。御理解いただければありがたいと思うんですけど。そういう認識です。

小野泰委員 52%が手数料が要るようになるということになりますね、で、それと同時にこの18%が安くなると。これ具体的にこの数量で一体現金が何ぼ入ってきたのか、それと同時にこれをこの計算にやりかえるとですね、何ぼになるのか。それが出てないですよ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 今回の実態調査の事例で改正前では、実際に歳入としてこれだけ入っているというのは、計算上ですので、ちょっと端数がずれてきていると思いますけれど。改正前で7万6,000円前後だと思います。それが改正された後の計算でいきますと、11万9,000円程度。4万ぐらい。

下瀬俊夫委員長 これ年間ですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 4万3,000円ぐらい。これは今実態調査の296件を計算した場合です。

下瀬俊夫委員長 いやだから年間どれくらいなるんですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 これが一週間、月曜から金曜のデータですので、単純に言えば、52週ありますかね、1年間。割合だけで計算すればそういうことになります。

下瀬俊夫委員長 だからどれくらいになるんかね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 単純に50週掛けたら、215万ぐらいです。

下瀬俊夫委員長 どっちが。改定後ですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 ふえるということです。

下瀬俊夫委員長 215万ふえるんですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 夏はごみが一番多い時期というふうな認識もありますので、一応目安の数字ということで。御認識をお願いしたいと思います。

川上市民生活部長 今回の数字はですね、5日間の実証事例、それを捉えてそのまま上がっていった場合という計算でございます。私が先ほど申したように、こういう20キロきざみの重量制にした場合にごみを持ち込まない人がふえてくれるという私ども期待を持っていますので、そのように考えるとこれだけの収益増にはならないと思っています。以上です。

下瀬俊夫委員長 だからこの経費に見合うこの料金改定という言い方もされましたよね。215万がそうなるんですか。処理経費です。新ごみ処理の費用ですよ。費用の足しにするみたいな話があったじゃないですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 年間のごみ処理に関する費用が6億幾らかかっているということを言いましたけど、新ごみということでは無いと思いますけど。

下瀬俊夫委員長 どうせ新ごみじゃろう、これ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 はい、それは新ごみです。これから20キロ以下の方しか無料でないというのは、今部長が言いましたように結果的にですね、ごみの減量化につながっていけばいいと思いますし、今、減量化で申し上げますと、ごみの中に含まれているのは雑紙が非常に多い。委員の皆様もそうですけど、紙をどこまで、新聞、ダンボールは分別しても普通の紙ですね、これをどこまで分別して、資源ごみを出す日に出していただけるかというのが、ごみの減量化でいえば、もっとも大きいところですよ。あとこれまで何度も指摘されていますけど、廃プラの分別ですよ。プラスチックのですね。これも大きな減量につながるというのは、認識がありますけどこれについては、新ごみの建設のときの委員会でも助燃材としてこれを分別していかないということを何度も御説明させてもらってきていますけど、廃プラは今そのままですけど、雑紙は一応分別して、資源ごみの日に出してくださいということになりますので、これをもっと徹底すればかなりのメリットも出るし、それは売れるわけですから、リサイクルの収益金にもなるということで、その辺もまた今後力を入れていく必要、まあ今回の件とちょっとずれますけれど、力を入れていきたいというふうには考えています。

吉永美子委員 参考に教えていただきたいんですけど、表で出している県内他市の状況で、持ち込みのときに指定ごみ袋になっているのは、どこですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 通常指定袋でというのはないんですけど、萩市においては全量を指定袋で持ち込んだら無料にするとかですね、複雑なんですけれど。全てのごみを全て指定袋に入れたら当然それに料金がかかっているから重量制じゃないですよというのはあります。意味わかりますかね。それ以外は、今、全市の条例コピーは持っていますけど、

全部見ないとわからないんですけど、私の頭の中では指定ごみ袋で持ち込むという規定はほとんどないと思います。

吉永美子委員 ほとんどないということは、他市の状況との、他市が云々ということをおっしゃったけど、うちにとっては苦情が多くあるのは、指定ごみ袋何で使わんにゃいけないのと怒っているんじゃないですか。そのところが他市は指定袋で全くないので、その辺の苦情は入っていないという認識をされているということですかね。うちの場合は。山陽小野田市としては。じゃこの萩市の場合、指定袋に全部したら無料ということは、何かちょっと今言われているのと少し違いますよね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 条例どおり萩市を読みますと、萩市は50キログラムまで510円、それを超えるときにはその都度510円加算するということですが、市長が定める袋に全量を収納し、またはごみ収集券、大型ごみとかシールを張るのがあるんですけど、事前に公民館でそのシールを買ってそれを張りつけて、持ち込むということですが、その場合には無料とすると。当然もう事前に袋に入れて持ってくるから無料にすると。これはこれまでの山陽小野田も袋で持ち込んだら、無料ですよ、無料というか袋代のほうで先にとられているからということ。

下瀬俊夫委員長 そのことは検討しなかったんですか。例えばごみ袋で持ち込んだ場合は無料だと。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 ごみ袋で持ち込んだ場合は、ごみ袋を先に買っているから無料ですよというのが今の条例ですよ。

下瀬俊夫委員長 いやいや新規です。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 実際には混合ごみで持ち込まれますので、トラックで来られた場合、不燃、家具とか小さい家具、その中にまた燃えるごみがあると。混合で持ち込まれますから実際には燃えるごみだけを指定袋に入れてきてくださいというのは、それは無料ですから、それをのけて、重さを計らないといけませんよね。その燃やせるごみ、指定袋に入れたものも一緒に重量で加算してしまうと二重取りになりますので、それをのけてトラックのスケールに乗せて、また不燃ごみとかいろんなところに降ろして空になって帰って、結局3回量らなきゃいけな

くなるわけですね。初め来たときに、燃えるごみも何もかんも1回量る。それで燃やせるところで指定袋に入ったごみ袋を10個なら10個、ごみピットに入れる。

下瀬俊夫委員長 それは同じことでしょうか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 それでもう1回回ってきて・・・。

下瀬俊夫委員長 それは同じじゃないですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 3回量るようになる。

下瀬俊夫委員長 いやいやだから粗大ごみを持ち込んで、混合で持ち込んでもやね、当然取る分は粗大ごみは別口でしょう。料金取るのは。重量制だから。同じことじゃないですか。粗大ごみを持ち込んだって当然3回計らんにゃいけんわけでしょう。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 2回です。

下瀬俊夫委員長 何で。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 通常、車に入って、ごみを積んだまま重量を計ります。所定のところで全部降ろして、帰ってきて空で計って、その差額が重量ですけど、それに可燃ごみで指定袋に入れてきているものがあれば・・・。

下瀬俊夫委員長 いやいや違います。この条例で対応した場合に粗大ごみといわゆる燃えるごみを一緒に持ち込んだ場合でも、粗大ごみの分が入ったら重量変わってくるでしょう。重量制にしたら。当然3回量らんにゃいけんでしょう。燃えるごみは燃えるごみで別個に計らんにゃいけんのじゃないんですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 粗大ごみは持ち込んだときに重量で計りますので、ほかのごみと一緒にたんすがあろうが何があろうがみんな一緒に計ります。だから2回です。可燃ごみをその袋に入れていた分があれば袋の分を先に降ろしたりせんにゃいけんから、そのときは3回になります。今度はそれがなくなるから、全部重量制ですから一般家庭の方が

何を積んできても重量一本でいくからですね。

下瀬俊夫委員長 粗大ごみも重量でいくんかね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 はい、そうです。

下瀬俊夫委員長 いやいやだから燃えるごみが例えば、この200キロね、粗大ごみが例えば100キロあって、全体で300キロの場合ですよ。この燃やすごみは200キロなんだけど、300キロ分のお金を払うってことになるんですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 そのとおりです。持ち込んだ場合は粗大ごみ、不燃、何であれ重量一本ですので。

下瀬俊夫委員長 重量一本でいくんかね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 はい。粗大ごみを家庭に取りに来てもらう場合には、1個につき540円の1個ごとの単価でいきますけど、持ち込みの場合は全て、何をもち込もうと全て重量で。

下瀬俊夫委員長 重量でいく。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 はい。

下瀬俊夫委員長 けどその指定ごみ袋で持ち込んだ場合、それはその分だけ無料にするという方法があれば、その3回という手間はあってもやね、そういう方法もあるんじゃないんですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 それが今の体制です。

下瀬俊夫委員長 はい、だから。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 指定袋に入れていった分はもう指定袋買っているわけですから、それは重量でのお金取りませんよというのは今の体制です。それを指定袋に入れなくていいですよと。

下瀬俊夫委員長 いやいやだから。入れたっていいわけじゃろう。別に入れん

でもいいかもしれんけど、入れたっていいわけでしょう。そういう場合どうするんですかって聞いている。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 今度の条例改正では入れないんです。

下瀬俊夫委員長 いやいや。例えば入れた場合にはそれは無料になるのか、ならんのかって話です。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 条例改正すれば全て重量制ですから、指定袋に入れてこられても20キロを超えれば、それは有料です。

下瀬俊夫委員長 関係ないわけやな。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 それでそういう混乱が起きるであろうということがありましたので、事前によく周知をしなければ、今まで指定袋で持ってこられた方が4月1日以降にも指定袋で持ってきたら従量制ですよと言われたら指定袋返せえやという話になりますので、その辺はよく周知していきたいし、例えば1回目も条例周知ができなかったら、次からこうですよ、よく気をつけてくださいって、1回目は仮に見逃してもですね、大した問題ではありませんので、その辺はそうやって周知していくということになると思います。

下瀬俊夫委員長 ほかに。これどうするかね。

吉永美子委員 済みません。決して執行部のされることに反対するってあれじゃないんですけど、自分自身がこうきちんと何て言うかな、納得できていないところですね、大変賛否が難しい中にあるんですけど、先ほど答弁いただいた中とかでも、だろうって言われるじゃないですか、よその市は指定ごみを使っていないだろうって言われましたよね、指定ごみ袋をよそは全く使っていないっていう実態ですね、じゃ。はっきり使っていないんですね、出された資料です。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 13市のごみの持ち込みの場合ですけど、ステーションに出す場合はほとんどが指定袋ですから、ですから持ち込みの場合ですよ。だろうって言ったのは、萩市の条例が印象にあったからそれ言いましたけど、残りの11市を全て今頭の中になから、全て見ることはできないから、だろうと言いました。全部調べてそれは十

分回答はできますけれど。今じゃなくてもよければですね。

吉永美子委員　するともう1点防府市が最近新ごみ処理施設をつくられましたよね。違いますか。あれリサイクルセンターですか。新しいごみ処理施設つくったじゃないですか。防府市が。新しくできているじゃないですか。そんな中でだから防府市は以前が全くゼロでされていたのか、その実態もゼロでしょ、持ち込みが。いただいている資料によると。そういったもう少しこうきちんとした何て言うんですか、こちらが判断するに当たってですね、やっぱり防府市がゼロっていうことは、どういう考え方でゼロにされているのかなって、すごくここだけちょっと突出していますよね。だからその辺考え方っていうのがやはり先ほど言われた他市との均衡を保つっていうのは、グラムだけ言われているかもしれませんが、やはりこちらが判断する資料としてはですね、やっぱり山陽小野田市としてこうきちんと納得いく答えちゅうか、執行部からいただくためには、防府市がなぜゼロで、新ごみ処理施設になって変えたのかとか、そういったきちんとしたものをこれ出す以上は、だろうじゃなくてただけると先ほど言われた時間かかっていいんなら、出すとも言われた分も含めてもう少し詳しいものをいただくと少し判断がこうしやすくなるという部分はあるんですけど、それともう1点ですね、苦情がたくさんあるって言われますが、そういった分析とかも出てないじゃないですか、多くある多くあるって言われて、だからそういった根拠となる部分ですよ、例えば296件あるけど、これがじゃ全体の市民が出す分のどのぐらい占めて、それで296件にはダブっている人はどれだけいるのか、同じ人がいつも出されているのじゃないのか、296件は全部違うのかっていう、どれだけの人たちが、ごみを持ち込みされているのか、これを私は先ほど言ったように何かしらの事情があるんじゃないかと思ってるんですけど、持ち込むということは、日ごろ出せない。ましてや24時間やめたし、何年か前にやめましたよね、ですのでそういう事情があって持ち込まざるを得ない人たちもおられるかもしれない。ステーションに持って行きたくても。そういったいろんな実態があるじゃないかと思うんですけど、これが出された296件もいわゆる本当はもっと少ない人たちが何回か来ているという、いわゆるこれは延べでしょう。ですので、やはりこちらにこうある面、市民の負担がふえるというところで、出してこられるわけですから、だからそういった点では委員会に対して、もう少しこの納得できるような内容をいただくとありがたいと思います。苦情が多くあると言われるけど、じゃどれだけ出てきたのか、どれだけ環境衛生センターに対して苦情が市民から何年で何件出

てきたとか、そういったのが見えてこないし、だからこちらの判断材料がちょっと私にとっては乏しいんです。

下瀬俊夫委員長 お聞きしますがね、ごみステーションのいわゆるごみ出しの件ですよね、これ市民間で公平だと思いますか。自治会管理のわけですよ、あれは基本的に。自治会に入らなければごみ出せないでしょう。そういう方がたくさん要るんじゃないですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 吉永委員さんがさっき言われました296件、ステーションに出せない事情を一人一人把握することや延べかどうかを調査することは相当厳しい状況です。各市の条例については条例を見ればですね、その辺は書いてありますので、それは把握できます。そういう感じを持っていますけど、できるだけ必要な資料はですね、出そうと思いますけど、今言われたところは非常に難しい。苦情の問題も、確認はしますけれど正確な数字が出るかどうかっていうのは、ちょっと申し上げられませんが、済みません。それと自治会に入らない方は出せないじゃないかということで、これも自治会の加入率の問題と絡めてですね、そういう事例があるのも十分承知しています。それで特異な例ですけど、自治会に入らないけどごみだけ出させてくださいって自治会長さんをお願いされてですね、その清掃の日に出るとか、それステーションを買うのに今、お金かかっていますよね。あのステンレスの網かごとかですね。その分については出しますから、ごみだけ出させてくださいっていう方もあるし、自治会に入らなきゃだめという事例もあります。で、その方はもうセンターに自分で持ち込むしか、現時点で方法がないとかですね。

下瀬俊夫委員長 そんなことないでしょう。市民がごみを取りに来いと言ったらね、行政は取りに行かなきゃいけない義務があるんじゃないですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 今、廃棄物の処理基本計画では、個別収集という、処理基本計画ですね、これに基づいて行政は行っていますが、これはステーション方式ということでやっていますので、うちは家に来てくれというのは基本的には受け付けていません。

下瀬俊夫委員長 いやいやだけど、このいわゆるごみ処理基本法の立場でいけばね、ごみについては行政は遅滞なく収集しなきゃいけない責任があるわけでしょう。そうすると今みたいにステーションに出せないような環

境にある場合は、行政が取りに行かない、基本的には取りに行かないという方針ですよ、あなた方は。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 基本的にはそれを取りに行かないというのが基本です。後は個別対応で、いろんな方法を御相談にのることはあります。私が相談にのった事例では高齢で出せないという方もあります。それにはちょっと高齢障害課と協議して、ヘルパーさんにその辺をフォローしてもらおうとかですね、そういうこと。自治会に入っていない方には今言ったように自治会にはもう単身赴任で来ているだけで入らないから、でもごみ出しだけは出させてくれと。自分で御相談してみる。そういう方法も話しています。どうにもならないときには、自分で持ち込んでもらうことはできますかなどお聞きはしますが、一方的に個人だからもう受け付けませんと一刀両断に切ることは当然していません。基本的には今の中では個別収集までやれる体制はとっていませんので、それはケース・バイ・ケースでそのような対応はさせてもらっているということです。

下瀬俊夫委員長 ただ今言ったようにごみが出たら、行政は収集する責任があるというのは事実ですよ。だけど今言ったようにごみステーションに出せない場合、自分で持ち込む以外ないという方もね、たくさんいるわけですよ。それができなかつたらね、自宅でもう燃やすしかないんです。それは基本的にだめだってことなんでしょう。ね。だからね持ち込むしかないんですよ。それがね、こういう格好で一気に値上げされるということになるとね、そういう市民が本当に納得できるかなというのがね、幾ら説明してもこれはなかなか難しいと僕は思いますよ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 通常45リットルの指定袋の大で、通常の一般家庭がまあまあ入れればですね、よほど水分が多くなければ5キロぐらいです。それで20キロというところを残している理由の1つに、今自治会で出せないとか、持ち込んだ場合、通常の一般家庭のごみであれば20キロでカバーできるという意味合いもあって20キロとしているところもあります。

下瀬俊夫委員長 だからそれはね、その一週間に1回の話じゃないわけだからね、ごみ出しをするのに1カ月分まとめて行かんにゃいけんとかってやつがあるわけでしょう。ほかに。

三浦英統委員 この資料の中の296件の中の個人が持ってくる量、それから業者さんがくる量、これ全部個人ですか。

下瀬俊夫委員長 全部個人。

三浦英統委員 業者じゃないんですか。これの燃えるごみとですね、それから一般の廃棄物というんですか、ここらの仕分けはしていらっしゃるんですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 その仕分けは重量だけです。不燃ごみもあれば、可燃ごみもある、さまざまな混合ごみとして持ち込まれていますので、重量のみです。

下瀬俊夫委員長 基本的に家庭ごみやろ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 家庭ごみを持ち込まれるときに古いお茶碗であったり、燃えるものであったり、扇風機であったり、燃えないものであったり、ちょっとした瓦とかあって、いろいろなものを含めて私ら混合ごみと言っていますけど、この296件が本当に可燃ごみだけだったのかとか、それはちょっと把握はできないんですが、一般的に考えれば車で持ってこられるから、いろんなものを持ってこられると思います。地元のステーションに出すときは、きょうはカンの日とかビンの日がありますけど、それがせっかく行くんだからあれもこれもって積んで行かれますので、混合ごみになっている可能性が強いと思います。

下瀬俊夫委員長 吉永委員どうしますか。

吉永美子委員 後でよければ資料を出すと言われたので、きょうはその資料をお願いしてですね、とりあえずこの部分についてはきょうは採決しないということでしょうか。

下瀬俊夫委員長 動議ですか。

吉永美子委員 この議案につきましては。出すって言われましたので。判断の材料をもう少しいただけるとありがたく存じます。

下瀬俊夫委員長 休憩する。はい。じゃ10分休憩します。15分まで休憩。

午後 3 時 3 分 休憩

午後 3 時 1 7 分 再開

下瀬俊夫委員長 資料出るまで、再開して次の議案を先に先行してやりたいと思います。議案第 1 0 1 号山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について執行部の説明を求めます。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 議案第 1 0 1 号山陽小野田市斎場の指定管理者の指定についてであります。本市の公の施設である小野田斎場及び山陽斎場の指定管理者を有限会社北斗産業に指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。指定の期間は、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの 3 年間としますが、指定管理料につきましては、年間 2, 4 6 7 万円税抜となっております。なお、本来は公募が原則ですが、これまでの実績等を考慮し、指定管理者選定における単独指定の基準に基づき、今回は、現行の指定管理者を単独指定したところであります。なお、選定委員会は 1 1 月 5 日に開催し、候補者として決定しました。審議のほどよろしく申し上げます。

吉永美子委員 通常は公募ですが、実績等を勘案して指名としたということですが、この実績というのはどのように勘案されて、公募に至らなかったのかお聞かせください。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 これまでの実績で 2 期やっておられます。今が 2 期目です。それがまず大きな実績。その間老朽化している両斎場を維持管理も含めて十分対応していただいている。北斗産業さんそのものに、そういうメンテナンスをやり得る技術者もいるということで、今後老朽化がさらに進んでいく中で、ぜひ新火葬場ができるまでを含めてお願いしたいというのが実情です。

吉永美子委員 次の指定管理料は幾らに。（「今言った」と発言する者あり）失礼しました。その中に修繕費はどこまで北斗産業になって、幾ら以上は市になるという約束はどうなっていますか。

木村環境課主査兼生活衛生係長 修繕料等の負担ですけれども、1件につき10万円までという形で、それを下回る場合につきましては指定管理者のほうで負担をしていただきます。1件の工事がそれを超える場合につきましては、市のほうで見るという形になっております。

吉永美子委員 1件につき10万円までというのはわかるんですが、老朽化していますので、10万円が1カ月に1回、2回、3回とあるようでは、とてもじゃないけど指定管理料で運営されるのが大変苦しくなるわけですが、この回数も規定がありますでしょうか。

木村環境課主査兼生活衛生係長 回数につきましては特に規定はございません。

吉永美子委員 そうすると2期受けられた中で、この修繕料というのは北斗産業がどれほど1期ごと負担されておられるのでしょうか。

木村環境課主査兼生活衛生係長 25年度の決算で報告が上がっております。その分で修繕料と材料費というものを組んでおりますけれども、ざっと概算ですけれども、197万円ぐらいのものが25年度では上がっております。

石田清廉委員 このたびは実績を配慮して単独指定ということでございますけれども、今までの北斗産業さんの実績の中で、事故らしき事故というのは山陽側の電気の件、小野田側は炉が途中で炉壁がというような事故がありました。その辺も配慮の範囲なのかどうか、単独指定した以上はこの3年間そういう事故がないような指導、管理を徹底していただかんといいんと思うんですよね。それと指定料金は前期と金額的には変わっておりますか。それも含めて教えてください。

木村環境課主査兼生活衛生係長 事故等々の件ですけれども、これも今御指摘のありましたとおり昨年につきましては山陽側のほうで、電気のヒューズの関係があります。小野田斎場のほうも過去に炉のほうが多少剥離して落ちたというような話もありますけれども、これも言い換えれば、指定管理者のほうにお願いをする施設自体を使っていただいて、業務を行っていただく、その責任というのは本来市のほうにあるわけでありまして、それが壊れたから、そういう状況が起きたからといって、指定管理者の責任に全てするというわけにはいきません。ですからその辺も考慮はしております。修繕料のほうも多少なりとも多くしておりますし、市の経

常経費でも、どうにか修繕料を少しでも多く確保できるようにしているところでもあります。それと指定管理料ですけれども、前回のときと料金が変わっているかどうかということですが、税抜きで言いますと24年から26年は、税抜きで当初2,380万円。今回が同じく税抜きで2,467万円ということで、87万円ほど上がっております。

岩本信子委員 先ほど実績と言われましたけど、その前に単独指定要綱によってと言われましたよね、その単独指定要綱というのはどのような内容のものなんでしょうか。

木村環境課主査兼生活衛生係長 これは市のほうで定めております、指定管理者選定における単独指定の基準というものがあります。その項目の中で、指定管理期間を終了し制度を継続する施設というもののの中に、読上げますと、指定管理者から提出された実績報告、過去の実績とか決算報告、十分な事情聴取、いわゆるモニタリングを行っております。その現場の方々ですね。そういったものから総合的に判断と言いますか、審査をして、いわゆる直営でやっていたときよりも指定管理者に変わってから、その利用者が現状のサービス以上に、今までのサービス以上にそういったものを満足していらっしゃるかどうかといったものの基準がございます。ですから今回は先ほどの事故等ございましたが、それ全て今までの指定管理者のほうの過失があるというふうには捉えにくいという面もございますので、それを除いて判断したときには、今の現行の管理者のほうも十分そういった資格はあるんじゃないかということで判断しております。

岩本信子委員 それと、単独指定で、先ほど市民から、モニタリングは現場の方のモニタリングと言われましたけど、一番大事なのは市民からの評価ですよね。この指定管理者に対する苦情とか、例えばよかったとか、その辺の意見とかはどういうのがありましたでしょうか。

木村環境課主査兼生活衛生係長 市民から直接お話が入るというのはほとんどございません。各地域による、例えば苦情といえば苦情になるのかもしれないんですけども、地域で特性で習慣の違いと言いますか、収骨の方法とかが自分の地元とかなり違っていたので、ちょっとびっくりしましたということでお話があったりとかいうことはあります。職員の態度とかその辺の対応がよかった悪かったというのは、年間を通して数件程度。それは葬祭業者さんのほうから、あの時はどうだったかなということ、

年に1件か2件あるかないかぐらいだろうと思います。特に大きな問題はございません。

岩本信子委員 接遇といいますか、接客に対しては十分な評価をされているということではないですかね。

木村環境課主査兼生活衛生係長 その指定管理者の中でもいろいろと研修等を重ねてらっしゃるようであります。選定委員会の中の委員さんのほうからもそういう発言がありまして、その辺の危機管理体制といいますか、そういったものにもどのようにされていらっしゃるのかという問いに、そういう研修なり、1カ月2カ月に1回は職員を集めて、こういうときの対応はこういうふうにしようといったものもきちっとしていますという回答をいただいております。

矢田松夫副委員長 本来なら他業者があれば比較ができるんですが、今回なかったということですね。本来なら選定委員会の中に出された資料。北斗産業側からこのように見積もりをしたいという仕様、計画書が出されたと思うんですが、それをこの委員会では出されなかったというのはどういうわけですか。北斗産業が出された計画書が前回までは出たわけなんですよ。今回は何もなし。ただ業者名と指定期間だけしか出されなかったということですが、その他資料というのは出ないんですか。この委員会に。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 3年前は2社応募がありましたが、その選定委員会に提出されたそれぞれの事業者の計画書、仕様書は委員会に出していないと思います。停電事故があって委員会2回ぐらいやりましたですかね。そのときに出したんですかね。3年前の選定委員会の結果を議決いただくときには、計画書そのものは出していないという認識でおります。

木村環境課主査兼生活衛生係長 先ほど御指摘のありました指定管理者、事業主からの今後の計画的なものとか、資金面の計画、仕様に沿った意気込みないし今後このような計画でやっていきますというのは、指定管理者のほうの申し込みをしていただく申請書がございまして、その申請書に全てそういったものを添付しているものがありますので、選定委員会には申請書類も全部開示して、そちらのほうで審査基準に則って審査をしていただいております。選定委員会で指定管理者となるための候補者と

いう形で、そこまでを決めていただいて、これから先は議会に、それを承認していただくという形です。審議はその段階で選定委員会でされているという考えもありまして、この委員会では申請書類等の提示までは考えておりませんでした。

下瀬俊夫委員長 今の話は選定委員会に出したから議会に出さなくていいということですか。

木村環境課主査兼生活衛生係長 言い方があれなんですけど、いわゆる計画も申請書類の中の添付書類といいますか、そういった申請書類の中の全ての中に資金計画とか今後どのようにやっていくとか、計画とか方針とかいうものが掲げてありますので、そちらのほうまでこの委員会に出すかどうかということなんですけど。

矢田松夫副委員長 この委員会では北斗産業に決めるということの追認、何も資料もないのに、それだけの任務ですか。そうじゃないでしょ。北斗産業がどんな仕事をするのかというのを審議しなくては、北斗産業に決めるということにならないでしょう。まして、前回単純なミスですよ。H型のヒューズが磨耗しただけで、全体がとまったということですよ。結果として重大な事故だけど、原因は些細なことだったんですよ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 今回の12月議会で斎場だけでなく、ほかの指定管理者の議案もあります。当委員会では福祉センターですかね。企画がありますので、企画のほうで答弁ができればと思います。

下瀬俊夫委員長 何のことですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 ほかの指定管理者の議案もありますので、環境課の北斗産業の資料というのは私どもだけが出すというのではなく、ほかの指定管理者の議案もありますので、企画が取りまとめておりますので、その議案の参考資料の出し方も含めて、企画のほうで答弁をしていただければと思いますので。

別府企画課行革推進係長 大変申しわけございませんが、この指定管理者の取りまとめは企画課がしておるわけでございますが、その中で委員会に提出する資料を統一的にこれとこれを出すようにというような指導は、大変申しわけありませんが行っておりませんでした。選定委員会の任務に

つきましては募集要項とか仕様書の内容に沿った形で、提案のあった業者が市民サービスを充足させるような、今後3年間でそういう仕事ができるかというような内容を見た上で、指定管理者の候補者ということで、今回斎場であれば5名の審査員、選定委員がおりましたが、選定委員の合議で点数を評価して、合格点を満たして、その点数をもって指定管理者の候補者として決定したというところでございます。募集要項とか仕様書につきましては、市が定めたものとして、ホームページ上でも公開しておりますので、こういったものについては資料としての提出も可能かとは思いますが。選定委員会で点数をつけておりますので、その点数の一覧表のようなものもお出しすることは可能かと思えます。

矢田松夫副委員長 何をもって判断したのかという資料、質問したら答えることができんでしょう。次長も答えられんですいね。何をもって北斗産業に3年間指定管理者として任せたのかという、何をもってという資料がないと判断の材料が、判断の基準ができんでしょう。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 判断というのは民生福祉常任委員会の皆さんに資料がないと委員として判断できないという意味ですか。（「そう」と呼ぶ者あり）

下瀬俊夫委員長 指定管理者選定委員会がどのような組織かという問題もあるんですが、今回公募しなかったということは随契ですよ。随契の根拠というのはどうなんですか。それも含めて議論の対象じゃないんですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 指定管理者の選定の単独指定の基準を先ほど木村主査が説明しましたがけれども、それに基づいて・・・。

下瀬俊夫委員長 単独指定だったら随契してもいいかどうかという問題とは違うでしょうが。随契ですよ。随意契約というのは当然審査の対象でしょ。単独指定の基準はおたくの問題でしょ。議会は議会として随意契約がどうかについての判断基準が迫られるわけじゃないですか。そういうことじゃないですか。それで行くんだったら、例えば中央福祉センターだってそうでしょ。社会福祉協議会がずっと一貫して管理しながらやっているわけでしょ。だけど今回ここは公募しているじゃないですか。基準が当たるか当たらないかの問題とは違うわけですよ。だからなぜ公募しなかったのかという問題とは違うんです。単独で行きますという話しとは。基準で満たされるからいいんだったら、これから別に公募なんてせんで

いいじゃないですか。福祉センターだって公募しなくていいじゃないですか。ほかは皆公募しているのに、なぜこれだけ公募しなかったのかという話なんです。

別府企画課行革推進係長 このたび、ほかに都市公園3施設と中央福祉センターが指定管理の更新をしております。今御指摘のとおり公募せずに単独指定をしているのが斎場だけで、ほかの施設は公募した上で候補者を決定しています。指定管理について言うと、契約ではなくて協定を結ぶという内容です。契約ではない。それと中央福祉センターと公園のうちの北部公園と山陽公園につきましては、過去2回単独指定をして、それぞれシルバーと社会福祉協議会に単独指定で指定管理を出しております。先ほど説明のありました単独指定の基準の中で、その中で単独指定をしてもいいんだけどサービスの質を維持し、更に高めていくために公募というのが原則と考えておりまして、競争環境の保持が不可欠であることから、単独による指定の継続は最大2回までとするが、その後公募による選定において従来の団体が選定されることを妨げるものではないという規定を設けております。単独指定は2回までだよというような取り扱いを定めていることにしたがつて、中央福祉センターと公園の2施設はこのたび公募をしたというような流れになっております。

下瀬俊夫委員長 それはおたくの都合でしょうが。公募するかしないかというのは。だけど、ここに出てきた場合はなぜ公募しなかったのかという、そこら辺のきちんとした説明が要るでしょうが。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 先ほど木村が言いましたように、単独指定の基準2番に基づいてということで説明したと思うんですけど、非常に特殊性の強い業務でありますので、そして施設も非常に老朽化している。その辺を含めて、単独指定のモニタリング等も行われた総合的な審査、その他利用者の現状のサービスの満足度等を総合的に判断して単独で行きたいということを私どもが考えて、そういう形にさせていただいたということでもあります。特に新火葬場の兼ね合いもありますので、今最後の3年、4年の間に指定管理者を変えていくと、この古い施設をメンテナンスしながら運営しているわけですので、それを別の事業者に変えていくというのは非常にリスクが高いという判断も私個人の中にありましたので、この基準に合致するというので、単独指定を行ったということです。

下瀬俊夫委員長 公募をするかしないか。公募をして来なかった段階で、こういう手続を踏むというのは意味がわかるんですよ。最初から基準に合致するからいいんだ、公募しなくていいんだという判断だけで、ここに出されたわけでしょ。随契と言うとか言わないとか関係ないんですよ。この業者しか選ばなかったわけだから。その問題が議会としては、どういう判断するかという判断基準に迫られるわけですよ。執行部がこういう判断をして、この業者に決めましたということよね。その問題が今問われているわけだから。判断基準として公募しなかったのがどうでしょうかという、その問題について、ここで議論がされているわけでしょ。おたくの基準はおたくの基準でいいんですよ。議会には議会の基準があるわけだから。議論の。

矢田松夫副委員長 単独指定は、結論から言うと、今までの経験だという判断に基づいて北斗産業に決めたという結論なんですけど、私は北斗産業だろうがどこの指定管理業者であっても、決めた資料は出せないんですかと言うんですよ。特に選定委員会に出されて審議されたわけですよ。その審議された資料でさえ出されないんですか。どういう経過で北斗産業に決めたのかという判断材料をここに出してほしいということなんです。そういうものがないと言え別ですよ。ほかに会社がなかったからこの会社に決めたんだと。特に今まで問題になっているのは、そこで働いている人の賃金をどんどん下げてきた結果なんですよ。それも今まで問題にしてきたわけなんですよ、当委員会で。だから全体の中身がわからなければ、審議のしようがない。よその委員会はよその委員会なんです。山陽地区の公園の件だってたくさんありますけれども、委員会が違いますから。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 単独指定をしたという、決定したことを言われるのか、選定委員会の各審査の点数については出せるということですので、出せると思います。もっと具体的にどういう資料をと言われるのか、矢田副委員長が言われるのはそういう点数じゃなくて、それ以前の話ですか。

矢田松夫副委員長 そういうことです。今まで出していたでしょう。

下瀬俊夫委員長 それは環境の審査会の結果については、環境課ではなしに企画の所管になるわけですか。この審査会にかかったときの判断基準というのは環境課ではないでしょ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 点数の基準点のつけ方とか項目とかは環境課でやっております。

下瀬俊夫委員長 選定委員会はおたくの所管じゃないでしょ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 選定委員会は私どもの所管で、企画と協議しながら、企画が総まとめですので、協議会そのものは私どもで運営しております。

下瀬俊夫委員長 そうですか。ではこの問題について議論してもいいわけですね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 選定委員会そのものはそうです。ただ要綱とか各課の調整もありますから、まとめの部分は企画でやっておりますけれども、斎場の選定委員会そのものは私どもで基準表とか作成しておりますので、それは私どもで結構です。

川上市民生活部長 選定委員会の事務は企画がやっております。選定委員会自体は企画が事務局を持って開いております。その結果については一覧表を私どもももらっております。

下瀬俊夫委員長 点数で。

川上市民生活部長 どういう項目についてどういう点数にされたというものは持っております。合計50点満点でどういう点数が入って、これは基準点以上に達していますので合格ですよというのは持っています。これは出せると思います。

下瀬俊夫委員長 その分じゃないんです。矢田議員が言うのはその分じゃないんです。

矢田松夫副委員長 さっきから同じことを何回も何回も言っている。北斗産業から仕様書が出ましたかと、その仕様書をここに明らかにすべきじゃないかと何回も同じことを言いよるでしょう。点数の結果は言ってないんですよ。その点数の結果になる前の前段の話をしよるんですよ。

下瀬俊夫委員長 出せるのか出せないのかだけ、はっきり言ってください。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 市が募集要項で定めた仕様、斎場を運営するにはこういう仕様でということで、募集をかけたときの仕様書は出せる。それに応じて事業者が申請書を出してきます。それについては企業情報その他諸々あるから出した例はないということです。もう一つはそれに基づいて審査したときの基準表、これに基づいて点数をつけて、最終的に何点だったと。この基準表と点数については出せる。事業者から出された申請書、いわゆる計画書と言いますか、これについてはそういう例がないということで、難しいんじゃないかということでもあります。

石田清廉委員 私も過去に指定管理について一般質問を2度ばかりしていますから、いろんな資料をいただいているから、それがそうだったのか定かたでございませぬが、いずれにしても、この北斗産業を単独指名したという経緯の説明書、あるいは管理料が上がっているわけですよ、100万ぐらいですかね。そういう数字的なこともございませぬし、当然単独指名する裏づけは実績として評価したという事業報告書に基づいて評価しているはずですから、そういうものが出せないかと副委員長がしきりに言っているわけです。私もやっぱり議決を求める以上はそういう審査資料が絶対必要だろうと思っておりますけどもね。いかがですか。

(執行部協議中)

下瀬俊夫委員長 休憩とろうか。「休憩」と呼ぶ者あり) 4時まで休憩。

午後3時52分 休憩

午後4時5分 再開

下瀬俊夫委員長 それでは再開します。今配られた資料の説明をしてください。

別府企画課行革推進係長 企画課から2種類資料をお配りしました。1つが指定管理者選定における単独指定の基準ということで、環境課の斎場においてはこの中の2番、指定管理期間を終了し制度を継続する施設、こちらのほうに該当したということで、単独指定を決めたところでございませぬ。もう一つの両面コピーになっております指定管理者制度についてと

ということで、これが平成27年度以降も斎場の指定管理を継続する、指定管理者については単独指定にするということを庁議に諮って了承を得て、その後決裁で正式に意思決定した際の資料ということでございます。

矢田松夫副委員長 もう一度言いますが、北斗産業に決めた委員会が、指定管理者から出された実績報告書とか決算報告書に基づいて、恐らく決めたと思いますが、北斗産業に。その資料は出せないのかというのを最初から言ったんです。出せなければ出せない。出せるのなら出せると。僕は最初からそれをずっと言いよるんですね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 審査項目と審査の点数が載っているのを用意しましたので、それを配らせていただきます。それから、北斗産業さんが市のほうへ出された事業計画書、会社から出された資料については企業秘密もありますので、提示することはできません。その内容を十分精査して委員会では今お配りしましたような評価点をつけさせていただいているということでございます。

下瀬俊夫委員長 この資料について御質疑がありますか。

岩本信子委員 単独指定の基準の中で2番を適用された。そして十分な事情聴取に基づいて作成されたモニタリングシートというふうなことが言われております。先ほどモニタリングシートは現場でのモニタリングシートと言われましたが、これは現場のどういう方々を対象にされているのか。例えばトップの人なのか、それとも本当に現場で働いている方のモニタリングなのか。その方たちの待遇とか、そういうのも入っているのかどうかをお聞きします。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 モニタリングは全員にやっております。両斎場を管理する北斗産業の取締役であります管理者と従業員含めてやっております。

岩本信子委員 その内容なんですが、職員の待遇もモニタリングシートの中にはあるんですかどうですか。

木村環境課主査兼生活衛生係長 その部分につきましては、モニタリングの中でサービス向上に関係する分と利用者トラブル等という項目がありますので、そちらのほうでお話をさせていただいております。斎場のほうに

たびたび足を運ぶようにはしております。そこの管理者ないし従事する人たちにいろいろとお話を聞いたり、何か問題がないかということは絶えず確認しているつもりです。

下瀬俊夫委員長 3番目の利用者対応、サービス向上の問題が14点満点で皆10点いかないよね。これは何か問題があるんですか。

木村環境課主査兼生活衛生係長 審査基準表の中のということですよ。

下瀬俊夫委員長 はい。

木村環境課主査兼生活衛生係長 この3番の利用者対応、サービス向上等についてということで、14点満点で点数が皆さん平均で8.8点ということでちょっと低いんじゃないかという話もありますけども、これも審査基準表をおつくりしておりますけれども、基本的には審査基準表の中に、差をつけるために、これはすばらしいというような完全なるものと、そこまではいってませんよというものと、普通と、それ以下であるとか、全ての項目がそういうわけではないんですが、大半はそのように決まっておりますので、齋場だけでなくほかのところも、ほぼ満点になるということはなかなかないわけでありまして。上から2番目あたりをつけられると大体このぐらいの点数になるのかなと思います。評価的には決して悪いほうの評価ではありません。

下瀬俊夫委員長 一番高い点数をつけたA審査員の場合、ほかのところはほぼ満点なんですよ。5番がちょっと低いけど、ほとんど満点に対して、ここだけ14点満点で10点いかないというね、一番大事なところでしょ、ある意味では。利用者に対するサービスの対応についてというね。ここら辺は選定委員会の中でもかなり疑問があったんですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 選定委員会の中ではこの項目について特に劣っているとか、そういう話はありませんでした。今説明したように点数のつけ方というか、配分の仕方もあるかと思いますが、委員会の中ではこれが特にどうこうという話にはなってはおりません。

木村環境課主査兼生活衛生係長 補足なんですけども、今こちらのほうに上がっている審査表なんですけども、先ほどの分で言いますと3番の利用者対応サービス14点満点ということで、この項目は一つではありません。

3番の中に、3つ4つぐらいの質問がありまして、その質問の中にまた更に細分化でですね、点数をつけるようになっております。その積み重ねでありますので、その項目の全部を高得点で行けば当然満点にはなるんでしょうけども、差をつけるためにあえてそういう基準表をつくっておりますので、こういう点数になっております。ただ、先ほども言いましたように評価的には決して悪い評価ではないと思っております。

下瀬俊夫委員長 差をつけると言ったって、1社しかないんだから差はつかんよね。

吉永美子委員 新火葬場の建設も考えて3年間とおっしゃったんですが、いただいた資料では次期指定期間はおおむね5年というふうに書いてありますよね。そうすると、環境課の思いでは31年の3月末までには完成させたいという思いでおられるんだから、せめて4年とかそういう形で次期は5年としているのを3年で切ってしまうというのは、新火葬場建設よりも以前に切るということになるんですが、この辺の整合性はどうでしょうか。

木村環境課主査兼生活衛生係長 庁議のほうで単独指定にしますよという話がありまして、今指摘がありましたとおりのおおむね5年というような話もありました。ただ、環境課のほうとしましても新火葬場の建設を控えているということもありますので、そのときの工事の進捗状況とか完成時期、供用開始の時期は多少ずれ込みが考えられることから、その影響が出ない3年間としています。その後の2年を含み5年で定めておくとなかなか金額等の変更が難しく、柔軟な対応ができないということで、今回は3年で一度切るという形になっております。

下瀬俊夫委員長 いいですか。それでは質疑を打ち切ります。議案第101号山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。もう1件残っていた分はどうしますか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 他市のごみの持ち込みの状況、指定袋で持

ち込むかどうかという点と、環境衛生センター、現場でのトラブル。それと防府市のクリーンセンター、今防府市が全て無料となっておりますが、その辺の経緯について、私のほうから条例と指定袋の関係で御説明しますと、本市を除く12市のうち山口市と萩市が指定袋での持ち込みも記載があります。両市はともに無料の規定、20キロまでとか10キロまでとか無料の規定がありません。ということで指定袋だと無料ですけど、指定袋買っていますので、無料規定がありません。本市の場合は無料規定20キロを設けていますので、普通のごみ袋で行っても20キロまでは無料ですので、指定袋買わなくてよろしいですので、そういう兼ね合いで2市が指定袋で持ち込んだ場合は、その部分は無料にします。指定袋事前に買っていますので、そういうことになっております。環境衛生センター等については担当のほうから説明します。

渡邊環境課主幹 現場での苦情の件ですけど、記録は取っていないので、件数についてはわからないということですけど、ほぼ毎日苦情はあるということでした。何度も持ってこられる人もいますけど、たくさんの方が持って来られるというふうに言っておられました。特に持ち込みの理由は聞いてはいないんですが、何件か聞いた話では、その日に出そうと思ったら収集が終わっていたので、自分で持ち込んだというのがあるというふうに聞いております。それからトラブルの内容ですけど、やはり指定袋に入れる、入れないが多い。それから受付を最大3度通らないといけないというのも多いし、よく持ってくるんで降ろす場所もわかっているし、100キロないのがわかっているんで、直接資源ごみのところに捨てに行ったり、受付を通らない人がいる。通るのが面倒くさいと言われる方もいるということです。それから降ろす場所、ごみのピットもあれば、資源ごみの置き場がそれぞれ違いますので、いろいろ回るのが面倒くさいという話です。それからこれは苦情ではないんですが、トラブルなんですけど、指定ごみ袋に入れている人、一部入れている人、とりあえず指定袋だけ降ろして来てくださいと説明するんですけど、戻って来たら全部降ろしてしまっていて、結局計量できなくて、最初見たとき100キロあるなと思えるようなのが、実際量れていないので、料金とらんとらん、実際幾らとるかトラブルになるということもあると聞いております。苦情についてはきつい口調で言われる人もいれば、厭味のような形で言われる人もいますし、窓口で言う人、ピットで言う人、ごみを降ろす場所で言う人いろいろあるんで、件数的にはわからないし、受けとめる職員によっても苦情として受けとめているかどうかわからないという部分もあるようで、実際はかなり苦情があると認識しております。

木村環境課主査兼生活衛生係長 先ほど吉永議員から言われました防府市のクリーンセンターの件です。今確認しましたところ、確かに26年の4月1日から、今までの建物を全て取り壊しまして、新たに建てかえということで営業を開始してらっしゃるということでもあります。防府市は、この一覧の中にも全て無料という形になってはいますが、クリーンセンターに持ち込むごみについては、あくまでもやはり無料だということと、そのとき指定袋は要らないということでありました。昔から持ち込みについては全て無料という形でいっておりますので、防府市の考え方としては持ち込んだごみについては、とにかく市民サービスという形で考えているということでもあります。当然ですけれども、各地区の回収ごみは指定ごみ袋に入れたものしか回収しないということでありました。

吉永美子委員 先ほど渡邊主幹から御報告があった苦情問題がですね、今市が考えているやり方に変えることによって、ほぼ解消されるという流れになって行きますか。

渡邊環境課主幹 受付を通る回数も減りますし、一発で計量ができるということで、かなり苦情のほうは解消できるというふうに考えております。

吉永美子委員 確認しておきたいんですけど、袋が普通の袋に変わると、例えば真っ黒のだと中が見えなかつたりして、以前別問題ですけど、小野田市のときに真っ黒いごみ袋だったんですけど、注射器の針が上を向いていて、回収される職員の方に刺さったというようなことがあって、黒いのは本当に中が見えないから、どういうものが入っているかわからないということで、大変危ないというところがあるので、その辺については色とかはきちっと中が見えるものということで限定をし、そういったことについても市民に徹底していただけますか。

渡邊環境課主幹 袋の色については吉永議員が言われましたとおり中身が確認できるものに限らせていただきたいと思います。先般もかなり巨大な金属製の物が焼却炉から出てきましたので、そういったことがないように、そういったことを防ぐために中身が確認できる透明の袋、半透明の袋で出していただくようお願いをしていきたいと考えています。

三浦英統委員 議案の説明の中には任意のごみ袋で持ち込めると、こういうような表現がしてある。今言われたのと違うんじゃないですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 議案説明は任意のとなっていると思いますが、周知期間がありますので、任意といっても真っ黒ではこちらも困りますので、今言いましたように透明、半透明で徹底できるようにしていくということでございます。

下瀬俊夫委員長 ほかにありませんか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。議案第91号山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論のある方。

岩本信子委員 私はごみ出しは受益者負担ということがあると思います。これを見させていただくと15キロまではゼロです。だから（「20キロ」と呼ぶ者あり）20キロまではゼロです。だから、その日出せなかったから持って行ったからと言っても取っていただけます。ゼロで。本当に出るのは引っ越しのごみとか、それから1年に1回大掃除したときのごみとか、そういうのだと思いますので、そういうごみはやはり受益者負担。これはやはり高くなるのではないかという懸念はされていますが、受益者負担の面から見たら、これは賛成できると私は思っております。

下瀬俊夫委員長 ほかにいいですか。討論を打ち切ります。この議案に賛成の議員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致ですね。35分まで休憩します。

午後4時26分 休憩

午後4時35分 再開

下瀬俊夫委員長 再開します。議案第95号山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、入ります。それでは執行部の説明を求めます。

川崎こども福祉課長 議案第95号は、山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定であります。条例の内容について、お配りした説明資料により説明させていただきます。放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中に就労等で家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども子育て関連3法による児童福祉法の改正により、これまで法人等でも可能であった事業の実施主体が市町村となり、事業の実施における設備及び運営についての基準を市町村が条例で定めることとなりました。このため、国の定める基準を踏まえ、市が実施する本事業の設備及び運営についての基準を定める条例を制定するものです。では、条例案について御説明します。資料1ページの表をごらんください。列の左から条、項目、国の基準、基準類型、一番右が本市基準案です。国の基準の中で、①、②とあるのは、それぞれの条の中の第1項、第2項を示しています。第1条は、本条例の趣旨を定めるものです。委任を受けて条例を定める場合の趣旨規定として、国基準のとおり、根拠及び委任された事項を明示しています。第2条は、用語の定義を定めるものであり、国の基準省令では定義規定をおいていませんが、本市条例では定義規定を設けています。第3条、4条は、条例委任された基準そのものではありませんが、この条例で定める基準の原則を明記するものとして、国基準のとおりで規定しています。資料2ページをお開きください。表の基準類型の欄に参酌とあるのは、国基準を参酌すべきものであり、従うとあるのは、国基準に従うべきものとなります。第5条の放課後児童健全育成事業の一般原則から、第9条の設備の基準までは、国基準を参酌すべきものであり、これらについては、本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、原則として国の基準どおりとしています。ただし、第5条の中に、本市独自の規定として、本市暴力団排除条例に示す暴力団及び暴力団員であってはならないことの規定を設けています。また、第9条設備の基準において、専用区画の面積の規定がありますが、これについて、現在運営している既存事業において、ここに規定する児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上という基準を満たしていない施設があるため、当分の間これを適用しないことの経過措置を附則第2条において設け、現在利用している児童の受入を可能とすることとしています。資料3ページをお開きください。第10条の第1項、2項、3項については、職員の配置基準と資格要件が定められており、これは国に従うべき基準であるため、国基準のとおりとしています。第10条第4項の一の支援単位を構成する児童の数を、おおむね4

0人以下とする規定は参酌すべき基準であり、これも国基準と異なる内容を定める特別な事情はないことから国基準のとおりとしますが、現在の既存事業所において、これを満たしていない施設があるため、現在利用の児童の受入を可能とするため、附則第4条において、当分の間これを適用しないことの経過措置を設けています。第10条の5項、これについても国基準に従うべきものでありますので、国基準のとおりとして規定しています。第11条から次の4ページの第21条までは、利用者を平等に扱う原則、虐待等の禁止、運営規定等の整備、開所時間等について定めるもので国基準を参酌すべきものであり、これらについても特に異なる内容を定める事情等はないため、国基準のとおりとしています。施行期日については、附則第1条に規定するとおり、子ども子育て支援法及び関係法律の施行の日からとし、現状では平成27年4月1日からの予定となります。また、附則第3条、職員の研修修了にかかる経過措置については、国基準のとおりとして定めております。以上で説明を終わります。

下瀬俊夫委員長 説明が終わりました。今の資料の条文に沿って対応したいと思います。議員の皆さんの質疑を受けたいと思います。

岩本信子委員 国基準に満たしていない本市の基準があるわけなんですけど、これはどうなんですか、まず面積的なもので満たしていない施設があると書いてありますが、どことどことどこという施設名がわかりますか。

川崎こども福祉課長 このたび関係法律の整備によりまして児童クラブ対象児童が6年生まで受け入れが可能となったわけですが、それについては計画的に受け入れをしたいと考えております。現在3年生まで受け入れている現在の利用人数で考えますと1人当たり1.65平方メートルを満たしていない施設は5カ所あります。場所としましては、本山、赤崎、須恵、高千帆、高泊です。ただしこれらの施設については、いずれも併設している児童館スペースがございますので、児童館の機能を阻害しないようにうまく共有することにより受け入れを実施しておるところです。

岩本信子委員 もう一つ、支援の単位を校正する児童の数は、おおむね40人以下ということですが、これ今40人を満たしていない施設がどういうところがあるのか教えてください。

川崎こども福祉課長 おおむね40人を満たしていない施設といたしますのも、

先ほどと同じように現状の3年生までの受け入れで現在の平均利用人数で考えますと3カ所です。赤崎、須恵、高千帆になります。これも児童館スペースをうまく共有することで実施しております。

下瀬俊夫委員長 いいですか。

岩本信子委員 今小野田側ばかりで言ったんですけど、山陽地区では学校の施設を使ってやってらっしゃるということですが、これは今の基準どおりにきちんとできているという判断でよろしいんですか。人数とか、場所の基準とか、設備の基準とかもですが。

川崎こども福祉課長 山陽地区については厚狭クラブのみ別の建物がございまして、それ以外は小学校の空き教室を利用しております。それらの厚狭地区の施設については、いずれも基準を満たしておる、基準以内の人数で運用ができております。

下瀬俊夫委員長 ほかに。ないですか。今後6年生までという話なんですけど、計画的にというのはいつ頃まで具体的にどういうふうな計画なんですけど。

川崎こども福祉課長 今後6年生までの受け入れをしたいというふうに考えておまして、4年生、5年生、6年生までを対象にしたニーズ調査を今年度8月に実施いたしました。そのニーズ調査の結果をもとにこれまでの平均利用率等を勘案しまして、今後の6年生までの受け入れの人数の見込みを立て、それをもとに現状の施設ではどれだけ足りないのかというものを示しまして、当面5年程度を目標に施設整備、民間委託等や学校の空き教室の利用も含めて整備計画を今検討しておるところです。

下瀬俊夫委員長 学童保育の場合は、整備計画ですか。事業計画ではないんですね。

川崎こども福祉課長 事業計画の中にも入っております。

矢田松夫副委員長 5カ所ほど専用区画が基準を満たしていないということなんですけど、これについては当分の間経過措置となっておりますが、当分の間というのは解消をされた場合と思うんですけど、それどのように解消されるのか。

川崎こども福祉課長 できるだけ今ある既存の施設で運用できないかというのを考えております。まず基本としてできれば第一は学校の空き教室が利用できないか、教室がない場合については周辺の民間の施設への委託ができないか、どうしてもそういったものがどこもない場合には増築を検討していかないといけないのではないかと。そういう方針でなるべく早くに受け入れができるように計画を考えております。

下瀬俊夫委員長 ほかに。児童館との共有ですよ、どっちかといえば今学童クラブが児童館をかなりの部分占めているということで、本来の児童館事業になかなか支障が出ているという面があるよね。ここら辺はいつごろに向かって解消するという計画はあるんですか。

川崎こども福祉課長 今考えております5年をめどにという計画は、今不足しているところについては児童館スペースを共有という形ですが、この計画に当たっては、児童館スペースは児童館スペースとして確保して、そこを空けた状態でクラブが維持できるという計画を考えております。ですので、事業計画ができた時点で児童館スペースは確保できると思っております。児童館の機能につきましては、現場を回って見たんですが、どこもやはり土曜日に児童館教室の実施をしているところがほとんどでございまして、または学校が早く終わる水曜日に一部実施している児童館もございしますが、土曜日は児童クラブの利用者は少ない状態でありますので、基本的に児童館の機能を妨げている状態ではないかなとは考えております。今後の整備計画において児童館スペースは児童館スペースとして完全に確保できるような計画を考えております。

下瀬俊夫委員長 結局共有という方向はかなり続くわけですよ。共有という。いわゆる児童館で児童館事業と学童保育事業が共有するというわけですよ。そうすると共有が続く限り児童館事業を本格的に展開するというのに支障が出るんじゃないかと思うんだけどね。同じ担当課ではあるんだけど、そこら辺の今後の計画性の問題については、すみ分けっていうかね、どこかきちんとしたほうがいいと思っているんですが、いかがですかね。

川崎こども福祉課長 今5カ所の中でまだ検討段階ではあるんですが、早いところではできれば28年度、29年度くらいからはきちんと児童館スペースは児童館スペースとして空けておいて、それ以外の空き教室を利用して児童クラブをしていくという形の計画を立てておりますので、そん

なに長い間共有するということはないと思っています。今計画を立てている5年間のうちには、児童館スペースの共有はなくなるというふうに考えております。

岩本信子委員 今のに関連してなんですけど、学校の空き教室ですね。福祉とまた違う教育委員会の関係ですよ。それについては、以前一般質問をしたときに、教育長は空き教室ありませんと言われたことがあるんです。はっきりと。児童は減ってくるしあるだろうと私は思っていたんですけど、その点の今話し合いとか、5年間のめどでやりますとか言われましたけど、私は学校の空き教室がやはり一番いいのかなと思っているんですけど、教育委員会との整合性とかその辺はどうなっていますか。

河口こども福祉課主幹 今の御質問ですが、基本的に空き教室がない学校も実際にあります。例えば厚狭、高千帆というのは児童数が多いので、実際に空き教室がないという現状があります。教育委員会を通じながら各学校に対して空き教室の状況を確認しております。実際に学校に電話をしながら空き教室が何教室あるかということも含めながら確認をしております。正式にはこの辺の計画が固まり次第、教育委員会とは話し合いを続けていきたいというふうに。状況だけを把握しているのが現状です。以上です。

岩本信子委員 今お聞きしますと、高千帆と厚狭が空き教室がないと。でも厚狭はそれぞれの児童クラブの建物を建てましたよね、新しく。だからそこで6年生までの解消はできないんですか、新しく建った去年、おととしだったかな建ったばっかしなのにその辺は。

河口こども福祉課主幹 意向調査の結果からみますと、今2部屋あるんですけども、2クラスといえますか、ありますがこれじゃ足りないというのが現状であります。1人当たり1.65平方メートルの基準から見ると。

吉永美子委員 95号で聞くか96号かと思って悩んでいたんですが、職員の関係ですね、今現在、社会福祉協議会に委託してされている放課後児童クラブの中で先日一般会計の中でも問題としました賃金の問題ですね。この辺については改善の方向になるという動きはありますでしょうか。

河口こども福祉課主幹 議会のほうでお話があったということもありますし、基本的には賃金の改善をしていきたいというふうに考えております。

岩本信子委員　ちょっと今の答えは。社会福祉協議会が委託を受けてやっているということなんですが、他市いろんなところをみますと、NPO法人がやっていたり、保護者の団体がやっていたりとか、いろんなことをうち以外のところはいろいろなことで工夫されてやっているんですけど、うちの事業としてそのような例えばNPO法人があったらそちらに任せしていくとか、そういうふうなNPOが手を挙げてきてやりたいとか他市もありますので、そういうふうなことはどうでしょうか。ちょっと視野に入れてらっしゃるかどうかだけをお聞きしたいと思いますが。

河口こども福祉課主幹　先ほどの賃金の話は予算のこともありますので、賃金については、改善する方向で計上したいと思っています。それから今のお話ですが、NPO法人、お話が全く私らの周りにはないのですが、こういうことをやっていきたいなという話を伺っているところもあります。この辺はまだ確定ではありませんので、今後NPOではないんですけども、そういう団体がありましたら、協議は進めていきたいと思っています。

下瀬俊夫委員長　ほかに。いいですか。なければ私のほうから。今の件ですが、例えば別法人が手を挙げるって、今の場合は一括して全部の学童クラブの委託になっていますよね。これを例えば個別に対応できるような仕組みになるのか、ならないのか。これが1点です。例えば1つの児童館に対してですね、委託ができるかどうか。2点目はですね、今大体指導員は有資格者ですね、保母さんとか教員の。今回この条例改正によるとその資格要件は余りうたっていないのではないかと思うんだけど、そこら辺はどうですか。この2点を。

川崎こども福祉課長　今社会福祉協議会に全てを委託しております。今後個別な民間施設に民間事業所にここの地区だけを委託するという方法は可能であろうと考えております。そういった方向を考えていきたいと思っています。資格につきましては、条例案の第10条に国の従うべき基準として挙がっております。これは国の従うべき基準で支援員の資格要件を定めておるものでございまして、これは児童の遊びを指導する者として規定されている資格要件と同じ要件で定められております。児童クラブでは遊びを指導するに加え、生活の指導も行う必要がありますので、その生活の指導を行う部分について県が行う研修を受講することが必須となっております。ただこの受講については5年間の経過措置がございしますが、そういった研修を受けることによって有資格者でない者も、指

導はきちんとできていくのであろうと考えております。

下瀬俊夫委員長 保育所の関係も今回の条例改正の中で研修を受けるだけでいいという部分があったんですよね。いわゆる保育士の資格がなくても、研修受けるだけでいいんだというね。それはやっぱりこの委員会では大変、その基準そのものがおかしいんじゃないかという議論がありましたんで、この学童保育の児童クラブの支援員もね、研修でという話になると最低基準としてもどうなんだろうかということになるんですけどね。

川崎こども福祉課長 そのあたりについては、研修は県のほうで実施されることとなりますが、当然県のほうでもそれなりのきちんとした研修内容を組まれるというふうに理解しております。

下瀬俊夫委員長 理解はいいんだけど。

矢田松夫副委員長 今の関連ですけども、2年以上関連事業施設等に訓練という研修した者は従事者でいいですよとなっていますが、そういう類似団体というのがどういうところを指すんですか。

川崎こども福祉課長 類似事業について済みません、今この事業というふうに申し上げられるものを、申しわけありません、持っておりませんが、言葉のとおりこれと類似するような児童福祉にかかわる事業というふうになると思います。

伊藤健康福祉部次長 一般的には保育園、幼稚園です。

下瀬俊夫委員長 いいですか。今の10条の4項おおむね40人以下となっていますが、40人に満たないということで当面の間これを継続するという話ですが、ここら辺は参酌基準なんで、もっと市が独自に柔軟な対応ができなかったんだらうかと。国の基準どおり40人以下という必要があるかどうかという問題があるんですけどね。

川崎こども福祉課長 国の基準省令につきましては、社会保障審議会の中でその児童クラブの基準に関する専門委員会が設けられまして、そこで議論されたものを踏まえて国のほうで策定したものでございます。そういう児童の健全育成のために専門的な視点で考えられた基準であるので、本市としてもそれが適当であらうということで国の基準どおりとしており

ます。

下瀬俊夫委員長 時間延長します。何時というのはまだ言いにくいですね。それはわかるんですよ。国が当然40人以下というのを決めた以上、一定の根拠があるんだろうと思うんですが、参酌基準だから当然市が独自の基準を設けられるわけでしょ。だからそれをしなかったのは、そこまでまだ考えていなかったということなんですか、国の基準を踏襲したというのは。

川崎こども福祉課長 これまではガイドラインによって運用しておりました。そのガイドラインも内容的にはこれと同じ基準が示されております。それにしたがってこれまで運用してきたわけです。これまで運用してきた中で本市としましても、この基準は変えるべきだというものはありませんでしたので、本市としてもこれが適当だというふうに考えております。

岩本信子委員 先ほどから支援員のことが出ておりますが、国の基準どおりに従うということになって、従うんですが、もっと例えば厳しく、うちですね、児童クラブというのは家庭的な母親がいない子供たちを基本的な生活習慣の確立とか健全な育成を図るといって、保母さんじゃないといけん学校の先生じゃないといけんそういうものはないと思うんですよ、児童クラブというのは。でもここにこの支援員という形で出ていると思うんです。だから国の基準どおりに従うんですが、うちをもっと厳しく、例えば保母さんの資格が要りますとか、いずれ1人は絶対に入ってもらわないといけないとか、今ここ見ると支援員の数は単位ごとに2人以上、ただし1人を除いては補助員とすると書いてあるんですけど、支援員が例えば一番下ですね、類似事業に従事して市長が認めるものってこの辺が私としたら怪しいなという部分がありますので、厳しく国の基準よりできるのかどうかをまずお伺いしたいんですが。

川崎こども福祉課長 この部分については、国の基準に従うべき基準とありますので、従うことが適当である、従わざるを得ないというふうに考えております。

岩本信子委員 だから国の基準に従うと、一番下の部分は私にしてみたら曖昧だなと思うから、もっとうちの基準どおりでもっと厳しい基準、従うんですけど、にならないのかを言っているんです。変えることができるのかということを行っているんですが。

下瀬俊夫委員長 従うべき基準と参酌基準と2つあるわけだからそこら辺をきちんと行ってください。

川崎こども福祉課長 この国の基準は従うべき基準と参酌すべき基準ときちんと定められております。今言われたこの第10条第3項にあたる部分の一番最後に規定してあることですが、これは国の従うべき基準ですので、これを市のほうで強くするということはできないというふうになります。

下瀬俊夫委員長 いいですか。それでは最後に1点。実は今参酌基準、従うべき基準というふうに言われました。ある意味では、独自の市の条例ができるわけですね。よその自治体ではこれをパブコメにかけて一定期間市民の意見を聞くというのを設けているところがあるんですよね。これ保育所関係もそうでした。山陽小野田市の場合になかなかそういう条例をパブコメにかけるというのは今まで余りなかったんですが、それはなぜですか。

川崎こども福祉課長 おっしゃられたとおり、他市においてはパブコメに条例をかけているところも幾つかあります。本条例については、パブコメをかけるという流れができておりませんでしたので、かけていなかったということです。

下瀬俊夫委員長 やはり保育所の関係もそうなんですが、市民生活に非常に密接にかかわるような問題については、私はやっぱり積極的に市民の意見を聞くというスタンスがあってもいいんじゃないかなと思うんですね。これは他の条例と若干違って市民が一番関心のある子育ての問題ですからね、そこら辺今後はぜひ研究していただきたいなと思います。ほかに。なければ質疑を打ち切りたいと思います。議案第95号山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致。引き続いて議案第96号山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について。執行側の説明を求めます。

川崎こども福祉課長 議案第96号山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。子ども子育て関連3法の制定による児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の対象者について、これまでの小学校に就学するおおむね10歳未満の児童から小学校に就学している児童に改正されたことにより、山陽小野田市児童クラブ条例を改正するものです。具体的には、第3条中、市内の小学校に在学する1年生から3年生までの児童とあるのを、市内の小学校に在学する児童とするものです。また、このたびの関連3法による放課後児童健全育成事業に関する改正に直接関係するものではありませんが、同じく条例第3条中の保護者の就労等により家庭内で保育に欠けるものを保育するという表現を、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業の定義である保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与え、文言を整理するものです。なお、この文言の整理により、対象となる児童の定義が変わるものではありません。

下瀬俊夫委員長 それでは委員の皆さんの質疑をお願いします。

岩本信子委員 改正前を見ると保育に欠けるものということであるんですが、例えば家におじいちゃんとかおばあちゃんとかいたら保育ができますよね。でもそういうこちらの改正後になるとそういう子供たちでも児童クラブは使えるという理解でよろしいんですか。

川崎こども福祉課長 この文言の修正は今回言葉を児童福祉法に定義する文言に改めて文言を整理したということで、対象となる児童が変わるものではありません。これまでどおり対象者や対象条件は同じです。

下瀬俊夫委員長 保育に欠けるというのはこれ就労等により昼間家庭にいないものということとほぼ同じ同義語ですか。

川崎こども福祉課長 内容的には同等の意味を持つものと考えております。

下瀬俊夫委員長 これは結局、例の保育所条例、子ども子育てのね、あの変更に伴う変更だと見ていいでしょ。

川崎こども福祉課長 児童福祉法のこのたびの改正によりまして、保育所に入所する対象児童の定義が変わりました。これがこれまでは児童クラブのほうで挙げておりました保育に欠けるものを保育するという定義であっ

たのが、これが改正されましてそちらのほうは保育が必要なものという文言に変わっておるところです。これを受けてこの保育に欠けるという文言が法からなくなってしまったこともありまして、この事業の文言整理を行ったということになります。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。いいですか。それでは質疑を打ち切ります。議案第96号山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）ない。討論打ち切ります。賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それでは、議案第102号山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定に入ります。執行側の説明を求めます。

伊藤健康福祉部次長 議案第102号山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について議案説明いたします。これは、中央福祉センターの新たな指定管理期間の指定管理者について、議会の議決を求めるものであります。新たな指定管理の期間であります平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間につきまして、指定管理者になることを希望する団体を公募したところ、現在の指定管理者であります市社会福祉協議会のみ1団体から応募がありました。この応募者につきまして、市民公募者も含めた選定委員会で、選定基準に沿って審査した結果、選定基準を超えていましたので、市としまして、新たな指定期間につきまして、引き続き市社会福祉協議会を指定管理者にしたいということで、議会の議決を求めるものであります。なお、参考までに、3年間の指定管理料につきましては、一般会計第5回補正予算におきまして債務負担行為補正に計上しておりますことを補足させていただきます。よろしく御審議をお願いします。

下瀬俊夫委員長 以上でいいですか。それでは議員の質疑をお願いいたします。この選定委員会は申し込みのたびに公募して、いわゆる選定委員会を設置するんですか。

伊藤健康福祉部次長 そうです。

下瀬俊夫委員長　そうですか。簡単でいいですね。ほかに。

矢田松夫副委員長　恐らく予想ですが、民間委員の方がゼロ点つけたんじゃないかと思うんですけど、これ最初から想定内。ゼロ点というのは、どういうわけかって聞いたってわからんと思うんですが、思い当たる節とかあります、執行のほうから見て。こういうことだからゼロ点がつくなど。

伊藤健康福祉部次長　想像できません。

岩本信子委員　今の4番目の5点満点でつけられている質問の内容なんですけれど、これは1つだけだったんですか、施設の経費削減ということで入れられているから例えば細かい項目、経費的なものがあったのかどうかをお聞きしたいと思います。内容はどうでしたでしょうか。

伊藤健康福祉部次長　内容的には2点ありました。事業計画書の中で創意工夫をもって全体的な経費の縮減が図れているとか必要な経費を落としていないとか、無理な縮減をしていないかというような項目であります。

下瀬俊夫委員長　いいですか。この4番目ですよ。合計点でいえば25点満点で4点というのはちょっとあんまりにもいかがなものかと思うんですが、この施設の経費節減が図られたかどうかって施設そのものが古いからね、そこら辺が事業計画の中であんまり触れられないかなと思うんですが、そこら辺があるのかな。想像するしかないよね。おたくのほうであんまり答えられんのやったら。

吉村社会福祉課主査兼地域福祉係長　社会福祉課の吉村と申します。4番の問題なんですけども、4番2点ありまして、1点は維持管理費の縮減策と実現性という項目と、もう一つは指定期間中の提案の金額はどうでしょうかというものでございました。2番目の指定管理の金額につきましては、私どもの提示した金額と同額を計上されておりましたので、これがゼロ点となります。計上した金額よりも削減した金額で計上されたら1点、2点と高い点がつくんですけども、そこがゼロ点ということで3点中3点につかない。後は創意工夫がされていたでしょうかというのでゼロ、1、2という点をつける場所でされていたと判断された方は2点というふうにつけていただきましたけども、いやそうではなかったということであればゼロ点という点がついたものですから、1つの項目について

て点数をつけていただいたことによってゼロという方もいらっしゃるということ考えております。

石田清廉委員 お尋ねします。前期、後期に管理料がどのように変わったのかを1つお尋ねしますことと、もう1点はゼロ点がつく以上は選定委員会から指定管理発注者といいますか行政側からこれに対して経営努力をしっかりと指導していただく立場にあるんじゃないかと思うんですけども1社しかいないからゼロ点でもいいよという審査がなされたということは、今後ずっとこの汚点がつくんじゃないですか。このままでいいんですか。以上です。

伊藤健康福祉部次長 指定管理料内で事をしておられましたということで、これ例えば指定管理者が100という指定管理料について80しか使わなかったと。経費縮減してええわけでありまして、それが返ってくるわけでもありません。市としましては100という指定管理料についてほとんどは全部使っていただいたほうが税金で事やっておりますから市民に還元してほしいという気があります。そこら辺がそういった採点項目としてちょっと矛盾のあるところもありますけれども、指定管理というのはどうしても市としては行政としては行政の目的を達したいということがあります。しかし受けた指定管理者は少しでも儉約してもうけてやろうというところもあります。そこら辺の矛盾というのが元々指定管理制度にはあるんじゃないかなと思います。管理料は前回よりも少し少なくなっております。

吉村社会福祉課主査地域福祉係長 社会福祉課の吉村と申します。前回は1,442万円に対して今回は1,322万。

下瀬俊夫委員長 委託料が減ったというのは、委託先のほうからの提案なんですか。

伊藤健康福祉部次長 こちらの判断です。

下瀬俊夫委員長 その根拠は何ですか。

伊藤健康福祉部次長 指定管理者の決算を見ますと、これまでの指定管理料について赤が出ていなかったということで、それなら少し安くしてもええかなと。

吉村社会福祉課主査兼地域福祉係長 訂正いたします。今回の指定管理料につきましては、根本的に見直しをいたしました。確かに前回赤も出ていなかったということもあるんですけども、結局今まで行政財産使用料等をうちで市のほうがいただいていたと。それを今度は指定管理者である方に徴収していただくということなので本来市に入っていたものを相手方に渡すというもので差し引きして相手方の支払うお金が少なくなったということになります。

下瀬俊夫委員長 それは年間どれくらいあるんかね。

吉村社会福祉課主査兼地域福祉係長 電気代が8万7,000円くらいですね。それと行政財産使用料に関しては9,257円、それと社協からの光熱水費等を計算して大体70万くらいは今回社協さんに入るだろうということで計算しております。

岩本信子委員 市民の評価はどうとられているのかということをお聞きします。

伊藤健康福祉部次長 市社会福祉協議会のほうで指定管理の部分についてのみのアンケートあるいは意見聴取というのはしておりませんが、市社会福祉協議会の業務全体について指定管理も含めてですけど、いろいろと御意見箱とか不満があったら出してくださいというような制度はあります。何とか満足いただいておりますという状況であります。

岩本信子委員 結局さっき言われたように貸し館が70万円か入るといわれたから減らしているんですけど、120万くらい減っているわけなんですよね。これから見ると。70万入るから差額が50万くらい結局減額ということになるのかなと思うんですが、その減額されたことによって市民のサービスが低下するというようなことはないですね。その辺をちょっと確認したいんですが。

伊藤健康福祉部次長 指定管理というのは、ある程度判断は指定管理者に任ずと。委託じゃないということで、こちらとしては市民の満足のために対応していただきたいということを願うということでもあります。

下瀬俊夫委員長 ほかに。なければ1点だけ。今回公募されましたよね。公募したってことは別の事業者がここに手を挙げる可能性もあったわけですよね。そうなってくると今いる指定管理者については今一応事務所を借

りているという格好になっているわけですね。そうすると今後はこのお金を払って借りると、別の指定管理者になった場合は。そういうことも想定されていたのかどうか。

伊藤健康福祉部次長 そのようになっております。

下瀬俊夫委員長 それを想定していたわけですね。

伊藤健康福祉部次長 はい。今回も指定管理者が市社会福祉協議会として使っておるスペースにつきましては使用料をいただいております。そのほかの団体もあります。保護司会もそのとおりであります。以上です。

下瀬俊夫委員長 ほかに皆さんのほうで。いいですか。質疑を打ち切ります。議案第102号山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致。賛成であります。以上で本日の委員会は終わりたいと思います。この次、5日の日参集をお願いいたします。どうも御苦労さまでございました。

午後5時27分 散会

平成26年12月2日

民生福祉常任委員会委員長 下瀬俊夫

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成26年12月2日(火)
午前10時
場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第83号 平成26年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について(国保)
- 2 議案第85号 平成26年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について(国保)
- 3 議案第97号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について(国保)
- 4 議案第84号 平成26年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第3回)について(高齢)
- 5 議案第92号 山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について(高齢)
- 6 議案第93号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(高齢)
- 7 議案第94号 山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の制定について(高齢)
- 8 議案第91号 山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について(環境)
- 9 議案第101号 山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について(環境)
- 10 議案第95号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(こども)

- 11 議案第96号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について（こども）
- 12 議案第102号 山陽小野田市中心福祉センターの指定管理者の指定について（社会福祉）

出産育児一時金の見直しについて

平成26年7月7日
厚生労働省保険局

出産育児一時金の見直しの方向性について

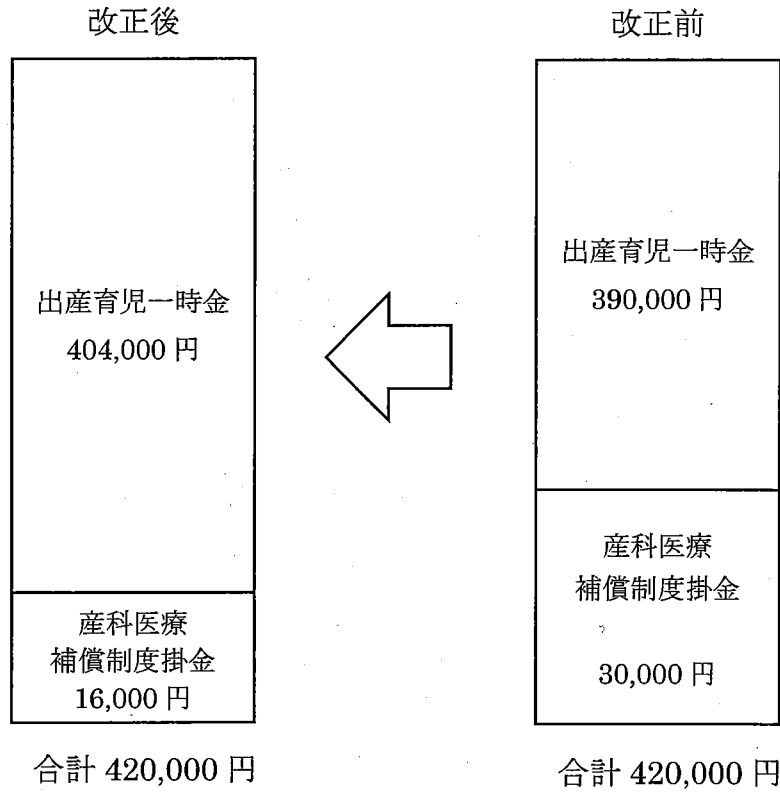
- これまで、出産育児一時金の額は、出産費用の状況等を踏まえて改定されてきたところ。
- 今回の産科医療補償制度の見直し(平成27年1月施行予定)においては、掛金が3万円から1.6万円に引き下げられることとなったが、出産育児一時金の総額については、
 - ・ 前回の改定から4年半が経過したが、その後、平均的な出産費用は増加していること
 - ・ 平成24年度における全国の平均的な出産費用(室料差額などの医療外費用を除く。以下同じ。)は41.7万円となっており、公的病院の出産費用だけを見ても40.6万円となっていること
 - ・ 仮に総額を引き下げるとした場合、分娩機関から本人に対する出産費用の請求が、掛金の引き下げ幅以上に下がらない限り、本人の実質的な負担が増加すること
 - ・ 一方で、医療保険財政は厳しい状況にあるため、総額の引き上げは困難であること等を総合的に考慮し、今回は総額42万円を維持することとしてはどうか。
- ただし、今後、改定の在り方を検討することとしてはどうか。

○健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)(抄)

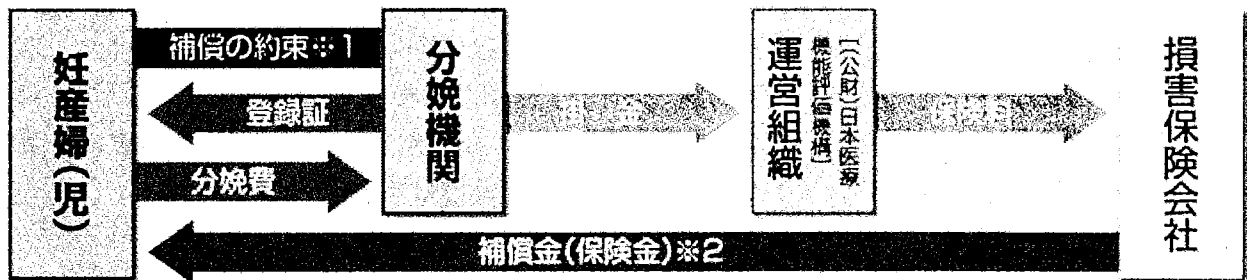
第三十六条 法第一条の政令で定める金額は、三十九万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、三十九万円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (出産育児一時金の見直しについて)

このたび、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度の掛金
が変更されますが、制度に加入している病院で出産した被保険者に対する支給総額に
変更はありません。その内訳が変更となります。



【産科医療補償制度の仕組み】



※1：運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償の約束をします。

※2：運営組織にて補償対象と認定されますと、運営組織が加入分娩機関の代わりに保険会社に保険金を請求し、
保険金が補償金として支払われます。

【補償対象】 2015年1月1日以降の出生の場合

- (1) 出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上、または在胎週数28週以上で所定の条件
- (2) 身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺
- (3) 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺

産科医療補償制度に加入していない病院で出産した場合は支給総額が増額になります。

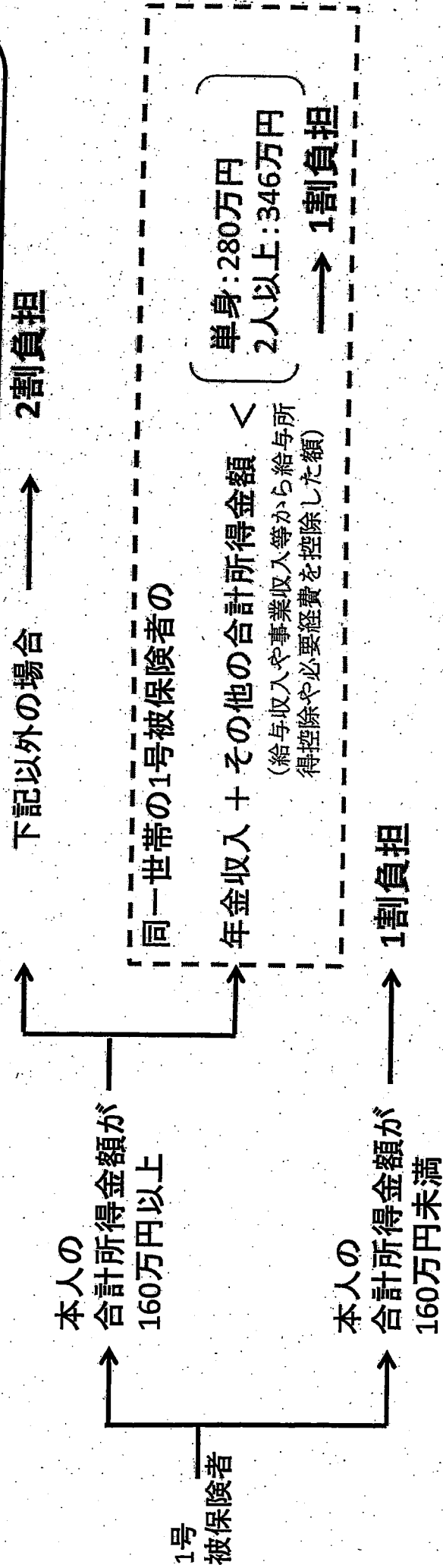
介護保険システム開発にかかる法改正の主な内容について

厚生労働省：全国介護保険担当課長会議資料抜粋

一定以上所得者の利用者負担関係

介護保険の自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準

- 介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者については、基本的に1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額（※1）により判定を行い、世帯の中でも基準以上（160万円以上（※2）、年金収入に換算すると280万円以上）の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。
- しかしながら、
 - ・ その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった年金収入以外の収入を中心とする場合には、実質的な所得が280万円に満たないケースがあること
 - ・ 夫婦世帯の場合には、配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあること
- から、以下のように、その世帯の1号被保険者の年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円（※3）未満の場合は、1割負担に戻すこととする。

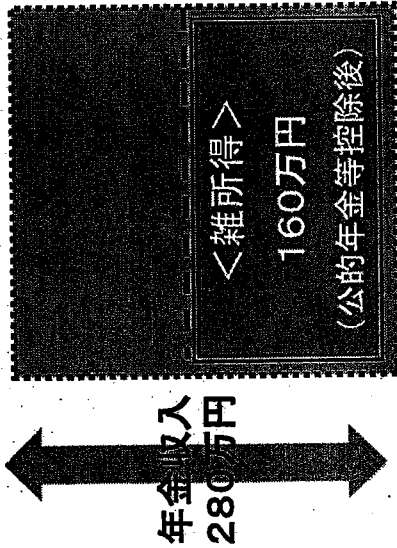


- ※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額
- ※2 被保険者の上位20%に該当
- ※3 280万円 + 5.5万円 (国民年金の平均額) × 1.2 = 346万円

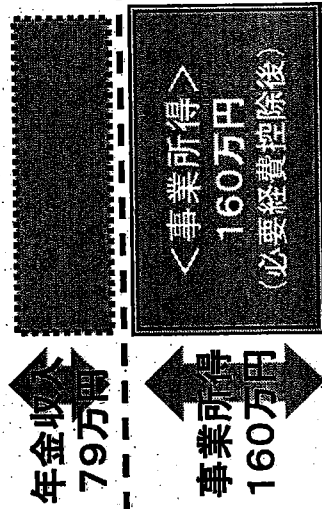
(参考) 本人の合計所得金額が160万円となる例

<単身の場合> B、Cの例では実質的な収入が280万円より少ないことから、1割負担に戻す

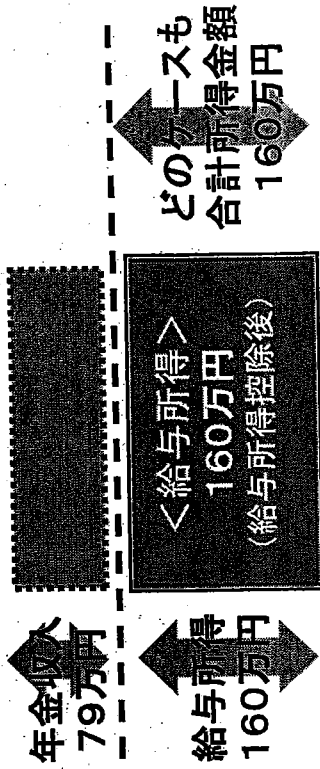
A 【年金収入280万円】
⇒ 2割



B 【基礎年金79万円+事業所得160万円=239万円】
⇒ 1割

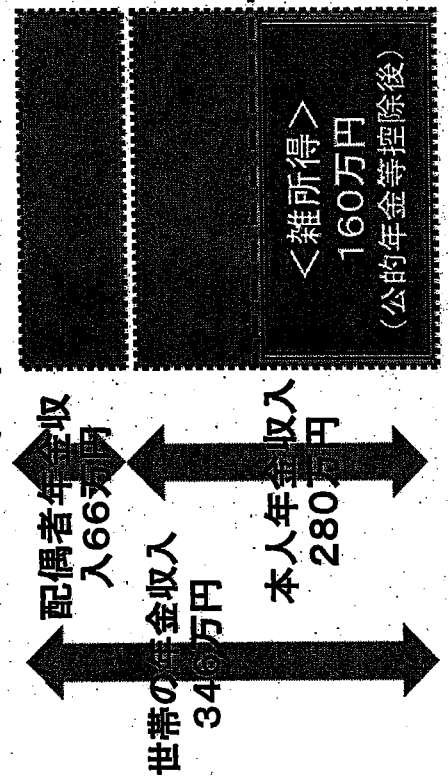


C 【基礎年金79万円+給与所得160万円=239万円】
⇒ 1割



<2人以上の場合> Eの例では世帯収入が346万円より少ないことから、1割負担に戻す

D 【本人: 年金収入280万円+配偶者: 基礎年金66万円(平均受給額)】
⇒ 本人2割、配偶者1割



E 【本人の年金収入280万円のみ】
⇒ 本人1割、配偶者1割



一定以上所得者の高額介護サービス費の限度額の見直し

- 介護保険制度の高額介護サービス費の限度額は、制度創設時の医療保険の高額療養費の多数該当に合わせて設定されたが、医療保険における住民税課税世帯の基準は現在37,200円から44,400円に引き上げられており、高額介護サービス費の限度額の見直しも検討課題。
- 要介護状態が長期にわたることを踏まえ、引上げの対象は、2割負担とする一定以上所得者のうち更に一部の者に限定することとし、医療保険の現役並み所得に相当する者とする。

<医療保険－70歳以上の高額療養費の限度額>

	自己負担限度額(現行) (世帯単位)	
	外来(個人ごと)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋医療費1% (多数該当:44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ(市町村民税非課税)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(年金収入80万円以下等)		15,000円

<介護保険－高額介護サービス費の限度額>

一般	自己負担限度額(現行)	44,400円
市町村民税世帯非課税等	37,200円(世帯)	37,200円
年金収入80万円以下等	24,600円(世帯)	
生活保護被保護者等	15,000円(個人)	37,200円
	15,000円(個人)等	

<見直し案>

現役並み所得	44,400円
一般	37,200円

高額介護サービス費における現役並所得者の取扱案

- 医療保険(後期高齢者医療、国保70歳～74歳)の現役並所得者は、世帯内の当該制度の被保険者(国保は70～74歳の被保険者)全員の所得及び収入を考慮する仕組みとなり、介護保険でも、これと同様に、同一世帯内の被保険者の所得及び収入を考慮する仕組みとする。
 - ただし、介護保険では、第2号被保険者(40歳～64歳)も考慮すると、3世代同居世帯では、子どもが現役並み所得者であることが多く、子ども世代への負担増が大きいため、同一世帯内の1号被保険者についてのみ勘案する。
- ※ 具体的な事務処理の方法については、検討中。

①所得収入を考慮する範囲	国保 (70～74歳)	後期高齢者医療	介護保険(案)
②所得基準	同一世帯内の70～74歳の 国保被保険者	同一世帯内の後期高齢者 医療の被保険者	同一世帯内の1号被保険者
③収入基準	同一世帯内の同一制度の被保険者(①の被保険者)に、課税所得145万円以上の者がいること ②に該当する場合であっても、同一世帯内の同一制度の被保険者(①の被保険者)が1名の場合 は収入が383万円未満、2名以上の場合は収入の合計が520万円未満の場合は、一般の負 担となる		

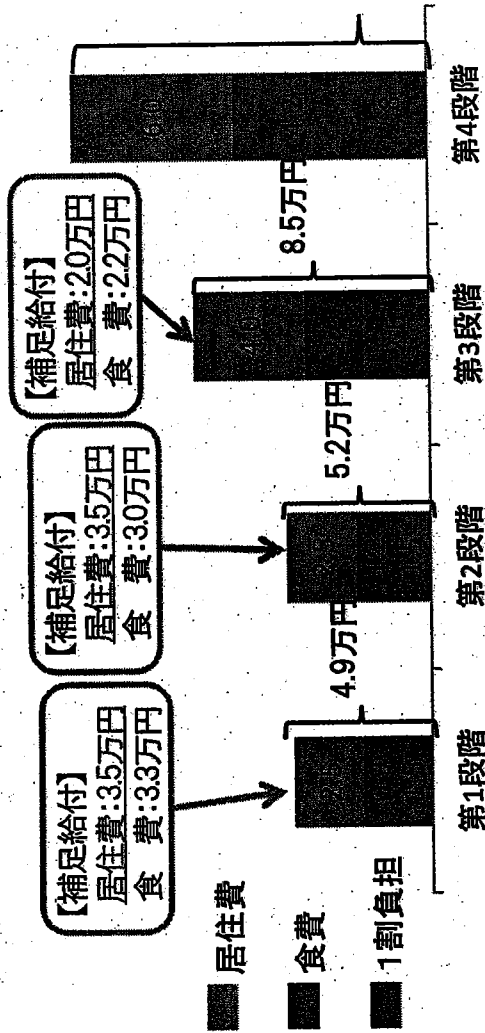
※ 現段階で想定しているものであり確定したものではありません。

補足給付の資産勘案等関係

補足給付の見直し（資産等の勘案）

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経済的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

＜現在の補足給付と施設利用者負担＞ ※ ユニット型個室の例



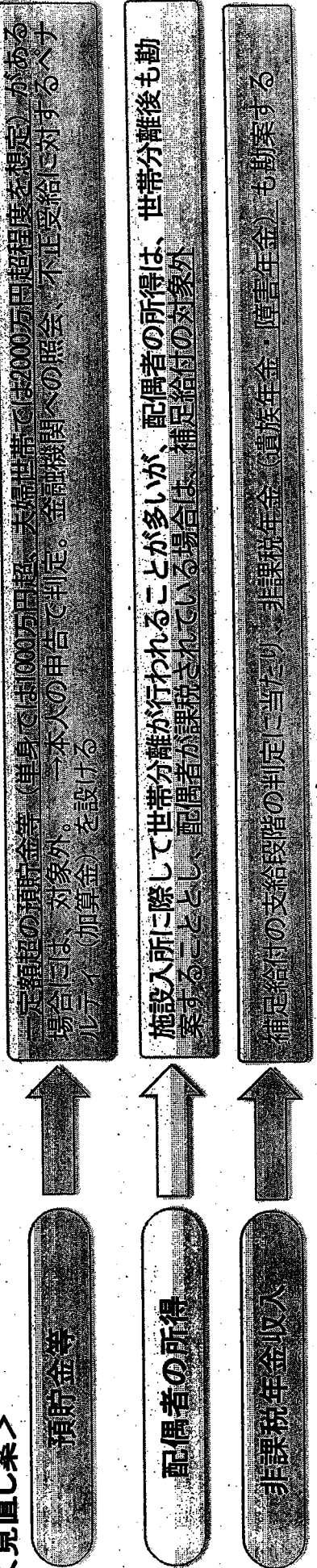
第1段階	生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下
第3段階	・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外
第4段階～	・市町村民税本人非課税・世帯課税 ・市町村民税本人課税者

(※) 認定者数: 103万人、給付費: 2844億円 [平成23年度]

負担軽減の対象

13万円～

＜見直し案＞



第一号保険料関係

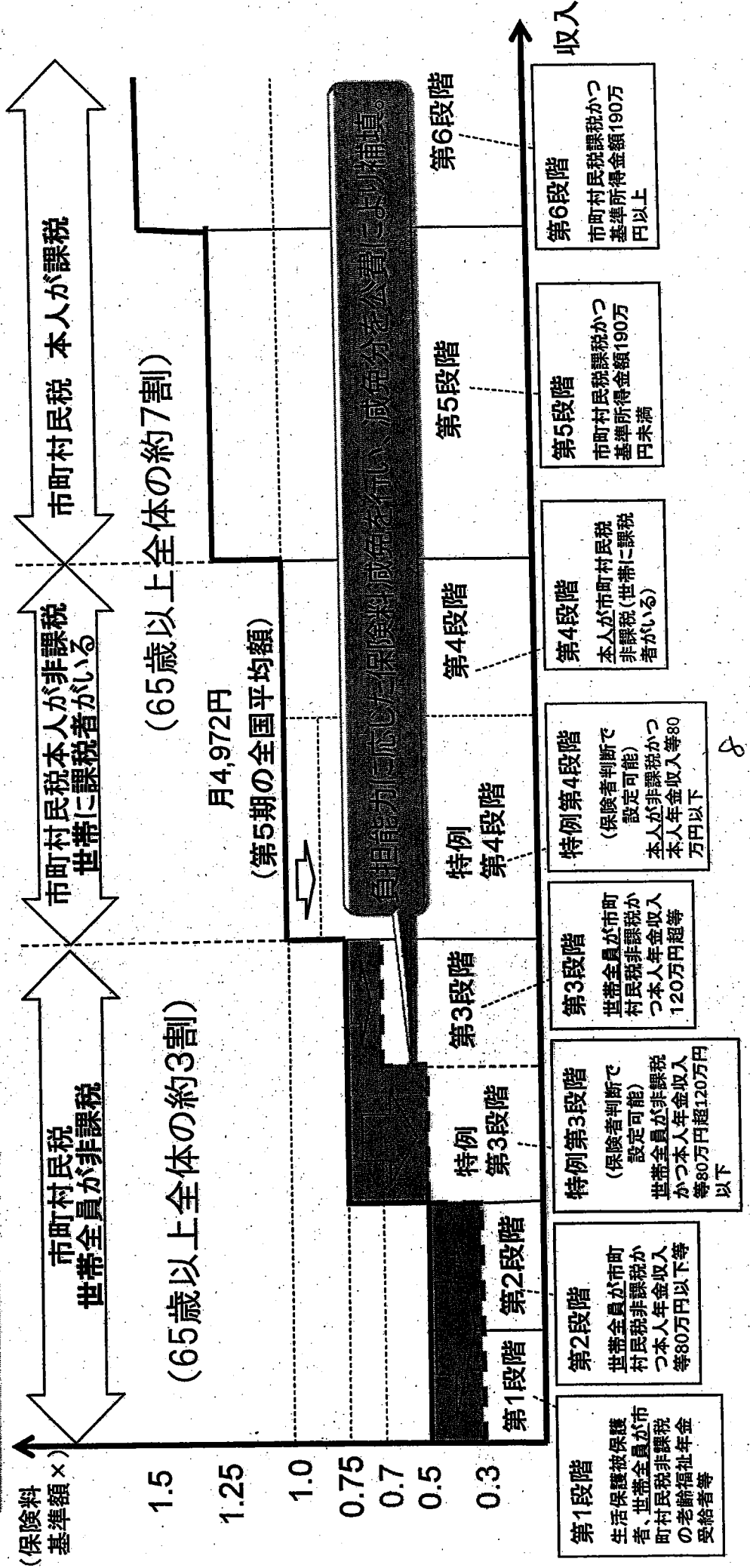
第1号保険料の低所得者軽減強化の検討イメージ

現行 27年度～

第1・第2段階	0.5	→	0.3
特例第3段階	0.75	→	0.5
第3段階	0.75	→	0.7

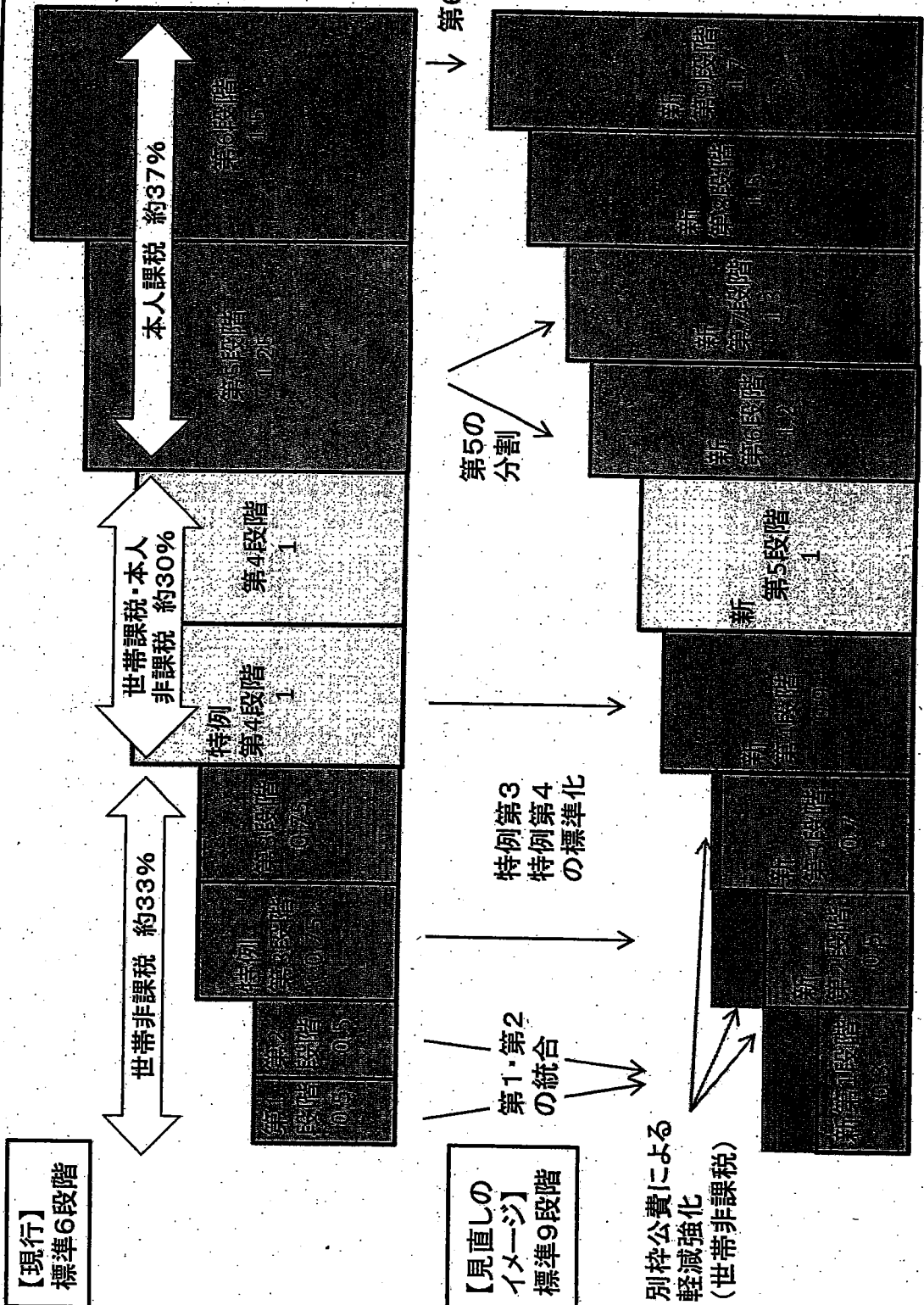
〔見直し案〕

- 給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化。
(公費負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- 平成27年度(第6期介護保険事業計画)から実施。



保険料の標準6段階から標準9段階への見直し

- 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。
- なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。
- 世帯非課税(第1～第3段階)については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図る。



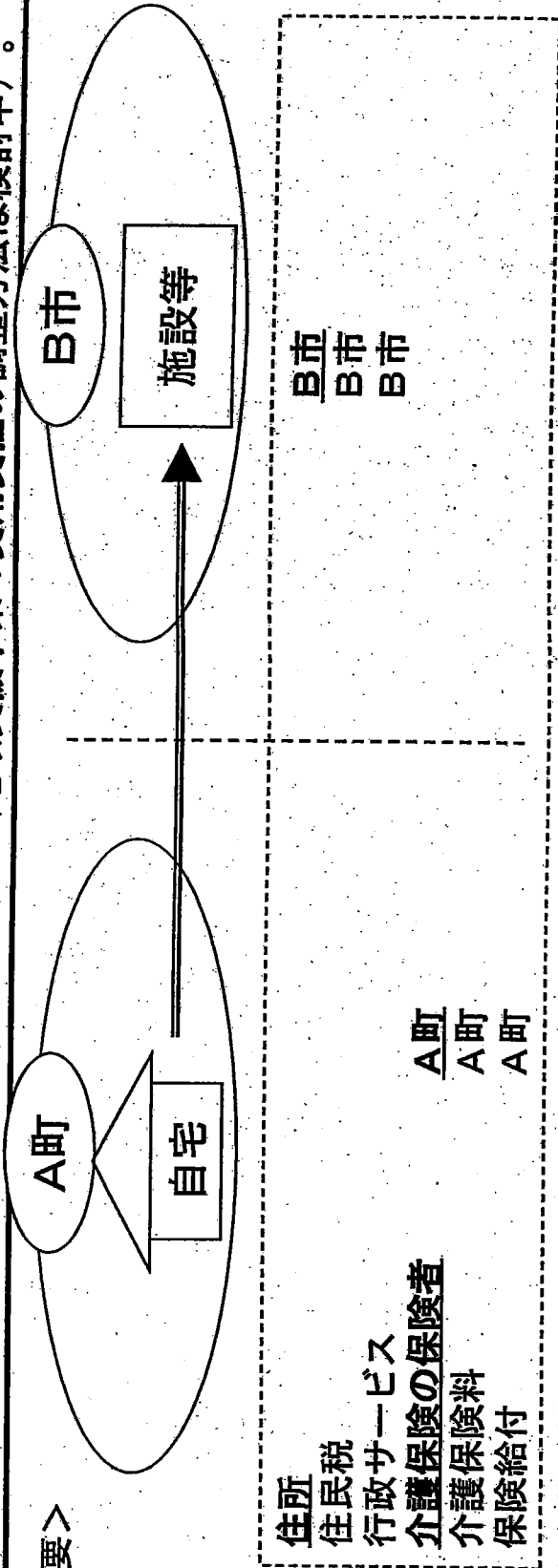
- ・乗率1.7は、現在の全保険者の最上位段階の乗率の中央値
- ・新第4段階の乗率0.9は、現在の全保険者の特例第4段階の部分の乗率(特例未実施を含む)の中央値

住所地特例

サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用

- 介護保険においては、住所地の市町村が保険者となるのが原則だが、介護保険施設等の所在する市町村の財政に配慮するため、特例として、入所者は入所前の市町村の被保険者となる仕組み（住所地特例）を設けている。
- 現在、サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当しても特例の対象外だが、所在市町村の負担を考慮し、その他の有料老人ホームとの均衡を踏まえ、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても、住所地特例の対象とする。
- 従来の住所地特例では、対象者が住所地の市町村の指定した地域密着型サービス及び地域支援事業を使いにくいうような課題があったが、住所地特例対象者に限り、住所地市町村の指定を受けた地域密着型サービスを使えるようにし、住所地市町村の地域支援事業を利用できることとする（地域支援事業の費用負担の調整方法は検討中）。

<制度概要>



<現在の対象施設等>

- (1) 介護保険3施設
- (2) 特定施設（地域密着型特定施設を除く。）

・有料老人ホーム

※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅は対象外。

・軽費老人ホーム

(3) 養護老人ホーム

この除外規定を見直し、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とする

指定管理者制度について

平成 27 年度の更新対象施設

(図 1)

施設名	担当課	現指定管理者	期間	指定管理料
中央福祉センター	社会福祉課	社会福祉法人 山陽小野田市社会 福祉協議会	3 年	14,205 千円
小野田斎場 山陽斎場	環境課	(有) 北斗産業	3 年	25,704 千円
小野田北部地区都市 公園施設 (27 園)	都市計画課	社団法人 山陽小野田市シル バー人材センター	3 年	27,278 千円
小野田南部地区都市 公園他施設 (10 園)	都市計画課	嶋田工業 (株)	3 年	37,543 千円
山陽地区都市公園他 施設 (25 園)	都市計画課	社団法人 山陽小野田市シル バー人材センター	3 年	11,932 千円

※指定管理料は、平成 26 年度の金額です。

以上の 5 施設について、平成 27 年度以降も指定管理者制度による施設管理を継続する方向で検討します。

平成 27 年度の更新対象施設指定期間について

指定管理者の指定期間については、指定管理者制度事務マニュアルで、

ア 施設の使用許可及び維持管理に関する業務が主たる公の施設については、概ね 3 年

イ 上記の業務に加え、

- ・事業の企画及び実施に関する業務を行い、業務内容に一定の専門性が認

められ人材の育成確保に時日を要する公の施設

- ・施設の管理運営にあたり初期設備投資がかかり5年程度の期間にしないと指定管理者の安定した運営が困難な公の施設

に該当する施設については、概ね5年を原則とすることが定められています。

この規定に基づき、平成27年度指定管理者制度更新対象施設の指定期間について、以下を基本として検討します。

(図2)

施設名	現指定期間	主な業務		次期指定期間
		ア	イ	
中央福祉センター	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	○		3年
小野田斎場 山陽斎場	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日		○	5年
小野田北部地区都市公園施設(27園)	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	○		3年
小野田南部地区都市公園他施設(10園)	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	○		3年
山陽地区都市公園他施設(25園)	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	○		3年

斎場における指定管理者単独指定について

斎場における指定管理者選定について、担当課の環境課から現在の指定管理者である「(有)北斗産業」の単独指定が望ましい旨申出がありました。

「指定管理者選定における単独指定の基準」に基づき、モニタリングのヒアリング等で審査をした結果、企画課としても単独指定が望ましいと判断し、その方向で検討します。

指定管理者選定における単独指定の基準

1. 新規に指定管理者制度を導入する施設

原則として公募とする。

ただし、地域に密着したコミュニティ関連施設（公民館、福祉センター等）については、地域住民の自主性を尊重する観点から、公募の例外として単独指定により指定管理者を選定できるものとする。また、高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）により設立されたシルバー人材センターにおいても法律の趣旨から単独指定により指定管理者として選定できるものとする。

2. 指定管理期間を終了し制度を継続する施設

指定管理者から提出された実績報告書及び決算報告書、並びに十分な事情聴取に基づいて作成されたモニタリングシート等により行われた総合的な審査により、利用者が現状のサービスを満足し施設の設置目的が充足され、かつ本市の経費負担（指定管理料）が一定以下であるとされた施設においては、現行の指定管理者を単独で再度指定することができるものとする。

ただし、サービスの質を維持しさらに高めていくためには、競争環境の保持が不可欠であることから、単独による指定の継続は最大2回までとするが、その後、公募による選定において従来の団体が選定されることを妨げるものではない。

3. 審査機関

上記1. 2の審査は、行政改革推進プロジェクト会議において行い、プロジェクト期間終了後においては庁議（平成18年3月31日訓令第1号）にて行う。

附則 この基準は平成20年9月4日から施行する。

小野田・山陽斎場指定管理者選定委員会 審査集計表

申し込み団体 有限会社北斗産業

審査員氏名 総務部長：中村聡 総合政策部長：堀川順生 市民生活部長：川上賢誠
 公募委員：塩田賢二、山田義隆 合計5名

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	合 計	平均点	補正後 平均点
I 公の施設の設置目的及び市が示した管理運営方針の理解と整合性について(6点満点)	6	6	5	4	4	25	5.0	5.0
II 安定的な運営が可能となる基盤について(7点満点)	7	7	6	6	5	31	6.2	6.2
III 利用者対応・サービス向上策等について(14点満点)	9	9	9	9	8	44	8.8	8.8
IV 施設の維持管理・保守点検管理の適正について(7点満点)	7	5	7	5	5	29	5.8	5.8
V 施設の管理運営に係る経費の内容について(5点満点)	3	3	3	3	3	15	3.0	3.0
VI 施設の管理運営に係る組織体制について(11点満点)	11	8	7	8	6	40	8.0	8.0
合 計 (50点満点)	43	38	37	35	31	184	36.8	36.8

■審査基準表の審査項目は1～6のカテゴリで大別しているが、審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、各カテゴリ別の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

【山陽小野田市中央福祉センター】指定管理者選定委員会 審査集計表

平成26年12月18日

申し込み団体 山陽小野田市社会福祉協議会

審査員氏名 総務部長:中村聡 総合政策部長:堀川順生 健康福祉部次長:伊藤雅裕
 公募委員:寺岡靖博、塩田賢二 合計5名

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	合 計	平均点	補正後 平均点
I 事業計画書等の内容が、市民の 平等な利用が確保されたものである か(11点満点)	9	11	8	9	9	46	9.2	9.2
II 事業計画書等の内容が、当該公 の施設の効用を最大限に発揮させ るものであるか(15点満点)	13	10	10	7	7	47	9.4	9.4
III 収支計画書等に沿った管理を安 定して行うために必要な人員、資産 その他経営規模及び能力を有してい るか、または確保できる見込みがあ るか(19点満点)	16	17	15	14	14	76	15.2	15.2
IV 事業計画書等の内容が、施設の 経費削減が図られたものであるか (5点満点)	2	1	1	0	0	4	0.8	1.0
合 計 (50点満点)	40	39	34	30	30	173	34.6	34.8

■審査基準表の審査項目は1～4のカテゴリで大別しているが、審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、各カテゴリ一別の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。